

令和2年度環境省重点施策集

令和元年8月



令和2年度環境省重点施策集目次

事 項	令和2年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
1 課題をチャンスに持続可能な成長をもたらす経済の具現化				
1.1 足下の環境課題に挑戦するビジネス主体の後押し				
省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業【エネ特】	7,830	(3,330)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	1
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】	7,500	(7,500)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	2
1.2 ビジネス主導の国際展開・国際協力の推進				
二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業【エネ特】	11,100	(9,100)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際地球温暖化対策担当参事官室、国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室	3
環境国際協力・インフラ戦略推進費	472	(327)	地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室	5
1.3 脱炭素経営等に取り組む企業に資金が集まる市場環境醸成				
SBT達成に向けたCO2削減計画モデル事業【エネ特】	300	(100)	地球環境局地球温暖化対策課、地球温暖化対策課市場メカニズム室	6
パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業【エネ特】	621	(621)	地球環境局地球温暖化対策課	7
E S G金融ステップアップ・プログラム推進事業【エネ特】	300	(300)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課環境金融推進室、地球環境局国際連携課	10
地域脱炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	4,800	(4,600)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課環境金融推進室	11
1.4 地域を元気にする再生可能エネルギーの導入促進				
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業【エネ特】	5,000	(5,000)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課(ほか)	12
(新) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業【エネ特】	7,500	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	13
水素を活用した社会基盤構築事業【エネ特】	3,000	(600)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局自動車環境対策課	14
CO2中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業【エネ特】	150	(150)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	15
既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業【エネ特】	200	(200)	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課環境研究技術室	16
2 今世紀後半を見通した技術のイノベーションを通じた社会の転換				
2.1 脱炭素社会を引き寄せるイノベーションの加速化				
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業【エネ特】	2,500	(2,500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	17
CCUS早期社会実装のための脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】	9,000	(7,220)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	18
再エネ等を活用した水素社会推進事業【エネ特】	3,980	(3,480)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	19
2.2 資源効率性の改善に資する技術開発、社会実装の推進				
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	5,000	(3,500)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、水・大気環境局水環境課、水環境課海洋環境室	20
循環経済構築力強化プログラム事業	103	(24)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	21
2.3 Society5.0時代に即した新政策の創出・拡大				
低炭素型の行動変容を促す情報発信(ナッジ)等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】	3,000	(3,000)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	22
里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	40	(33)	自然環境局自然環境計画課、生物多様性センター	23

事 項	令和2年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
3 地域資源を活用した地域の持続可能性の向上				
3.1 創造的な地域づくりを加速する基幹政策の推進				
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	500	(500)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課	25
(新) 地域課題の解決に向けた地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業	130	(0)	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課民間活動支援室	26
(新) 開発事業者と地域の連携による地域循環共生圏構築推進事業	30	(0)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課	27
浄化槽の整備【一部エネ特】	13,000	(11,577)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	28
3.2 地域資源を活かした自立的な地域経済の活性化				
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業(「一般廃棄物処理施設の整備」の内数)【エネ特】	25,950	(25,950)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	30
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】	9,650	(6,000)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、大臣官房環境計画課(ほか)	31
3.3 保全と利用が好循環する自然ツーリズムの推進				
日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	486	(437)	自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	35
世界遺産保全管理拠点施設等整備費	59	(11)	自然環境局自然環境計画課	36
国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特】	16,032	(11,173)	自然環境局国立公園課、国立公園課国立公園利用推進室、自然環境整備課	37
(新) 国民公園等魅力向上推進事業	260	(0)	自然環境局総務課国民公園室	38
3.4 「地元愛」を育む美しく豊かな地域環境の醸成				
海岸漂着物等地域対策推進事業	4,100	(400)	水・大気環境局水環境課海洋環境室	39
希少種保護推進費	784	(760)	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	40
(新) ポスト2020目標に向けた民間取組を活用した新たな自然環境保護のあり方の検討費	58	(0)	自然環境局自然環境計画課、野生生物課	41
騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費	57	(44)	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	42
4 健康・快適・安全でサステナブルな暮らしの実現				
4.1 持続可能性と両立する豊かさ・快適さの追求				
戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業【エネ特】	6,450	(6,350)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	43
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業【エネ特】	9,000	(5,000)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	44
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	154	(93)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	49
動物愛護管理推進費	580	(352)	自然環境局総務課動物愛護管理室	50
4.2 暮らしを取り巻く環境の安全性の向上				
アスベスト飛散防止総合対策費	222	(72)	水・大気環境局大気環境課	51
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	84,300	(61,500)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	52
クールシティ推進事業	73	(57)	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	53
4.3 少子高齢化がもたらす課題への環境分野での対応				
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	6,721	(5,905)	大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室	54
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	275	(262)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	55

事 項	令和2年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
5 激甚化・広域化する自然の脅威への備えと対策				
5.1 気候変動に適応したレジリエントな社会づくり				
気候変動影響評価・適応推進事業	898	(865)	地球環境局総務課気候変動適応室	56
熱中症対策推進事業	162	(139)	大臣官房環境保健部環境安全課	57
5.2 災害への備えのさらなる強化・高度化				
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】	11,600	(3,400)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	58
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	961	(341)	環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室	59
PRTR制度運用・データ活用事業	373	(192)	大臣官房環境保健部環境安全課	60
5.3 積極的な鳥獣管理等による生活リスクの低減				
指定管理鳥獣捕獲等事業費	3,000	(500)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	61
野生鳥獣感染症対策事業費	258	(83)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室、総務課動物愛護管理室	62
外来生物対策管理事業費	144	(140)	自然環境局野生生物課外来生物対策室	63
特定外来生物防除等推進事業	574	(574)	自然環境局野生生物課外来生物対策室	64
6 東日本大震災からの復興・再生に向けた取組				
6.1 環境再生の取組の着実かつ確実な実施				
中間貯蔵施設の整備等【復興特】	561,156	(208,127)	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	65
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	54,035	(118,686)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	66
特定復興再生拠点整備事業【復興特】	70,791	(86,941)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	67
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	104,621	(100,383)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	68
6.2 未来志向の取組による復興の加速化				
脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業【エネ特】	400	(400)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	69
放射線健康管理・健康不安対策事業費	1,348	(1,331)	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	70
自然公園等事業等	13,234	(11,641)	自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	71
7 地球規模の課題の解決に向けた国際環境協力				
7.1 実効的な国際枠組みづくりへの積極的貢献				
海洋プラスチックごみ総合対策費	367	(58)	水・大気環境局水環境課海洋環境室	72
(新) 2020年以降の国際化学物質管理枠組対応拠出金	185	(0)	大臣官房環境保健部環境安全課	73
国連大学拠出金 (SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	145	(145)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	74
ポスト2020目標検討等調査費	52	(44)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、自然環境計画課生物多様性主流化室	75
国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業【エネ特】	189	(189)	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室	76
7.2 建設的な国際議論の基礎を成す科学的知見の充実				
いぶき (GOSAT) シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	2,580	(1,975)	地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室	77
沖合海底自然環境保全地域管理事業費	296	(40)	自然環境局自然環境計画課	78
7.3 持続可能な社会構築に取り組む途上国等の支援				
アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	94	(64)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	79
水銀に関する水俣条約実施推進事業	323	(319)	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室	80

事 項	令和2年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
気候変動対策				
(1) 脱炭素社会の実現に向けた技術・社会システムのイノベーションの実践				
長期戦略等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査業務【一部エネ特】	702	(702)	地球環境局総務課低炭素社会推進室	81
カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】	250	(250)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	82
CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業【エネ特】	6,500	(6,500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	83
新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業【エネ特】	9,250	(3,350)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	84
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	33	(33)	地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室	85
(2) 総合的なフロン排出抑制対策の促進				
フロン等対策推進調査費	338	(258)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	86
二国間クレジット制度の構築等事業	92	(52)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	87
(3) 適応策の更なる推進<4. 2、5. 1を参照>				
(4) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力<1. 2、7. 2を参照>				
東日本大震災からの復興・創生				
(1) 被災地の環境再生に向けた取組の着実な実施				
帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】	418	(418)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	88
(2) 新たなステージに向けた、被災地の産業・まち・暮らしの創生<1. 1、6. 2を参照>				
循環型社会の形成・資源循環イノベーション				
(1) イノベーションの実装による国内での資源循環の促進				
廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業【エネ特】	360	(300)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	89
地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進業務	32	(22)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	90
(新) バイオマスプラスチック利活用検討業務	20	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	91
(新) リチウムイオン電池等処理困難物対策検討業務	20	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	92
高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務	100	(100)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	93
(新) 浄化槽リノベーション推進事業費	82	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	94
容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	285	(215)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	95
(新) 脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業【エネ特】	3,500	(0)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	96
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	8,042	(5,820)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	97
(2) 資源循環イノベーションの国際展開				
我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業【エネ特】	253	(253)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	98
生物多様性の保全と持続可能な利用				
(1) 新たな国際枠組みづくりへの貢献				
生物多様性国家戦略推進費	48	(36)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	99
(2) ポスト2020目標を見据えた生物多様性保全策の充実・展開				
生物多様性保全推進支援事業	200	(136)	自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	100
国際希少野生動物種流通管理対策費	88	(32)	自然環境局野生生物課	101
自然環境保全基礎調査費	81	(55)	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	103

事 項	令和2年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和元年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(3) 生活リスクの低減に向けた鳥獣管理や外来種防除の推進<5. 3を参照>				
(4) 自然環境の保全と利用の好循環を生み出すツーリズムの推進				
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	29	(23)	自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室	104
(5) 動物の愛護と適正飼養の推進による生活の質の向上				
(新) 犬猫のマイクロチップ情報登録システム構築費(「動物愛護管理推進費」の内数)	187	(0)	自然環境局総務課動物愛護管理室	106
(新) 愛玩動物看護師制度構築検討調査費(「動物愛護管理推進費」の内数)	19	(0)	自然環境局総務課動物愛護管理室	107
動物適正飼養推進・基盤強化事業(「動物愛護管理推進費」の内数)	162	(140)	自然環境局総務課動物愛護管理室	108
環境リスクの管理				
(1) 地域ニーズを踏まえた新技術による多様な環境リスクの低減				
自動車等大気環境総合対策費	236	(207)	水・大気環境局自動車環境対策課	109
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	341	(318)	水・大気環境局総務課環境管理技術室	110
(新) ICT活用による特殊自動車の省エネルギー補助事業【エネ特】	1,500	(0)	水・大気環境局自動車環境対策課	111
豊かさを実感できる海の再生事業	154	(118)	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	112
土壌汚染対策費	325	(315)	水・大気環境局土壌環境課	113
(2) 海洋プラスチックごみをはじめとする地球規模での環境リスク管理				
国際的水環境改善活動推進費	81	(70)	水・大気環境局水環境課	114
海洋環境関連条約対応事業費	55	(47)	水・大気環境局水環境課海洋環境室	116
(3) 化学物質管理<4. 3、5. 2、7. 1、7. 3参照>				
(4) 環境保健対策				
水俣病総合対策関係経費	11,192	(11,207)	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	117
(新) 石綿読影の精度確保等調査事業	167	(0)	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	118
総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化				
(1) 地域循環共生圏の創造				
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【エネ特】	5,200	(5,200)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課	119
地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業【エネ特】	100	(100)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課	120
(2) 経済システムのグリーン化に向けた取組				
中小企業による環境経営の普及促進事業	19	(19)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課	121
温室効果ガス関連情報基盤整備事業【一部エネ特】	892	(892)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	122
税制全体のグリーン化推進検討経費	32	(35)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課	123
(3) 環境政策の基盤となる技術研究・環境教育				
国立環境研究所運営費交付金	18,256	(16,659)	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課環境研究技術室	124
環境研究総合推進費関係経費	5,842	(5,836)	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課環境研究技術室	126
環境教育強化総合対策事業等	205	(205)	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課環境教育推進室	127
(4) 環境に配慮した事業活動へとつながる環境アセスメント				
環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業【エネ特】	744	(744)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室(ほか)	128
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】	330	(400)	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課	129

省CO₂型リサイクル等設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① アジア全体に拡大する廃プラスチックの禁輸措置に加え、令和元年5月に採択されたバーゼル条約の規制対象に汚れた廃プラスチックが加えられることへの対応及び令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、国内の省CO₂型プラスチックリサイクル設備の整備を行います。
- ② 上記とともに、再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリサイクル設備への支援を行い、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指します。

2. 事業内容

・プラスチック・低炭素製品等に係る高度リサイクル等の省CO₂型設備 (トッランナー) への補助

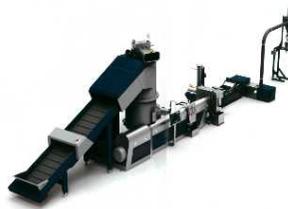
(対象設備例)



廃プラの選別設備



太陽光パネルリサイクル設備



ペレット化設備

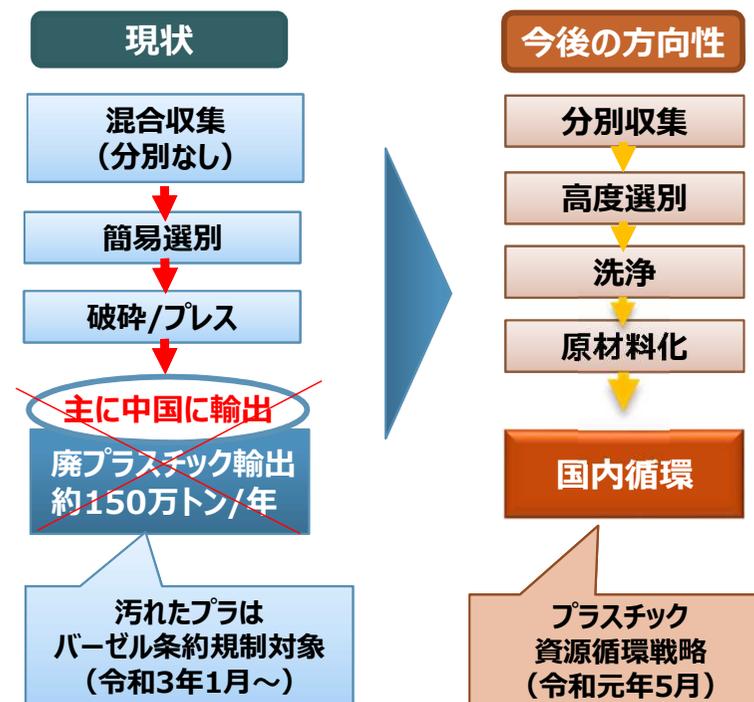


炭素繊維強化プラリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率 1 / 3、1 / 2)
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和2年度要求額 7,500百万円 (7,500百万円)】

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより機器の低価格化を促進。競争力強化を通じた我が国メーカーによる地球規模での環境対策への寄与及び世界経済の牽引
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン (HCFC) や代替フロン (HFC) が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃されており、HCFC機器からの早期転換が必要。さらに、モントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分のHFCの生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術として省エネ型自然冷媒機器の技術があるものの、イニシャルコストが高いことから現時点で自立的導入には至っていない。

仮に、自然冷媒への直接の転換が十分に行われないう場合、将来的に脱フロン・低炭素化が遅滞するとともに、民間資金の二重投資になる恐れ。

そのため、この機を捉え、省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率 1 / 3)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：03-5521-8329

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



【令和2年度要求額 10,100百万円（8,100百万円）】

- ①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
- ②脱炭素技術の国際展開により、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション(コ・イノベーション)を創出します。

1. 事業目的

- ① 優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献する。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大する。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を途上国向けにカスタマイズし、システム化・複数技術パッケージ化等を通じて途上国と協働し、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出・普及する。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要です。民間活力を活用し、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現します。

- パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率1/2）を補助。
- 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行を行い、その1/2以上を日本国政府の口座へ納入。

②コ・イノベーションによる途上国向け脱炭素技術創出・普及事業

経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげるべく、我が国の優れた脱炭素製品・サービスの途上国に適したリノベーションを行います。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（補助率3/10～1/2以内）、②間接補助事業(補助率：1/2, 2/3)
- 補助対象 ①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



②の例：途上国の離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



従来はディーゼル発電機に依存していたところ、再エネ電力の安定供給を実現し、他国へ展開・我が国へ還元。国際的なCO2削減へ

お問合せ先： ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246
②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330

優れた低炭素技術の途上国への導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクト支援により、途上国の最先端の低炭素社会への移行を支援。
- ② 世界全体での抜本的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、優れた環境技術の途上国における導入を促進する。

2. 事業内容

アジアの途上国においては、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられ、低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて需要。

「環境インフラ海外展開基本戦略」（平成29年7月）や「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）」（平成30年6月）に基づき、二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクトを支援。

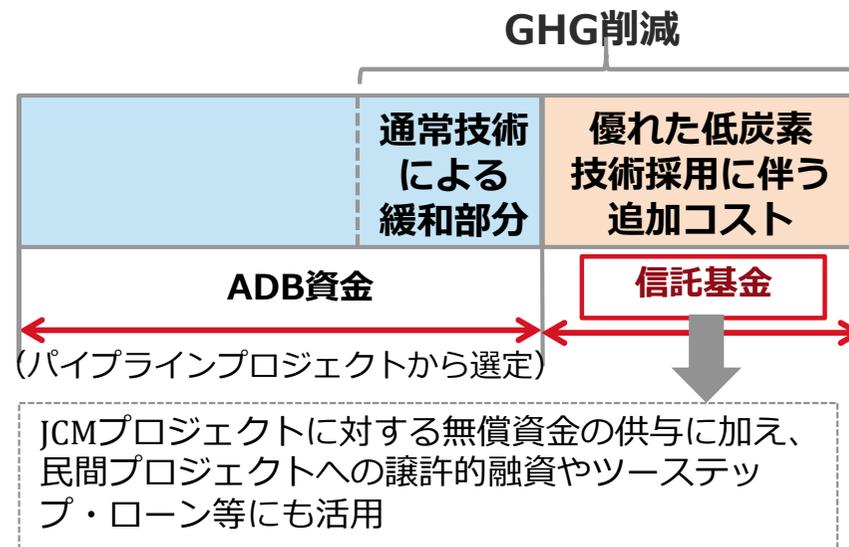
具体的には、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた低炭素技術の採用をADBの社会インフラ・プロジェクト（信託基金）により追加コストを支援することで、最先端の低炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。

優れた低炭素技術が、通常技術と比べライフサイクルコストの観点で経済的・社会的に優れていることを明らかにすることで、途上国側の市場の障壁を下げ、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行信託基金
- 実施期間 平成26年度～

4. 具体的なイメージ



<具体的な低炭素技術の事例>

- ・ 高効率排水処理設備（水分野）
- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高効率蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 高効率送電線（エネルギー分野） 等

我が国のこれまでの経験や技術を活かした環境分野での途上国支援をします。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓やASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献。
- ② インフラシステム輸出戦略に基づき、環境インフラの海外展開を官民一体で推進。

2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
 - ・二国間政策対話、フォーラム等を活用したトップセールスの実施
 - ・途上国に対する制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援
- 都市間連携によるSDGs実施支援
 - ・我が国が強みを持つ低炭素技術や廃棄物・リサイクル等の分野において、効果的な途上国支援を行うための戦略の検討
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
 - ・地域及び地球規模の環境問題に関しての日中韓における協力強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
- 海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援
 - ・海洋プラスチックごみナレッジ・センターの運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～（終了時期未定）

4. 活用事例

事例1：日本・ベトナム環境ウィーク



今年1月にベトナム天然資源環境省と共催の「日本・ベトナム環境ウィーク」において、第5回環境政策対話、環境インフラ技術セミナー等を開催。

事例2：第21回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM21）



今年11月にTEMM21が北九州市で開催され、三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い、今後の共同行動計画について議論。

SBT目標達成に向けたCO2削減ポテンシャルと具体的な削減対策を可視化する。

1. 事業目的

- ・ SBT認定企業のサプライチェーン全体の具体的な削減計画策定と削減取組の加速化、SBT未対応企業のSBTに対する取組みを促進する。
- ・ 中小企業の中長期の視点に立った削減ポテンシャル、削減行動を促進する
- ・ 排出量削減の取り組み実績の見える化、インセンティブの付与等、企業のパリ協定達成に向けた主体的な取組を更に促進する方策を検討。

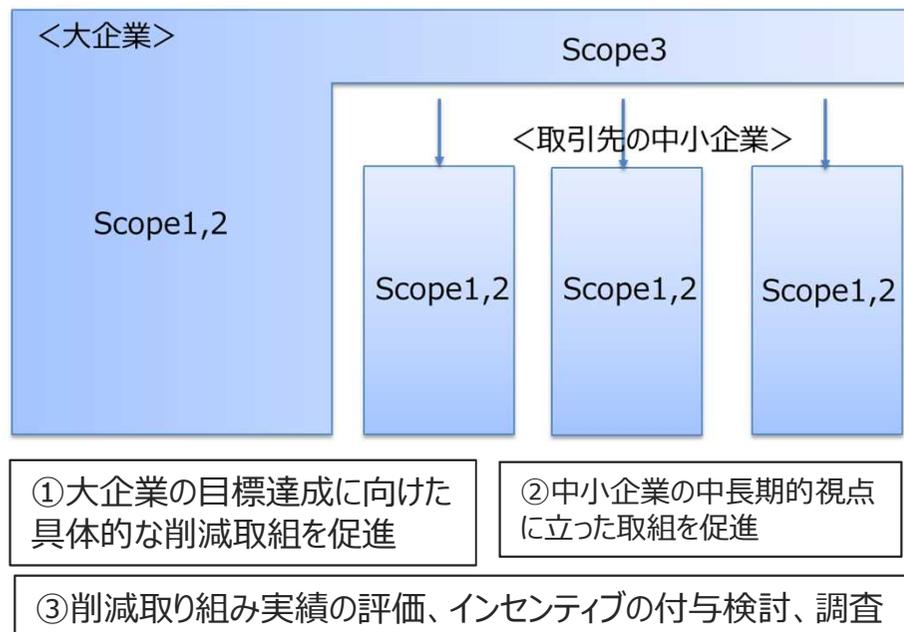
2. 事業内容

- ①本モデル事業で既にSBT認定等の中長期的な削減目標を設定している企業の拠点における中長期の削減ポテンシャル、サプライヤーとの企業間連携等による削減ポテンシャルの評価を踏まえた具体的な削減行動計画の策定をモデル的に実施することにより、SBT達成のために求められる技術等を整理し、マニュアルを策定する。
- ②また、大企業の取引先として、中小企業にも中長期の削減取組みが求められ始めていることを踏まえ、中小企業の特徴を考慮したうえで、2025～30年頃の削減目標に向けた中長期の削減ポテンシャルの診断を実施し、中長期の削減目標に向けた中小企業が取り組み可能な対策行動の可視化を促進する。
- ③加えて、実際の削減取組み実績の評価を行い、インセンティブを与えることでより広く削減取組みを進めるため、実績の見える化、評価方法等についても国内外の事例調査・検討を行い、取組みを促進するための仕組みの検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成31年度～令和2年度

4. 事業イメージ



パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業



【令和2年度要求額 621百万円（621百万円）】

バリューチェーン全体で脱炭素経営を促進し、企業価値の向上を促進する。

1. 事業目的

・SBTやRE100、TCFDといった脱炭素経営に舵を切る日本企業の取組を支援するとともに、企業が環境情報を開示するための情報開示の基盤整備を行うことで投資家の対話を促進し、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を後押しする。

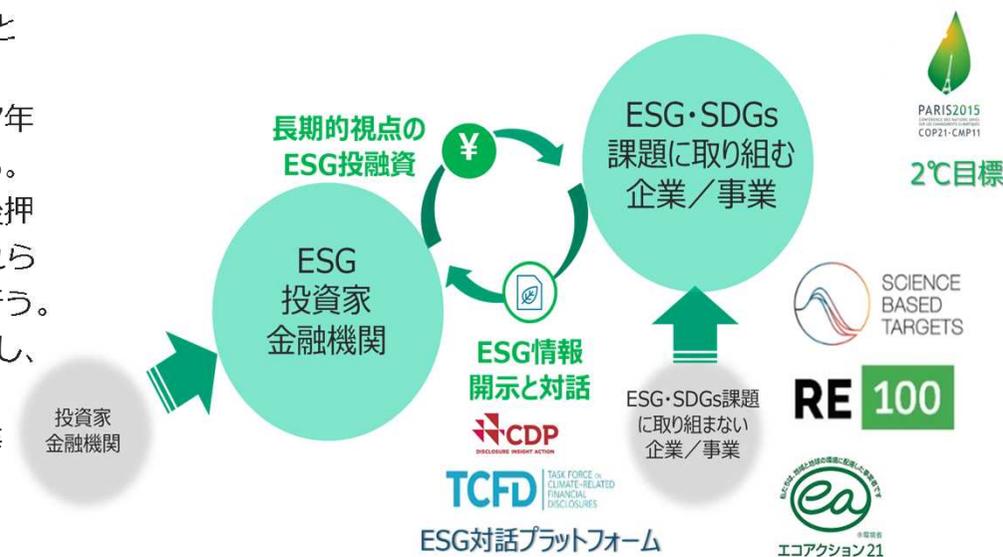
2. 事業内容

- パリ協定の中で、企業等の非政府主体の排出削減の重要性が強調されたことを契機に、国際企業はバリューチェーン全体での排出削減を目指し、SBTやRE100等に続々とコミットし、実現に着手している。
- 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年に気候変動のリスク・チャンスを経済情報に織り込み、開示することを求めている。
- 本事業は、企業のバリューチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しし、バリューチェーン全体のCO2削減を促進するもの。また、中小企業等がこれらのイニシアティブに意欲に取り組んだ際、取組を評価する方法についても検討を行う。
- 加えてTCFDの提言に沿った、気候関連リスク・機会のシナリオ分析の取組を支援し、シナリオ分析の事例の蓄積とガイダンスを策定する。
- これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等データ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務、間接補助事業（補助率 1/2）
- 委託先、補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 次ページ以降参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249

気候変動を織り込んだシナリオ分析を実施し、環境経営情報の開示基盤を構築する。

1. 事業目的

- ①気候変動に関するリスク・機会を織り込むシナリオ分析支援を通じ、TCFDへの対応を円滑化する
- ②環境情報の開示基盤を整備し、企業と投資家の直接対話を促進する

2. 事業内容

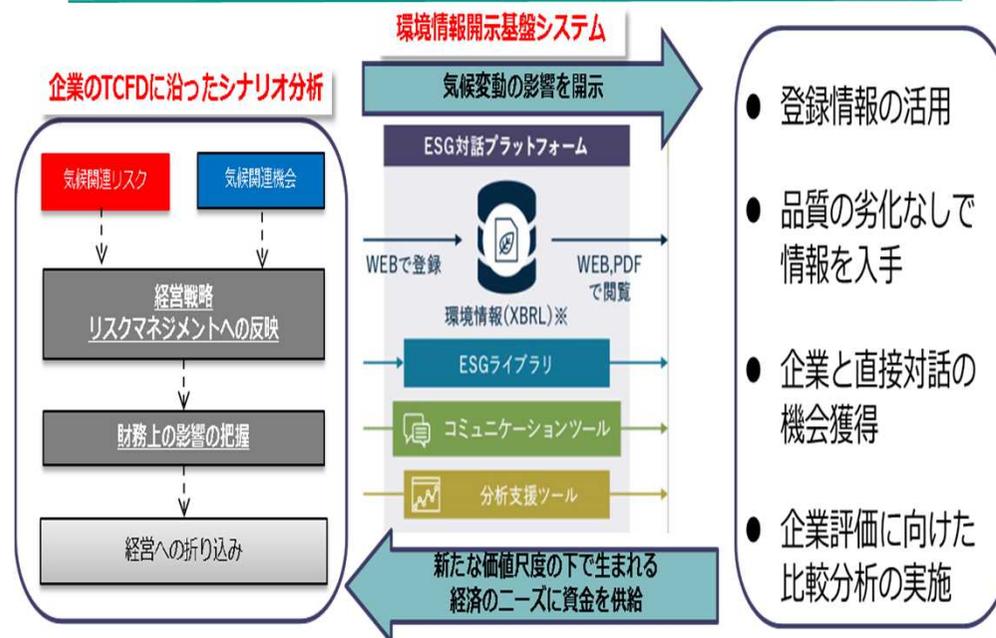
- 主要国の財務大臣・中央銀行からなる金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年にすべての企業に対して脱炭素経営を行うことを求める提言を発表。
- 具体的には、企業は2℃シナリオ等の気候変動シナリオを用いて自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスクマネジメントへ反映、その財務上の影響を把握し、年次財務報告書と併せて開示することが求められている。
- 本事業ではこうしたTCFDの提言に沿って対応する際に企業の課題となる、気候変動に関するシナリオ分析を行う企業の取組を支援するとともに、TCFDコンソーシアムとも連携しつつ、その過程を取りまとめたガイダンスを策定するもの。
- また、これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等のデータ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

- ①TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析のガイドライン策定事業(130百万円)
- ②バリューチェーン排出量等の環境情報を活用した投資促進のための環境情報開示基盤整備事業(250百万円)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 ①平成31年度～令和3年度、②平成25年度～令和3年度

4. 事業イメージ



サプライチェーン全体での排出量削減目標の設定、削減取組を促進する。

1. 事業目的

- ③企業のサプライチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しする
- ④地域での再エネ活用、地域活性化を促進する
- ⑤中小企業の環境経営体制の構築を促進する

2. 事業内容

- Science Based TargetsやRE100など、サプライチェーン全体での脱炭経営を行う企業が急速に増加している。
- 特に、我が国のもの作りは中小企業を中心であり、また自らのサプライチェーンに対しても削減を求める大企業も今後増加すると見込まれることから、大企業を中心となっている国際イニシアチブについて、中小企業等の取り組みを促進する仕組みを構築し、取組の輪を広げる。
- また、企業の目標達成に向けた取組を促進するためには、地域の再エネの活用を促進することが重要であるため、地域の再エネ促進についての調査、検討を行うもの。

③SBT・再エネ目標の推進事業(130百万円)

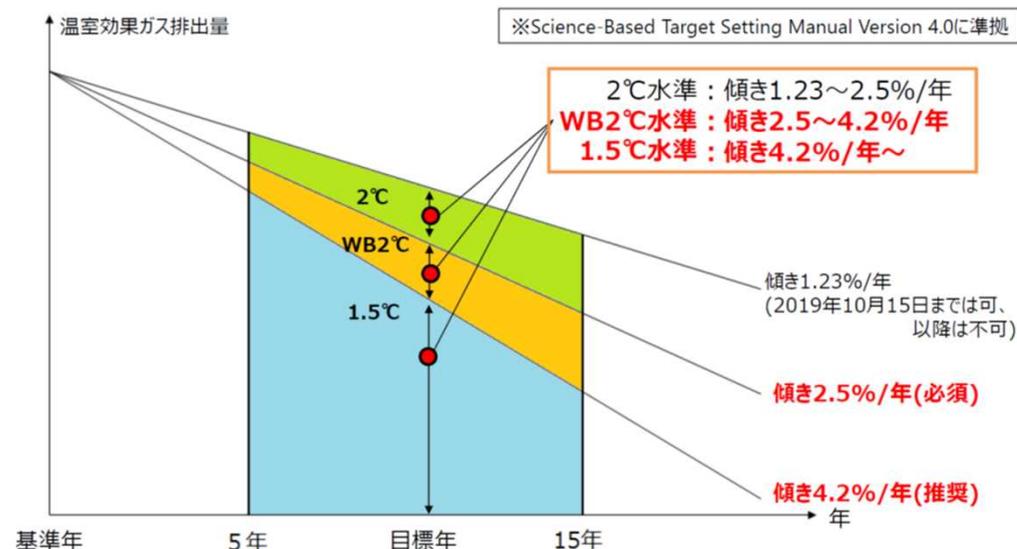
④地域の再エネ活用推進事業(40百万円)

⑤中小企業向けCO2削減に向けた環境経営体制構築支援事業(70百万円)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務、間接補助事業（補助率1/2）
- 委託先、補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 ③平成29年度～令和2年度、④令和2年度～令和4年度
⑤平成31年度～令和2年度、

4. 事業イメージ



※SBTの目標設定のイメージ

脱炭素社会に向けた我が国におけるESG金融の普及のための取組を支援する。

1. 事業目的

- ① グリーンファイナンスに係る諸外国の動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・ESG融資の普及のための取組を支援する
- ② 国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス主導への転換により、地球規模の気候変動対策推進に貢献する。

2. 事業内容

脱炭素社会への移行に向けて必要な投資額は極めて巨額であり、グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融を主流化していく必要がある。情報収集、調査、取組の情報展開や各国連携等を通じた支援を行う。

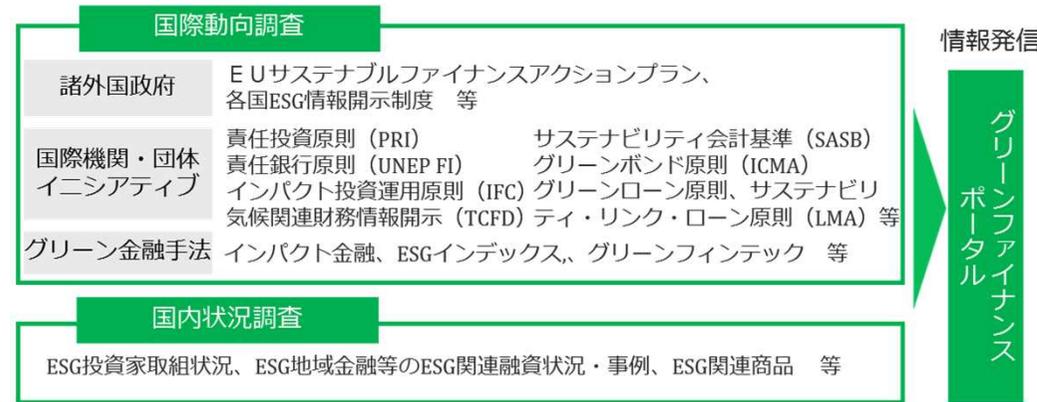
- (1) ① グリーンファイナンスに係る国際的な政策動向、国際機関の動向、投資家・金融機関等の取組事例、ファイナンス手法等の情報収集・調査・分析
- ② 国内のESG投資・地域ESG金融の取組事例収集・調査分析・支援
- ③ グリーンファイナンスポータルを整備、国内外への情報発信
- (2) ESG金融表彰、ESG金融ハイレベル・パネル運営
- (3) G20イノベーションアクションプランに基づき、イノベーションとそのファイナンスの状況等の動向調査、各国連携策の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和3年度

4. 事業イメージ

(1) 情報収集・調査・分析



(2) ESG金融表彰・ハイレベル・パネル



ESG金融に関する意識と取組を高め行動する場として開催 (平成30年度事業)

(3) イノベーションとファイナンスに関する動向調査・各国連携



G20イノベーションアクションプランに基づきワークショップ等を開催

再生可能エネルギー発電事業等の脱炭素化プロジェクトに出資します。

1. 事業目的

- ① 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに地域の民間資金を呼び込むため出資により支援する。
- ② 民間だけでは進んでいない脱炭素社会の構築に資する事業の課題を克服し、普及を促進する。
- ③ 地域における資金循環の円滑化を図り、脱炭素社会の創出と地域活性化を同時に実現する。

2. 事業内容

- ① 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域脱炭素投資促進ファンド」（基金）を運営する。
- ② 地域脱炭素投資促進ファンドからの支援は以下の通り。
 - 1.対象事業
 - 二酸化炭素排出量の抑制・削減につながるもの
 - 地域の活性化に資するもの
 - 民間だけでは必要な資金を調達できない脱炭素社会の構築に資する事業（例えば、設備稼働までリードタイムが長期に及ぶ等事業リスクが高いケース、金融機関の事業性評価の知見が不足しているケース等）

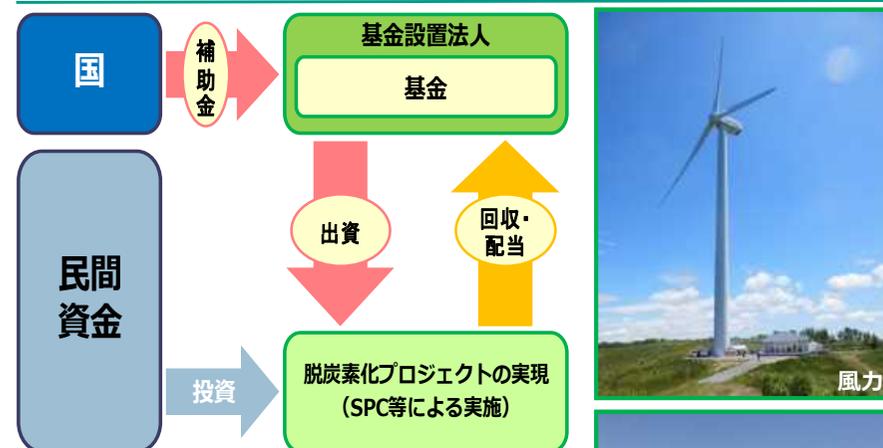
2.出資先

- 対象事業を行う事業者（対象事業者）

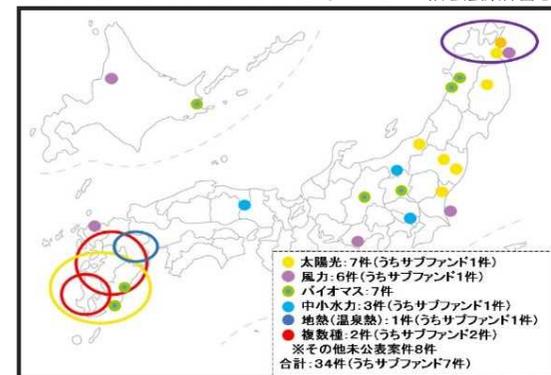
3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ



【これまでの出資決定案件】 平成31年3月末時点（非公表案件含む）



地産地消型、自家消費型の再生可能エネルギー設備導入等を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏づくりの鍵である地域の再生可能エネルギーの導入モデルを形成し、同様の課題を抱えている他の地域へ水平展開する。
- ② CO₂削減に係る費用対効果の高い自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーを持続的に活用する体制を構築し、将来的な自立的普及を図る。

2. 事業内容

固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、再生可能エネルギーの最大限の導入には、地域の自然的社会的条件に応じた導入モデルの形成と水平展開が不可欠。このため、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて、再生可能エネルギー導入に伴って生じる地域課題に適切に対応する等を支援する。

- ・ 再エネ発電設備、熱利用設備の導入（※）
- ・ 既存温泉熱の多段階利用の可能性調査
- ・ オフグリッド型の離島における再エネ発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入
- ・ 既存再エネ利用設備余剰熱を有効活用するための導管等設備の導入
- ・ 営農地等での再エネ設備導入

※太陽光発電設備の補助対象は、単位当たり費用が20万円/kW以下の案件に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2、2 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 活用事例

事例1：バイオマスボイラー

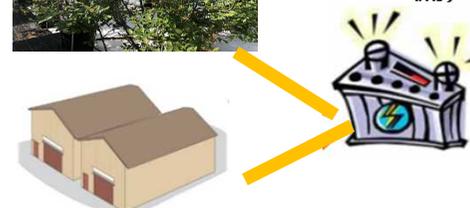


市内の遊休地・耕作放棄地で資源作物を栽培し、バイオマス燃料を確保した上で、地方公共団体が所有する温泉施設にバイオマスボイラーを導入（平成28年度事業、栃木県さくら市）

事例2：営農地での再エネ導入



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給



変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化に向け、需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等への支援を行います。

1. 事業目的

出力が変動し、予測誤差が生ずる太陽光、風力などの変動性再エネを大量に導入し、主力化を図っていくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転を迅速に変更し、需給調整する体制を社会全体で構築していく必要があることから、オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギーマネージメントや省CO2化が図れる需要側設備等への支援を行います。

2. 事業内容

出力が変動し、予測誤差が生じる太陽光、風力などの変動性再エネを主力化していくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転状況をモニタリングし、オフサイトからでも運転制御できる体制を構築していくことが必要となる。

このため、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギーマネージメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、稼働状況の報告を行う事業者に対し支援を行う。

（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

①オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池（一定要件を満たす車載型蓄電池*を含む）、蓄熱槽、ヒートポンプ、EMS、コジェネ、通信・遠隔制御機器等の需要側に設置する省CO2・エネルギーマネージメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線、熱導管等

（*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合であって、設備設置後3年間稼働状況を報告する者に限る）

②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能なシステム

※一定エリアに集中的に導入する場合には、優先採択を実施

3. 事業スキーム

■ 事業形態

間接補助事業 補助率 ①1/2（車載型蓄電池は容量の1/2×2万円/kWh）、②1/3（電気事業法上の離島は、補助率 ①2/3（車載型蓄電池は容量×2/3×2万円/kWh）、②1/2）

■ 補助対象

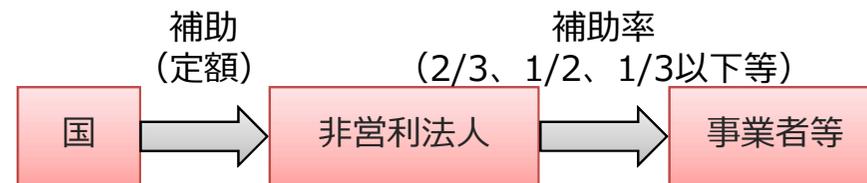
民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間

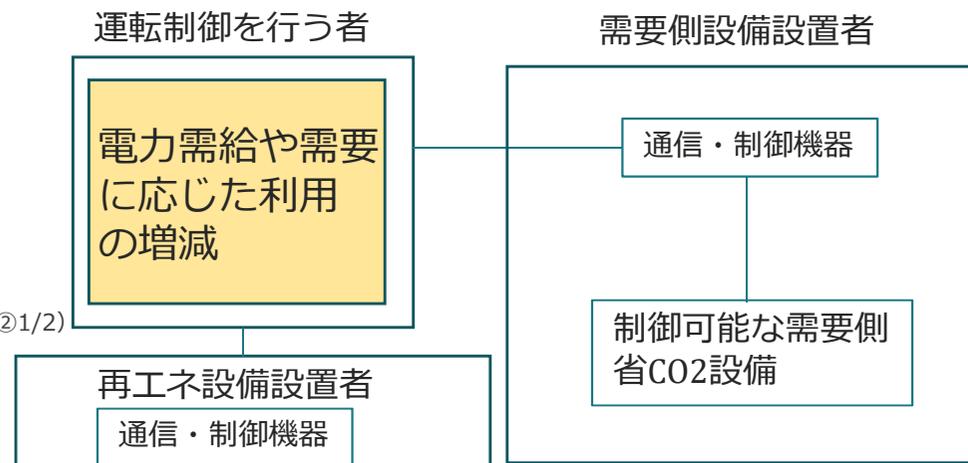
令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



オフサイトより運転制御可能な省CO2型需要側設備



水素を活用した社会基盤構築事業（一部国土交通省連携事業）



環境省



【令和2年度要求額 3,000百万円（600百万円）】

水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム及び産業車両等への支援を行います。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーを地域で最大限活用する将来像を見据え、自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策を確立する。
- ② 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。

2. 事業内容

1. 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業

地域の実情に応じた、水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルを確立し、再生可能エネルギーの導入とCO2排出削減を可能とする事業を支援します。具体的には、再生可能エネルギー発電設備とともに、①蓄電池②水電解装置③水素貯蔵タンク④燃料電池⑤給水タンク等、を組み合わせ、再生可能エネルギー由来の電気・熱（温水を含む）又は水素をオンサイトで供給するシステムを導入する事業の一部の補助を行います。

2. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、利用機会拡大を図るため、環境優位性の高い燃料電池バスや燃料電池フォークリフトの導入を支援します。

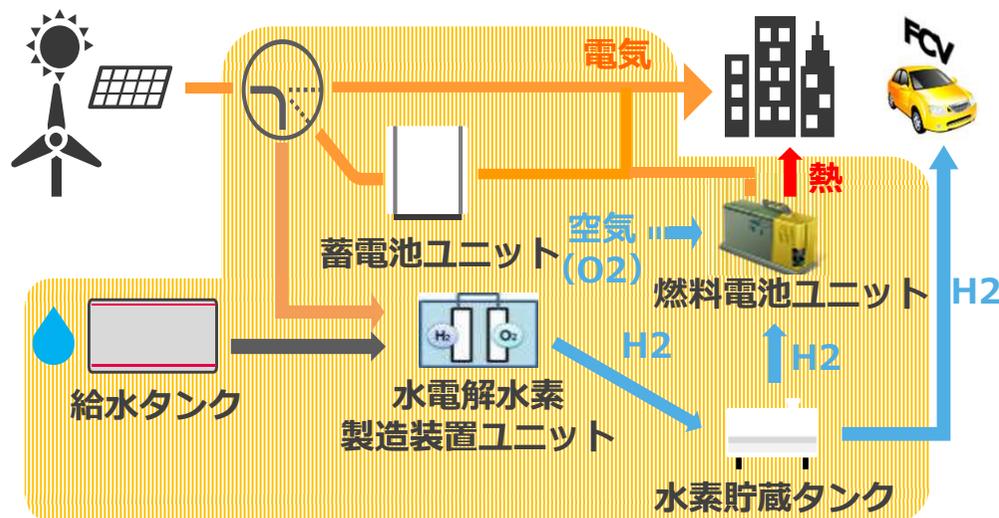
3. 地域再エネ水素ステーション保守点検事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、稼働初期における再エネ由来電力による水素製造ステーションの保守点検を支援します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



燃料電池バス



燃料電池
フォークリフト

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339
環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

電力業界の地球温暖化対策の進捗状況評価、必要に応じて実施すべき追加対策の検討に資する調査分析を実施する。

1. 事業目的

- ① 平成28年（2016年）2月公表の電気事業分野の地球温暖化対策において、毎年度、その進捗状況を評価し、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討することとしている。
- ② これを踏まえ、電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗状況を評価し、必要に応じて実施すべき追加対策を検討することに資する調査分析を行う。

2. 事業内容

- 電力部門の排出量は、我が国全体の約4割を占める最大の排出源で電力部門の低炭素化を進めることは、最も重要な温暖化対策の一つ。
- このため、平成28年（2016年）2月に、環境省・経済産業省で合意し、電力業界の自主的枠組の実効性の向上等を促すとともに、省エネ法等による政策的対応を行うことで、取組の実効性を確保することとした。実効性が確保されているかどうか確認するため、毎年度進捗状況をレビューし、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討することとしている。
- これを踏まえ、電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗状況を評価し、必要に応じて実施すべき追加対策を検討することに資する調査分析を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

- 環境大臣と経済産業大臣の合意（平成28年2月）
 - 引き続き「電力業界の自主的枠組み」の実効性・透明性の向上を促し、省エネ法等の政策的対応を行うことで電力業界全体の取組の実効性を確保することとした。
 - また、取組が継続的に実効を上げているか、毎年度進捗状況を評価し、目標が達成できないと判断された場合は、施策の見直し等について検討する。

電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗状況の評価
（平成29年度より毎年度）

2030年度CO2排出削減目標達成



【令和2年度要求額 2,500百万円 (2,500百万円)】

高品質窒化ガリウム(GaN)を活用し社会全体のエネルギー損失を徹底的に削減します。

1. 事業目的

- ① 温室効果ガス排出量の2030年度26%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- ② 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

2. 事業内容

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 当該デバイスを照明、パワコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成26年度～令和3年度

4. 事業イメージ



CCUS早期社会実装のための脱炭素・循環型社会モデル構築事業 (一部経済産業省連携事業)



【令和2年度要求額 9,000百万円 (7,220百万円)】

CCUS (CO2の分離回収・有効利用・貯留) の技術等の確立を行います。

1. 事業目的

2030年に向けて本格的にCCUSを社会実装していくため、商用化規模におけるCO2分離回収・有効利用技術等の確立とともに、脱炭素・循環型社会モデルの構築・普及展開を行う。

2. 事業内容

脱炭素化のためには、CO2排出削減に努めるとともに、排出されたCO2を回収・有効利用・貯留するCCUSの社会実装が必要。このため、以下の事業を実施する。

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業 (経済産業省連携事業)

海底地質の詳細調査を実施し、CO2の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。

(2) 環境配慮型CCS実証事業

CO2分離回収設備の建設・実証により、排ガス中のCO2を分離回収する場合のコスト、環境影響等の評価を実施する。また、社会実装に向けた分析・啓発等を通じ、我が国に適した円滑な導入手法を取りまとめる。

(3) CO2の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業 (経済産業省連携事業)

炭素循環のモデル構築にあたり、①産業施設等の排ガスや周辺大気から回収したCO2を原料とした化学物質を社会で活用するモデル、②CO2の資源化に適用可能な人工光合成技術を活用するモデルを構築し、CO2削減効果等の検証・評価を行う。

3. 事業スキーム

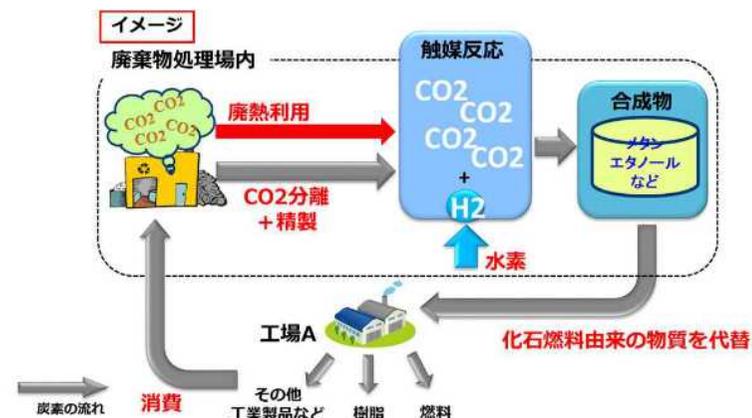
- 事業形態 委託事業
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成26年度～令和4年度

4. イメージ

CO2回収実証プラント
(回収能力：500 ton-CO2/日、稼働予定：2020年)



排ガス中のCO2を原料とし、水素・触媒等を利用したメタン・エタノール製造を実現





脱炭素社会構築に向けた水素サプライチェーンを地域に実装し、CO2削減効果や普及に必要な条件等を検証します。

1. 事業目的

- ① 地球温暖化対策の観点から、化石燃料由来ではなく再生可能エネルギー等由来の水素の利活用を推進する。
- ② 本格的な水素市場の拡大に必要な不可欠な水素サプライチェーンの構築及びそれを脱炭素化する技術を確認する。

2. 事業内容

水素のCO2削減効果の評価手法を確立、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素の脱炭素化促進及び地域における水素サプライチェーンの水平展開を効率的に図っていきます。具体的には以下の委託事業を行います。

1. 水素利活用CO2排出削減効果等評価・検証事業

水素の製造から利用までの各段階のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体で評価を行うためのガイドラインを策定・改善し情報発信を行います。

2. 地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ脱炭素社会構築を目指した水素技術を実証します。

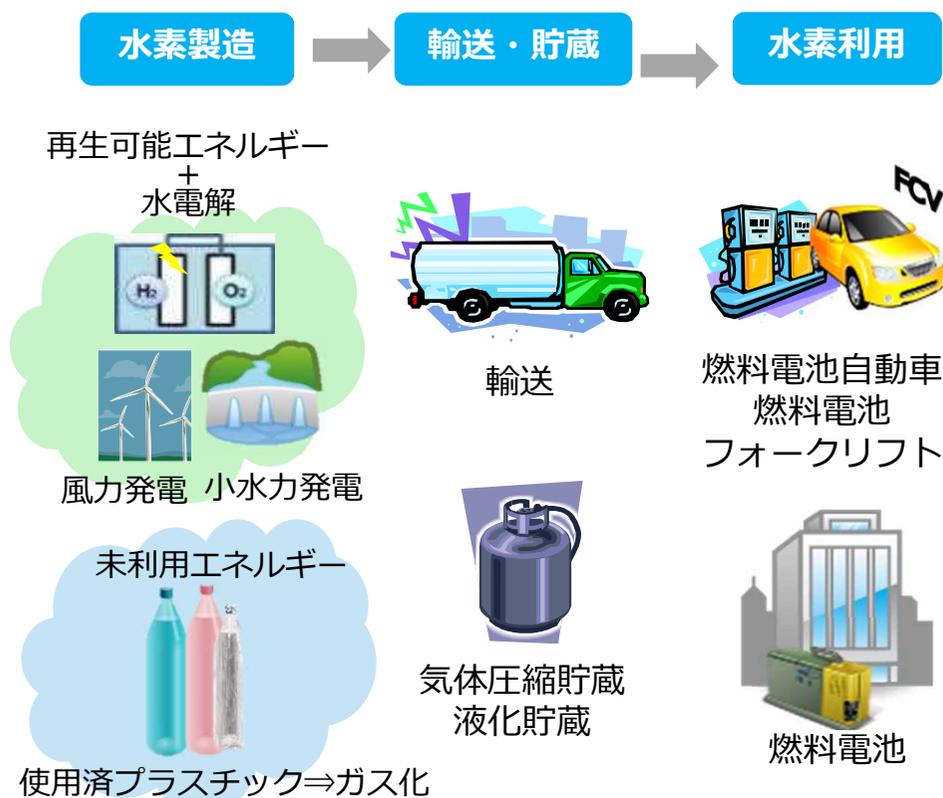
3. 既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業

既存の再エネを活用した水素供給コストの抑制や需要の創出に繋がるシステムの構築など、事業化に向けた水素供給モデルの運用実証を実施します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 1及び2. 平成27年度～令和3年度
3. 令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ



プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

① 化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

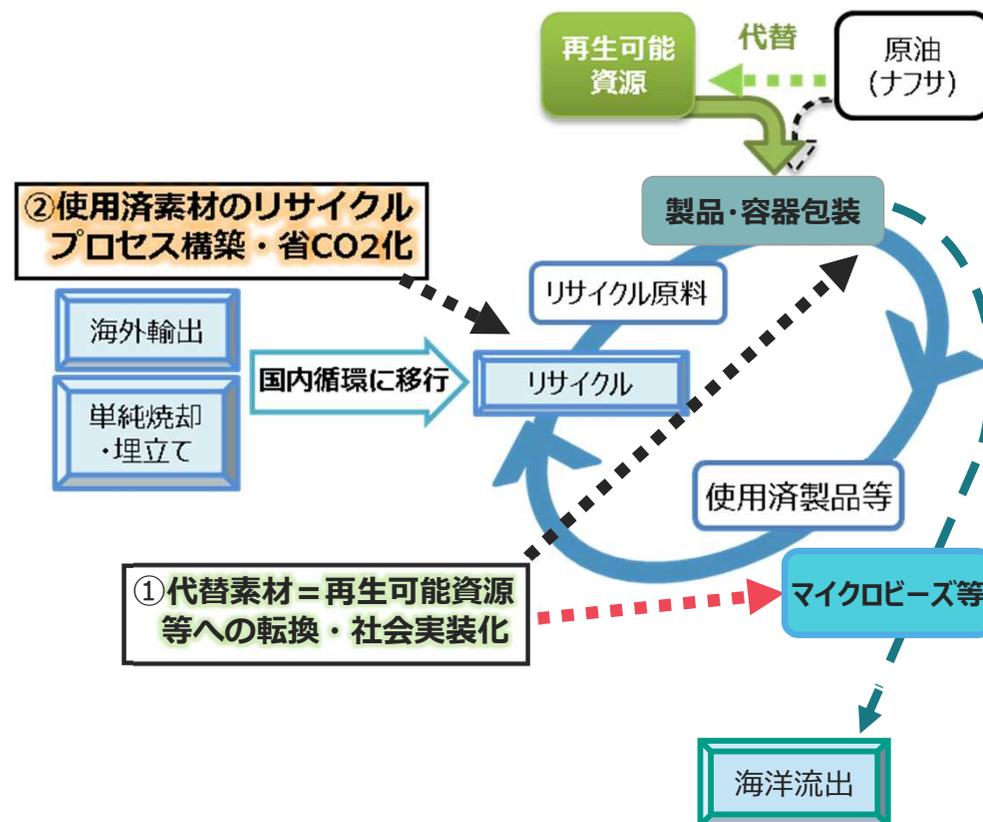
② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



官民が連携して循環経済に関する取組を推進し、国際的な議論をリードします。

1. 事業目的

- ① アジア各国の循環型社会の構築を推進する。
- ② CEチャレンジプロジェクト推進、国際標準化の議論への貢献により、循環経済に関する国際的な議論をリードする。
- ③ プラスチック廃棄物関連データの収集を支援することで、途上国の海洋プラスチックごみ対策の実効性を高める。

2. 事業内容

（1）アジア循環型社会構築検討調査

UNEP国際資源パネル（UNEP IRP）やOECD資源生産性・廃棄物作業部会（OECD WPRPW）での資源効率性に関する国際的な議論をリードする。また、3R目標の達成に向けた助言等を行い、アジア各国の循環型社会の構築を牽引する。

（2）循環経済構築推進事業

循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進するCEチャレンジプロジェクトを推進する。また、循環経済に関する国際標準化の議論に、我が国の取組や技術情報を積極的にインプットする。

（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組を踏まえ、アジア各国に対して廃棄物の発生量、適正処分量などのデータの収集・整理に関する能力構築支援を行い、海洋プラスチックごみ対策を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成21年度～

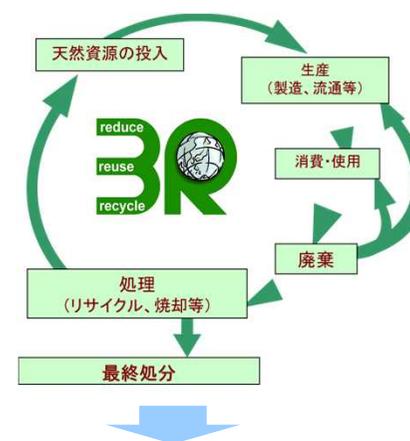
4. 事業イメージ

（1）アジア循環型社会構築検討調査



（2）循環経済構築推進事業

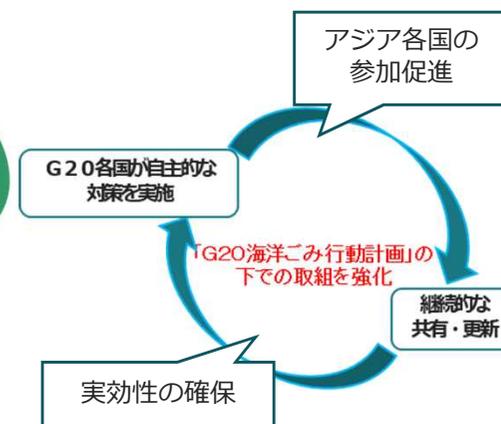
CEチャレンジによる企業の野心的な取組の推進



国際標準化の議論にインプット

（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20実施枠組のデータ収集支援



低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業



環境省



【令和2年度要求額3,000百万円（3,000百万円）】

国民一人ひとりの自主的な行動喚起の促進を通じて、社会システムやライフスタイルの変革を実現します。

1. 事業目的

- ① 日本型の行動変容モデルを構築し、地域連携により社会課題の解決・地域循環共生圏の具現化を図る。
- ② 行動インサイト（Behavioral Insights）と技術（Tech）の融合（BI-Tech：バイテック）により、IoTでビッグデータを収集し、AIで解析してパーソナライズしたフィードバックを実現。
- ③ 自家消費される再エネにCO2削減価値を創出し、当該価値を取引するプラットフォームを実用化。

2. 事業内容

近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）やブースト（boost：ぐっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を（1）情報発信等を通じて直接促進し、また、（2）社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き、脱炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要。

2017年4月に環境省が産学政官民のオールジャパンの取組として日本版ナッジ・ユニットBESTを発足。代表として米国エネルギー省、ハーバード大学、各国ナッジ・ユニット等との連携の下、世界最先端のモデルの構築・実証により環境価値の実装された低炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 (1)(2)民間事業者等
- 実施期間 (1)平成29年度～令和4年度(2)平成30年度～令和4年度

4. 委託内容

（1）ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業

エネルギーやCO2排出実態に係るデータ（電力、ガス、燃料の使用等）を収集、解析し、パーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な脱炭素型の行動変容を促す等、省エネ・CO2排出削減に資する行動変容モデルを構築。自治体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。

（2）ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業

これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術及び計測機器を用いて構築し、実証。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

絶滅危惧種等の生息地の保全・再生を推進するため、二次的自然を中心に分布情報などの拡充を図ります。

1. 事業目的

- ① 「重要里地里山」・「重要湿地」における昆虫類・両生類・魚類等の分布情報を拡充するとともに、複数の種が集中的に分布する地域（絶滅危惧種分布重要地域）を抽出し、生息地等保護区指定検討等の基礎資料としての活用を図る。
- ② 調査手法が捕獲に限られていた淡水魚類について、環境DNA分析技術の標準化と一般への普及、分布情報の収集、を通じて、調査のコスト低減と迅速化に資するとともに、自治体や保全団体による調査体制の構築を支援する。

2. 事業内容

「種の保存法」改正により特定第二種国内希少野生動植物種制度が新設されるなど、二次的自然に生息する種も含めた保全が重要となる中で、多くの絶滅危惧種等が分布する里地里山・湿地といった生息地の保全・再生を効率的かつ効果的に進めていくため、重要地域の抽出や新技術等に係る調査を実施する。

■ 重要地域抽出調査

- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域抽出手法の検討
- ✓ 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種情報の拡充
- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域の抽出

■ 環境DNA技術を用いた淡水魚類調査手法の標準化等調査

- ✓ 淡水魚類を特定するためのDNA情報のデータベース化
- ✓ 環境DNA分析技術のマニュアル作成（環境DNA学会との共同）
- ✓ 環境DNA分析技術の普及・一般化のための調査体制構築

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学、研究機関
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



生物多様性減少リスク管理の強化
環境アセスメントにおける生物調査のコスト低減・迅速化

各年度事業概要	年度	重要地域	環境DNA分析
	R2	情報拡充調査等	リファレンス整備等
	R3	情報拡充調査等	リファレンス整備等
	R4～	重要地域抽出等	マニュアル取りまとめ等

二次的自然等に
多くの絶滅危惧種
が分布

重要里地里山
(500地区)



里地
里山A

里地
里山C

重要湿地
(633地区)



湿地B

湿地D

■ 重要地域抽出調査

- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域抽出手法の検討
- ✓ 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種情報の拡充
- ✓ 絶滅危惧種分布重要地域の抽出

専門家等による
検討会において
調査・抽出方法
について助言



- ✓ 既存文献調査
 - モニタリングサイト1000
 - 自然環境保全基礎調査
 - レッドデータブック等
- ✓ 有識者ヒアリング



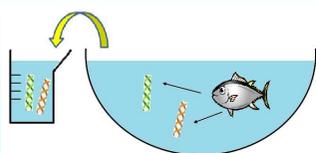
重要里地里山・湿地における
絶滅危惧種の分布情報の拡充

	A種	I種	II種	I種	I種	II種	II種
里地里山A	○	○		○	○		○
湿地B			○				○
里地里山C	○						○
湿地D			○	○		○	○

絶滅危惧種が集中的に
分布する絶滅危惧種分布
重要地域を抽出

里地
里山A

湿地D



環境DNA技術による淡水魚類調査、
同技術の標準化等

環境DNA分析技術を用いた
淡水魚類調査方法の
普及・一般化

■ 環境DNA技術を用いた淡水魚類調査手法の標準化等調査

- ✓ 淡水魚類を特定するためのDNA情報のデータベース化
- ✓ 環境DNA分析技術のマニュアル作成（環境DNA学会と連携）
- ✓ 環境DNA分析技術の普及・一般化のための人材育成及び調査体制構築

生物多様性減少リスク
管理の強化

- ✓ 自然再生等による効率的・効果的な保全対策の実施
- ✓ 生息地等保護区 及び国内希少野生動植物種の選定に向けた基礎資料
- ✓ 外来種対策の強化・効率化
- ✓ 科学的基盤の継続的な維持強化

環境アセスメント
における
生物調査のコスト
低減・迅速化

- ✓ 調査コストの低減、期間の短縮化
- ✓ 捕獲が困難な種の正確な情報把握

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|-----------------|
| ■ 事業形態 | 共同実施／請負事業 |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和元年度～令和5年度（予定） |

4. 事業イメージ

地域循環共生圏



地域循環共生圏に関する情報を発信し、地域金融や経済団体を含めたパートナーシップを強化します。

1. 事業目的

- ・第五次環境基本計画に掲げられた環境・経済・社会の統合的向上の実現には多様な主体との協働が重要。
- ・地銀関係者など地元産業界にネットワークをもつ者を、各地方環境事務所の取組と産業界をつなぐ橋渡し役に任命し、これまで手薄だった企業・金融機関とのパートナーシップを強化します。
- ・橋渡し役は、金融や企業の視点から地域循環共生圏の情報を収集・発信するとともに、情報交換会を定期的を開催することで、民間活力の発揮を促し各地域で自立的に持続可能な事業活動が展開することを目指します。

2. 事業内容

複合的な要素が絡み合う地域課題の解決のためには、環境分野の関係者のみならず多種多様な関係者と協調した取組と、地域ニーズに即した政策の実施が不可欠です。

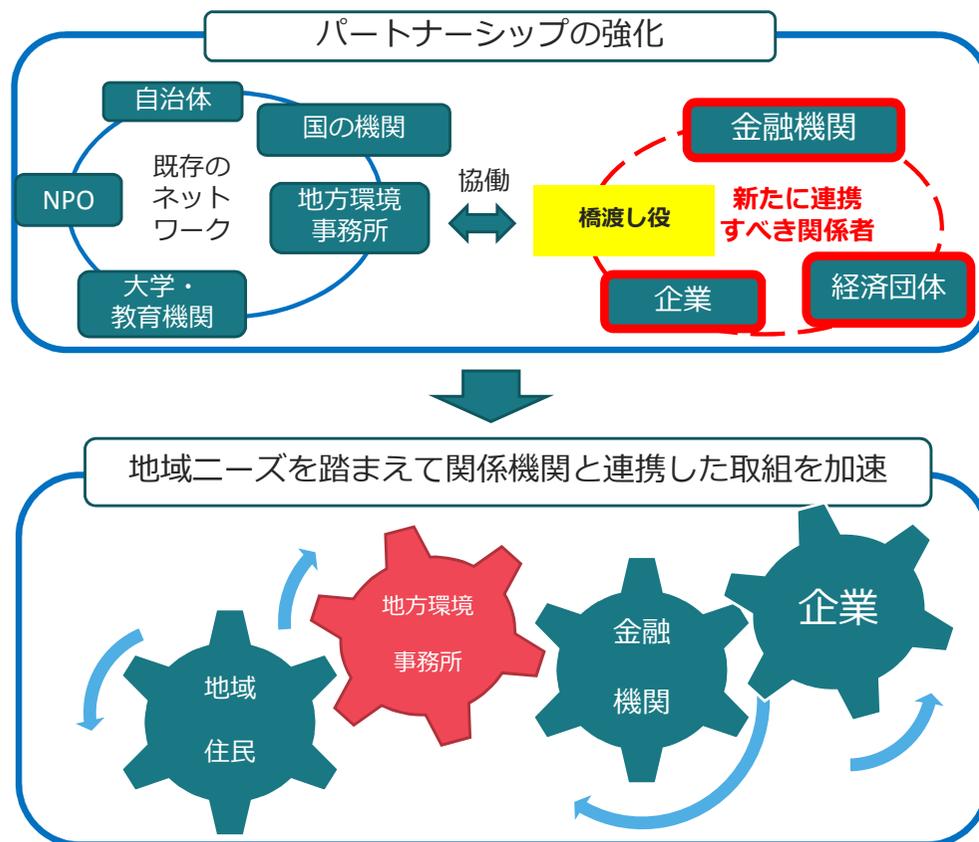
このため、地域社会と連携しながら環境政策を推進する地方環境事務所と地元産業界とのパートナーシップを強化します。

- ① 新たに金融機関・企業も交えて協働体制を構築するため、地元産業界にネットワークをもつ者を橋渡し役に任命。
- ② 橋渡し役は、金融や企業の視点で地域循環共生圏の情報を収集・発信。
- ③ 地域の金融機関、経済団体等を集めた情報交換会等を開催。
- ④ 地域循環共生圏創造の基盤となる企業・金融機関とのパートナーシップの形成を促進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



開発事業者による地域と連携した環境保全の取組を促進します。

1. 事業目的

開発事業者が地域の関係者と連携して、計画段階から事業に環境保全の考え方や対策を組み込むことにより、開発事業者と地域が連携した持続可能な地域循環共生圏づくりを推進する。

2. 事業内容

- 開発事業者が事業の計画段階から地域の関係者と協議し、保全すべき場所を検討したり、地域と連携した環境保全対策を検討することにより、よりよい事業の実施が可能になる。
- 加えて、これらの取組をより有効にするためには、地域関係者・関係機関が自らの地域の将来像について検討し、開発事業者と連携した自律的な保全活動の実施方法を検討することが必要となり、これらを通じて地域循環共生圏の構築が推進されることが期待される。
- 具体的には、開発事業者が、計画段階から地域と協議して進めている事例や、事業者と地域とが連携して代償措置を含む環境保全対策を実施している事例等を収集し、優良事例を奨励するとともに関係団体や自治体等に周知する。さらに、開発事業者と地域の円滑な連携を促進する方策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業成果イメージ

- 地域関係者・関係機関が自らの地域の将来像について検討し、開発事業者と連携した自律的な保全活動の実施方法の検討等を推進。
- 開発事業者が自らの事業実施に伴う環境影響を代償するため、地域の自然環境保全や保存活動を支援する方法の検討等を推進。



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和2年度要求額 11,000百万円（9,577百万円）】

浄化槽の整備推進を図り、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 全国に、未だに1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、生活雑排水が未処理の状態。
- ② 廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、浄化槽整備区域内における(1)浄化槽人口普及率を70%、(2)合併処理浄化槽の基数割合を76%、(3)省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量を12万トンCO2としている。
- ③ このため、循環型社会形成推進交付金等を有効活用して、今後の浄化槽の普及戦略を進める。

2. 事業内容

- 浄化槽設置整備事業(個人設置型) (交付率1/3)
改 環境配慮事業の対象拡大（「浄化槽処理促進区域」内の環境配慮型浄化槽設置）(交付率1/2)
改 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大（①管理組合等が行う共同浄化槽（100人以上）の整備（流入管を含む）、②合併処理浄化槽の更新）(交付率1/3、1/2)
- 公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）(交付率1/3)
改 環境配慮事業の対象拡大（「浄化槽処理促進区域」内の環境配慮型浄化槽設置）(交付率1/2)
改 商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定(交付率1/3、1/2)
- 新 浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)
浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



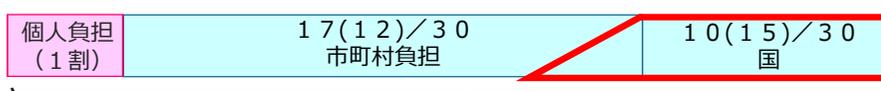
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 改）建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
・ 浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・ 大型浄化槽の機械設備の例



（高効率ブロワ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化の取組を支援する。

2. 事業内容

東日本大震災と原子力発電所の事故を起因としたエネルギー需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。このため、以下の事業について補助を行う。

(1) 交付金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- ・計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）：1/3交付

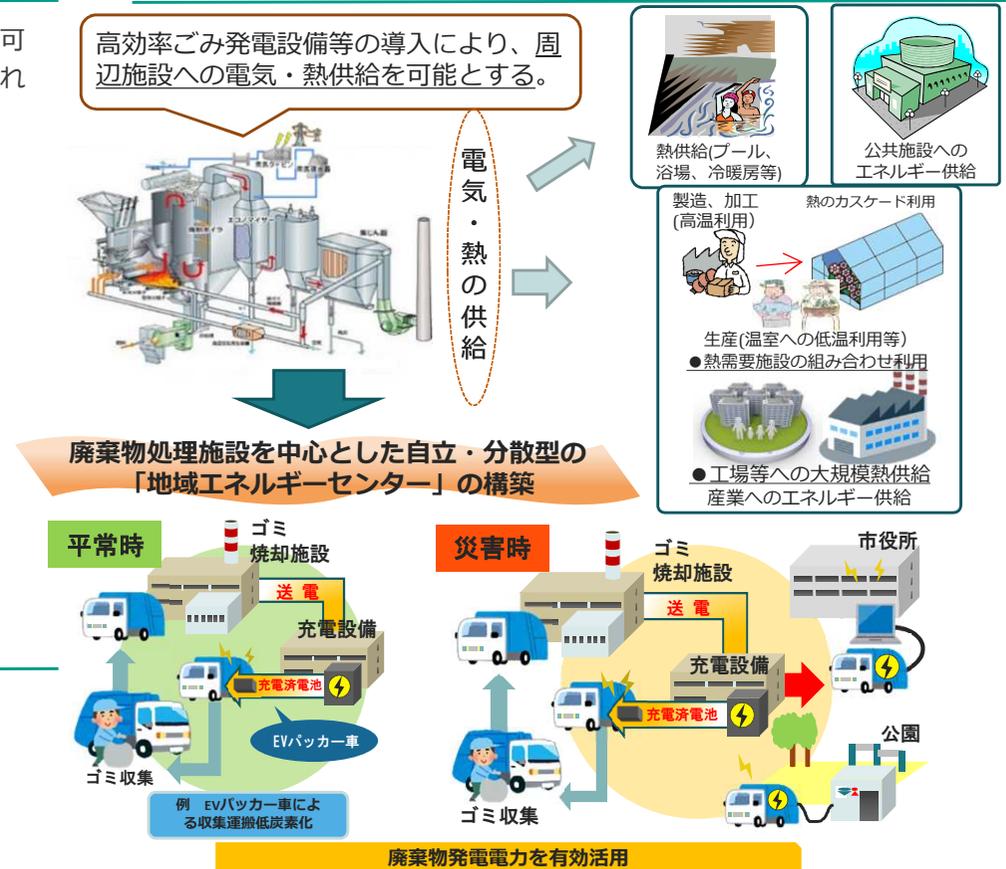
(2) 補助金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
（EVパッカー車は差額の2/3補助）
- ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ・廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)交付金 (2)間接補助事業
- 対象 (1)市町村等 (2)市町村等・民間事業者
- 実施期間 (2)令和元年度～

4. 事業イメージ





【令和2年度要求額 9,650百万円（6,000百万円）】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

（1）脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

（2）地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ③ 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業

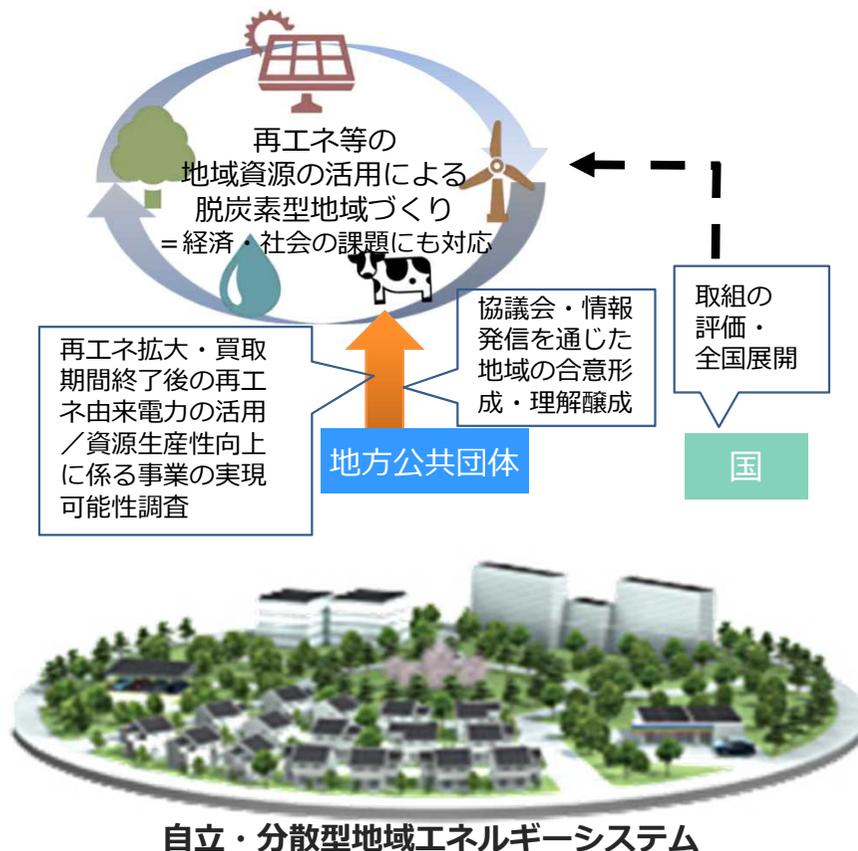
（3）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業 / 間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 事業イメージ





地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- ・ 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

2. 事業内容

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
- ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
- ・ 地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。

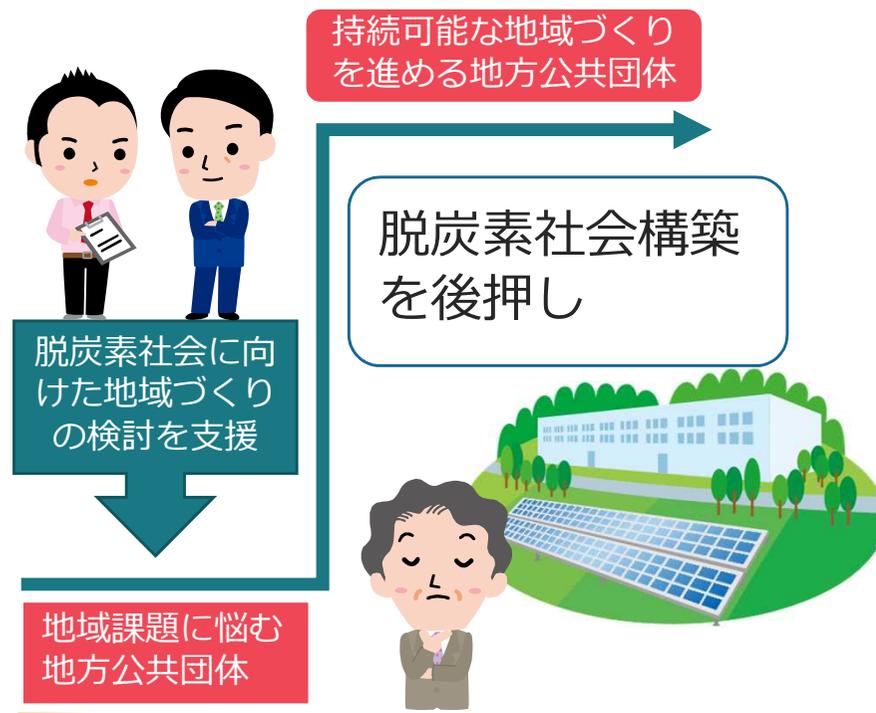
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

- ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ②：委託事業 / ①：間接補助事業（定額）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 事業イメージ





地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

- 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
 - 補助事業による設備等導入が、地域循環共生圏の構築に確実に繋がっているか評価し、助言等を行う。また、補助事業で導入した設備等のデータを収集、分析し、持続的な運用管理に向けた助言を行う。
 - 地域循環共生圏及び脱炭素社会を実現するために、自立分散型エネルギーシステムに求められる要素技術やシステム等を調査・整理し、支援、制度等の検討を行う。
 - 補助事業による実現可能性調査や地域関係者と合意形成等を行う取組について、分析・検証を行い、必要な助言を行いつつ、横断的・体系的に整理し、効果的な普及・展開に向けた制度等の検討を行う。
- 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
 - 自立・分散型地域エネルギーシステム構築の支援を行う。
- 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業
 - 計画策定、設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ①：委託事業
 - ②、③：間接補助事業（定額,2/3）
- 補助対象
 - 民間事業者・団体／地方公共団体
- 実施期間
 - 平成31年度～令和5年度

4. 事業イメージ



自立・分散型地域エネルギーシステム



地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO₂化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

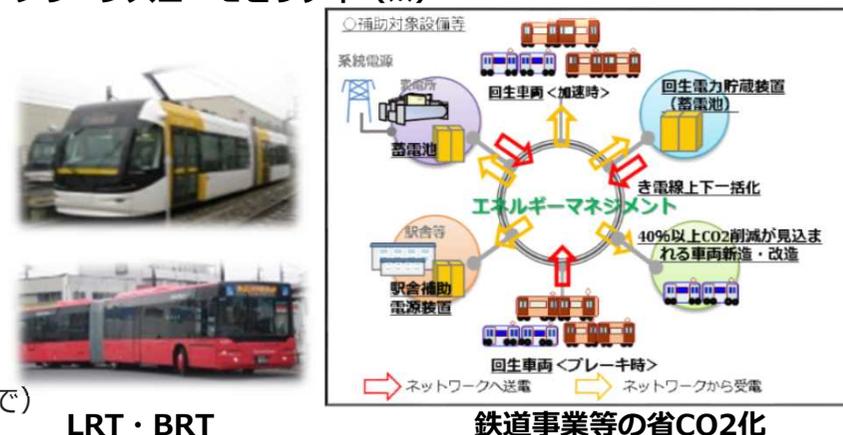
2. 事業内容

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
 - ・計画策定、設備等導入支援を行う。
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
 - ・CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
 - ・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
 - ・鉄道事業等における省CO₂化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ②の内訳：委託事業
- 補助対象 ①、②の内訳、③：間接補助事業（定額、2/3,1/2,1/3,1/4）
民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度（③のうちLRT・BRT導入支援は令和3年度まで）

4. 事業イメージ



多種多様な自然環境を保全しつつ観光資源として地域活性化に活用します。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の優れた自然環境や景観等を維持及び保全
- ② 日本の自然を活かし国内外から多くの観光客を呼び込み地域を活性化
- ③ 世界自然遺産の価値の保全管理、登録推進

2. 事業内容

- ① エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ② 子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③ 世界自然遺産地域等の保全管理、IUCNより対応が求められている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の登録に向けた保全管理強化等の実施



我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金（1/2）
- 請負先等 民間事業者
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に世界遺産センター（仮称）を整備します。

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」における保全管理の拠点として整備。
- ② IUCNからも指摘された観光管理施設の整備により、適切な観光管理を図る。
- ③ 総合的なインフォメーションの提供を行う。

2. 事業内容

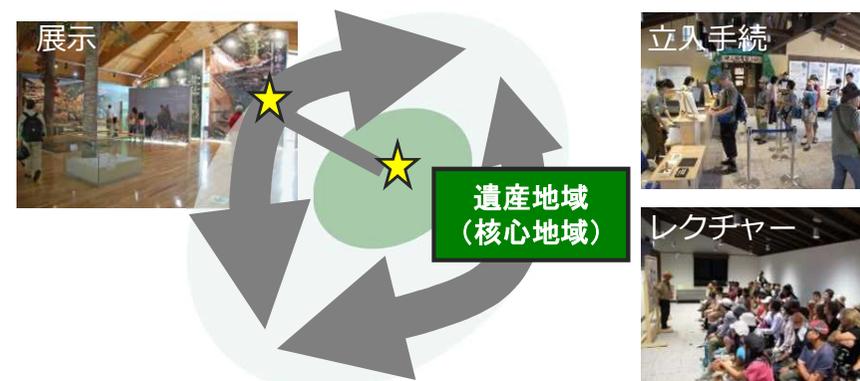
IUCN勧告を踏まえた、本地域の確実な世界自然遺産登録に向けて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整えるとともに、推薦地の観光利用にあたって、少人数利用を基本とする遺産地域利用の事前レクチャーの実施、多人数の観光客も遺産価値を享受できるVR等を活用した感性に訴える展示施設など、ゾーンに応じた適切な利用を推進するための世界遺産センター（仮称）の整備を行います。

※ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、平成29年2月に世界遺産推薦書をユネスコに提出し、平成30年5月に、世界遺産登録審査を担うIUCNから「延期」勧告を受けた。上記勧告とともに、観光客の増加に伴う推薦地への影響が遺産価値に対する脅威として指摘されており、主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、観光管理施設、解説システム等を設置するよう指摘を受けている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成26年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ



世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランドイメージを確立し、インバウンドの誘客を促進することで地域活性化につなげる
- ② インバウンド対策を通じ、外国人とともに日本人も国立公園の魅力を満喫できるようにする
- ③ 利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし消費単価や満足度の向上するための施策を実施し、地域に経済効果をもたらし、一層の自然環境の保全への再投資を促進

2. 事業内容

平成28年3月に政府（議長：内閣総理大臣）がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられ、**2020年は国立公園訪日外国人利用者数を年間1000万人**とする目標年となっている。**2018年の訪日外国人利用者は約694万人**、満足度は向上したものの、国立公園内の旅行消費額は前年と同程度となり、**利用者数の更なる増加と受入環境整備を一層強化する必要**がある。受入環境をハード・ソフト共に磨き上げ、誘客力強化するため以下の取組を実施

- ・ **基盤的な利用施設の整備**：登山道の再整備、ビジターセンターの充実、キャンプ場リニューアル等
- ・ **公園施設の長寿命化対策**：木道やトイレの改修等による長寿命化
- ・ **地域における誘客力強化／海外への情報発信**：
ツアーコンテンツ等の造成・磨き上げの強化、各国立公園と多様な主体とのマッチング機会造成、人材育成、旅行博等への出展
- ・ **地域協議会による多様な主体と連携した施策の実施**：
ステップアッププログラムの推進、利用者負担の仕組みづくり等
- ・ **宿舍施設の省CO2改修支援等**

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金
- 請負先 民間事業者・団体／都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



- ・ ビジターセンターや展望台、歩道等の利用施設を整備・リニューアルし、美しい景観や自然を満喫できる基盤を充実
- ・ 公共施設へのカフェ等民間ノウハウの導入によるサービス向上



- ・ ツアーコンテンツ等の充実・連携推進・人材育成による受け入れ体制の底上げ
- ・ 旅行博出展、旅行業等の多様な主体との連携による誘客キャンペーンの実施



- ・ 地域協議会等の多様な主体との連携により、プロジェクトの取組を推進

旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用するための取組を実施します。

1. 事業目的

- ① 各国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力の向上を図る。
- ② 増加する来苑者による公園施設への負荷を緩和しながら、各国民公園等の各施設の利便性・安全性を確保する。

2. 事業内容

近年、国民公園等では、海外も含め、多くの来苑者を迎えており（例：新宿御苑H30年来苑者約232万人、前年度比5.2万人増、約半数が外国人）、世界的な観光口コミサイトでも、新宿御苑が全国で6位の評価を受ける等、注目度が一層高まっている。

国民公園等は都心立地ながら、旧皇室苑地として上質な庭園環境を守りつつ国民の利用に供していることが高い評価を受けており、各苑地の一層の魅力の向上を図ることへの関心が高く、観光戦略実行推進会議等においても国民公園等が議題の一つとして度々取り上げられている。

これらを踏まえ1.の事業目的を達成するため、各苑地における調査を踏まえて、利用時間の拡大やライトアップ、民間活力の導入等をはじめとするニーズに沿った取組や利便性・安全性の確保に資する取組を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ



新宿御苑八重桜ライトアップ



国民公園内歴史施設等の公開拡充（写真：新宿御苑旧洋館御休所）

年度	事業概要
R 2	新宿御苑魅力向上推進 皇居外苑、京都御苑基礎調査
R 3	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑、京都御苑詳細調査
R 4	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑、京都御苑魅力向上推進

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

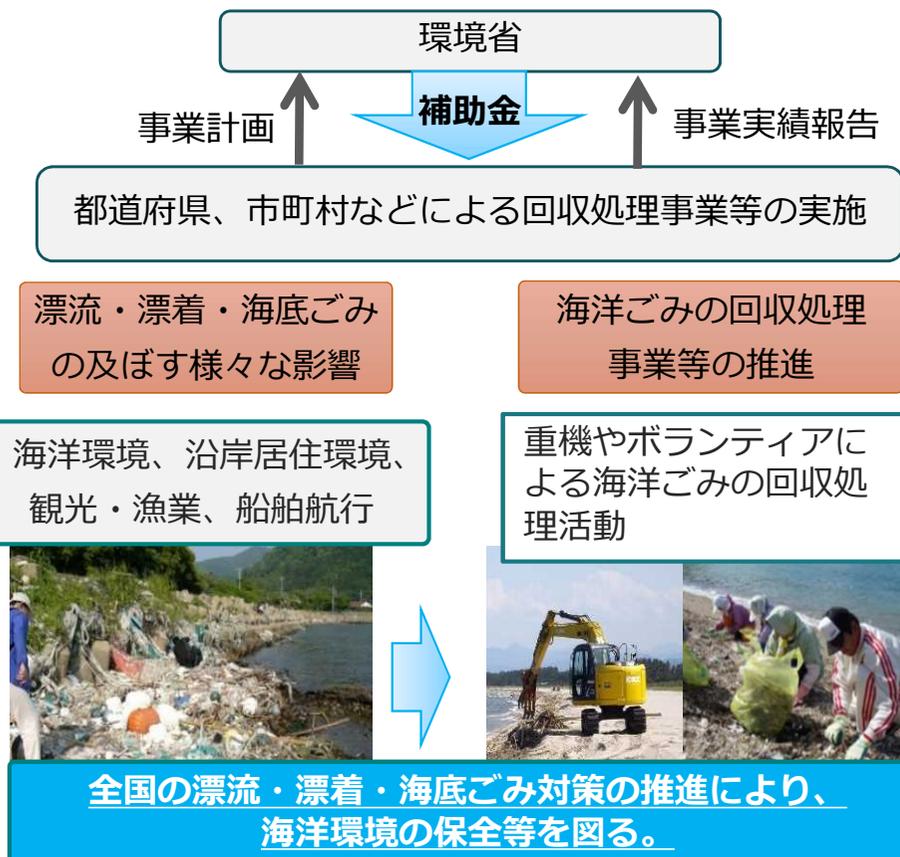
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
2023年度までの時限措置。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。
さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



絶滅危惧種の現況把握、規制対象種検討、各種の保護対策を図ることにより、種の絶滅を回避します。

1. 事業目的

- ① 絶滅危惧種の現況を把握・周知するとともに、国内希少野生動植物種指定による規制により、種の保存を推進する。
- ② 国内希少野生動植物種等の保護増殖事業、生息地等保護区管理や野生復帰等の推進により、種の保存を推進する。
- ③ 地域関係者と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等を推進し、種の保存を推進する。

2. 事業内容

平成26年4月に策定された「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」や、平成29年度の種の保存法の抜本的な改正等に基づき、国内希少野生動植物種指定を促進し、保護増殖事業の実施、生息地等保護区の指定等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

（具体的な事業内容）

- ・ レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の追加指定の検討及び生息域外保全の方針検討等
- ・ 種の保存法に基づく保護増殖事業の実施及び生息地等保護区の管理の実施
- ・ 中央アルプスのライチョウ復活に向けた移植事業の実施
- ・ トキ、ツシマヤマネコの順化等の野生復帰の推進
- ・ 地域関係者等と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等
- ・ 奄美大島、徳之島等における希少種保全のためのノネコ対策

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業
- 請負事業 民間団体 ■ 委託事業 地方公共団体・民間団体
- 実施期間 平成5年度～

4. 事業イメージ



- ・ 野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストを作成・更新
- ・ 法改正時の衆参附帯決議等を踏まえた国内希少種指定加速

（2020年までに300種追加、2030年までに合計700種）

<各種の保護増殖事業の推進>

- 域内・域外保全
- 野生復帰の推進
- 保全体制構築等



（例）中央アルプスにおけるライチョウ復活

野生生物の絶滅を回避

年度	事業概要
R 2～R 3	2020年までの国内希少種300種追加指定を目指した指定加速、各保護対策事業実施
R 4～	2030年目標を踏まえた各保護対策事業実施

生物多様性保全と自然資源の持続可能な利用における民間活力の発揮を促進し、生物多様性の保全を推進します。

1. 事業目的

自然資源を持続可能な形で管理・利用する民間の取組等を生物多様性の保全の観点から評価・認証するとともに、野生生物を資源として活用する際のガイダンス等を整備することで、民間の活力を活かした地域活性化と地域循環共生圏の構築、生物多様性保全の効果的効率的推進を図る。

- ①生物多様性保全に貢献する民間の保護エリア・活動を認証し、保護地域の広域的・長期的なネットワーク化を図る。
- ②ガイダンスの作成とモデル事業の展開により、野生生物の保全と持続可能な利用の好循環づくりを促進する。

2. 事業内容

①新たに生物多様性認証保護地域・認証活動制度を創設し、法に依らずに生物多様性が保全されているエリアや活動を評価。既存の法的保護区域をこれら認証保護地域が繋ぐことにより、保護地域の広域的・長期的なネットワーク化を図る。

- ・実態把握
- ・認証基準、認証プロセス、認証体制、情報管理システム等の検討・整備
- ・認証を促進する施策を検討

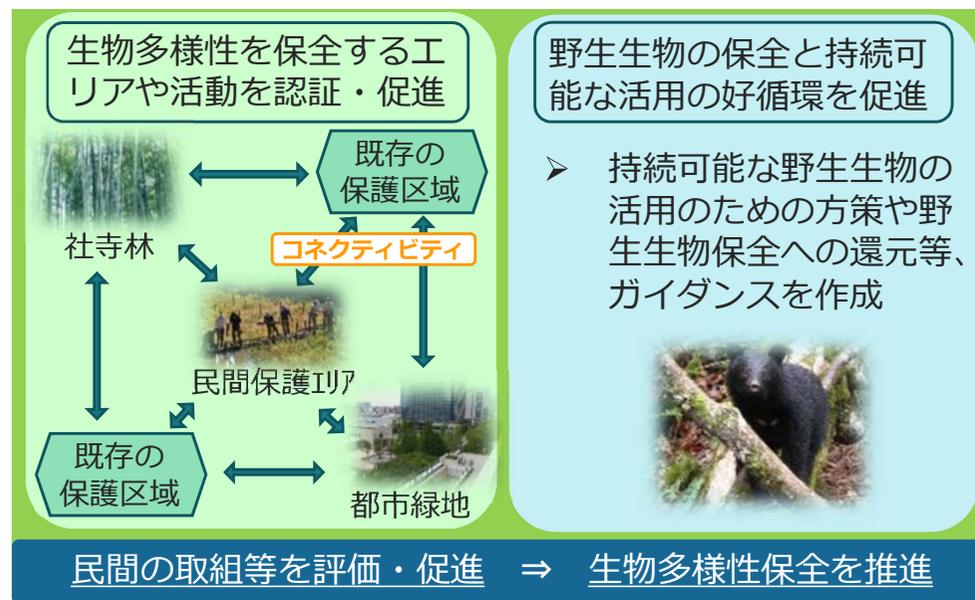
②人と野生生物のかかわり方に関する基本的な考え方を整理し、野生生物の保全と持続可能な利用の好循環を形成するモデル事業を実施する。

- ・人と野生生物のかかわり方に関するガイダンスを作成（R2年度）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、非営利団体、大学、研究機関
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	実態調査、①制度検討、②ガイダンス作成
R 3	①認証体制構築
R 4	①認証制度運用・改善

騒音・振動・悪臭公害及び光害対策の強化による、より良好な生活環境の形成・保全を推進します。

1. 事業目的

- ① 良好な生活環境形成・保全を推進するため、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の着実な施行
- ② 新たな対策手法・評価手法に係る検討及び社会状況等を踏まえた問題への対応による、よりよい生活環境の形成
- ③ 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進

2. 事業内容

騒音・悪臭・振動は典型7公害の公害苦情受付件数の約半数以上を占める。

平成30年10月にWHO欧州地域事務局が公表したガイドラインを受け、我が国の環境騒音の暴露による健康影響を踏まえた騒音施策のあり方について検討が必要。これらを踏まえ、以下の事業を実施する。

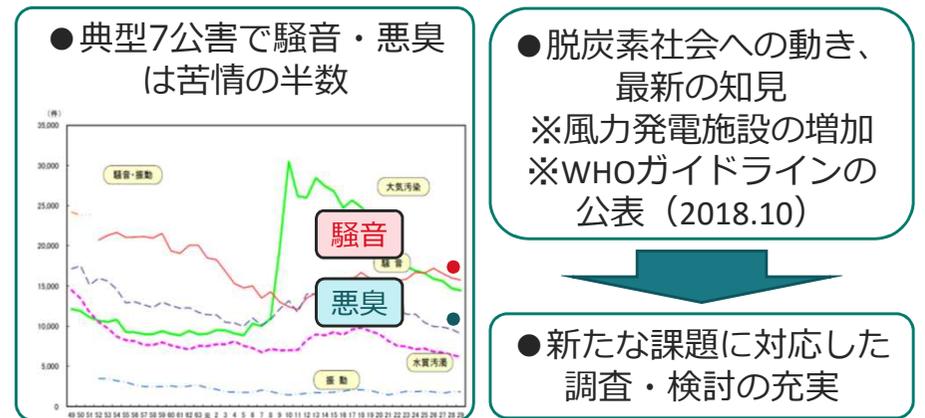
- 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の施行状況調査の実施
- 騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討
 - ・ 最新の科学的知見を踏まえた総合的な騒音施策の検討 など
- 脱炭素社会実現に向けた新たな騒音問題への対応
 - ・ 純音性成分を含む騒音への対策の検討 など
- 悪臭公害防止強化対策に関する検討
 - ・ 悪臭公害防止対策強化対策検討業務（請負業務） など
- 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間団体、地方自治体
- 実施期間 昭和63年度～

4. 事業イメージ

①② 騒音・悪臭・振動



③ 星空等の光環境に着目した感覚環境づくりの推進



戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和2年度要求額 6,450百万円（6,350百万円）】

戸建住宅における省エネ・省CO2化の新築に支援します。

1. 事業目的

- ① 新築戸建住宅におけるZEHの普及拡大
- ② 2030年の家庭部門からのCO2排出量約4割削減（2013年比）に貢献

2. 事業内容

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に補助を行う。（ZEH（60万円/戸））
- ② ①の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。（2万円/kWh（上限額：20万円/台））

※ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

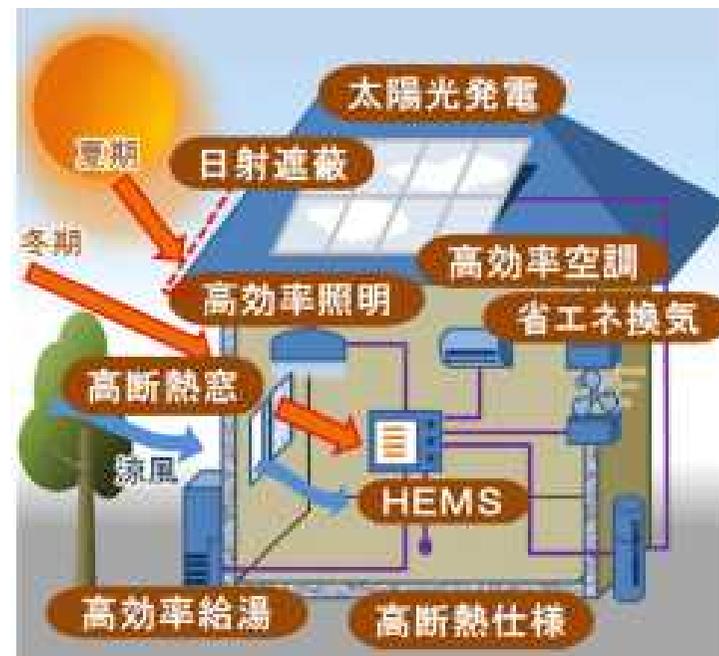


ZEHイメージ図

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 補助対象の例



①ZEHへの支援

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和2年度要求額 9,000百万円（5,000百万円）】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年のCO2削減目標達成には、業務その他部門におけるCO2排出量の約4割の削減が必要とされる。
- ② その達成には分野に関わらず広く業務用施設等において大幅な脱炭素化を推進する必要がある、その促進に必要な以下の事業を実施する。

2. 事業内容

1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。
2. 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存の民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利活用を行う空き家に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
3. 国立公園宿舍施設の省CO2改修支援事業
自然公園法に基づき国立公園内で宿舍事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。
4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）
上下水道施設における省CO2化に資する設備等の導入・改修を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（㎡単価定額、1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 次ページ以降のメニュー別スライドを参照。

4. 事業イメージ

1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入しZEBの実現と普及拡大を目指す
(補助事業例)



2. 既存建築物等における省CO2改修支援事業

設備改修等により既存建築物の省CO2化を推進する



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）



【令和2年度要求額 9,000百万円の内数（5,000百万円の内数）】

業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2030年のCO2削減目標達成のためには業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。
- ②先進的な業務用施設等(ZEB(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル))の実現と普及拡大を目指す。
- ③将来の新築建築物の平均におけるZEB化(2030年)を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。

○補助対象建築物：延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（㎡単価定額、1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	新築	既築改修・増改築
2,000㎡未満	『ZEB』・Nearly ZEB 補助率 2/3	『ZEB』・Nearly ZEB 補助率 2/3 ZEB Ready 補助率 1/2
2,000㎡～ 10,000㎡	ZEB Ready 2,000㎡未満 補助率 ㎡単価定額 2,000㎡～10,000㎡ 補助率 1/2	地方公共団体のみ対象 『ZEB』・Nearly ZEB 補助率 2/3 ZEB Ready 補助率 1/2
10,000㎡以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』・Nearly ZEB 補助率 2/3 ZEB Ready 補助率 1/2 ZEB Oriented 補助率 1/3	

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）



【令和2年度要求額 9,000百万円の内数（5,000百万円の内数）】

既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2030年のCO2削減目標達成のためには業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。
- ②テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ③既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

2. 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。【補助率：2/3】

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件
①民間建築物等における省CO2改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
②テナントビルの省CO2改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	改修前に比べ20%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて改修前に比べ20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
③空き家等における省CO2改修支援事業	空き家等を所有する者	改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・空き家等において改修前に比べ15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業



【令和2年度要求額 9,000百万円の内数（5,000百万円の内数）】

国立公園内宿舎施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の宿舎事業施設の省CO2改修を促し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園内の宿舎事業施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

国立公園内宿舎は、自然条件が厳しい場所に多く立地し、冷暖房・空調等のエネルギー消費が多く、施設更新を迎える施設も多い。

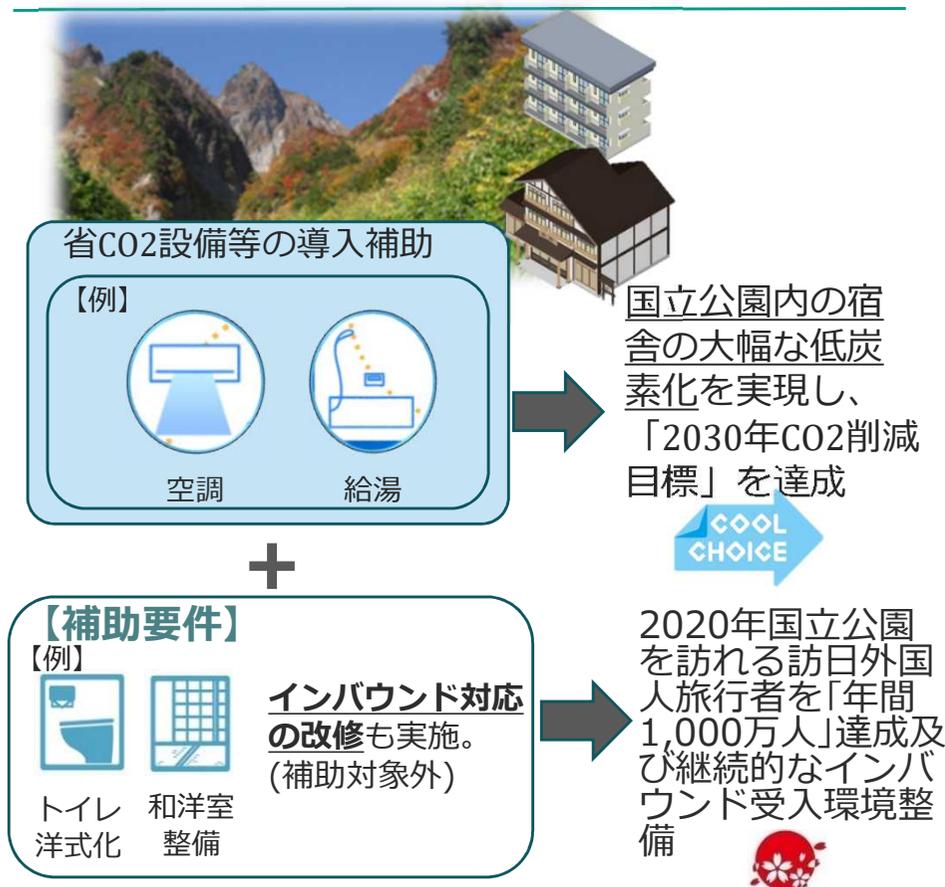
国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対する省CO2性能の高い機器等の導入に係る費用を支援。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者）
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営むホテル、旅館等の施設
- 補助対象経費：再エネ設備、省CO2改修費用（設備費等）
- 補助対象要件：インバウンド対応改修（トイレ洋式化、和洋室等の整備、英語による案内表記、Wifi整備等）を併せて実施（※補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、 上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）



【令和2年度要求額 9,000百万円の内数（5,000百万円の内数）】

上下水道施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①上下水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進する。
- ②上下水道施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業

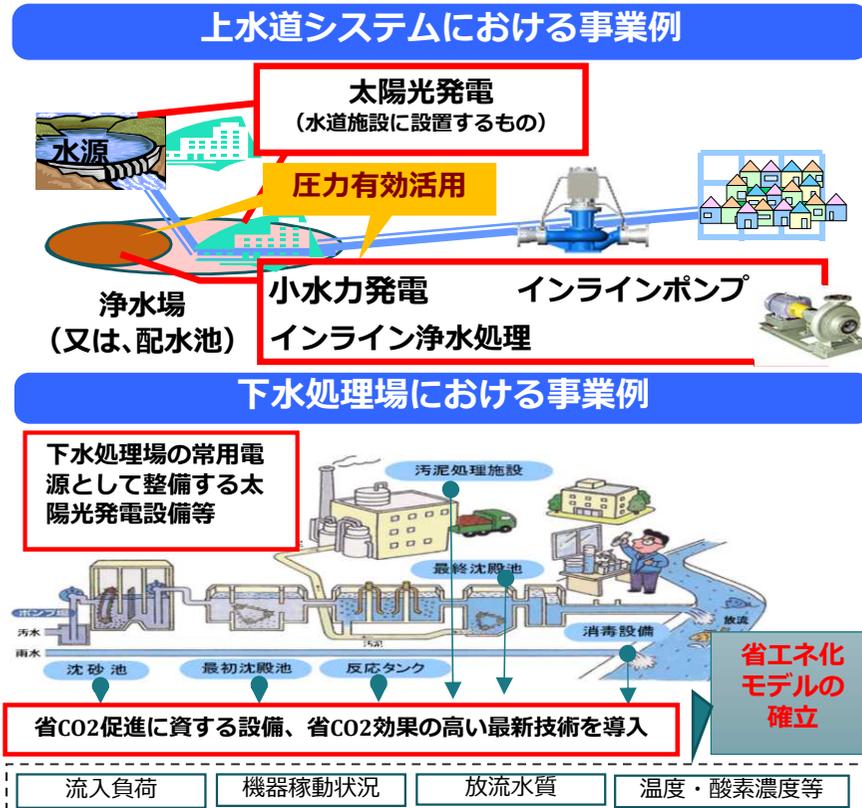
上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

- 補助対象経費：上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

- ① SDGsも踏まえ、第4次循環型社会形成推進基本計画等において食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減させるとの目標が定められた。
- ② 食品ロス削減法（R1.10月施行予定）を踏まえ、地方公共団体を支援し地域力を活かした食品ロス削減の取組を推進するとともに、市民一人ひとりへの普及啓発・行動変容の促進により、上記目標の達成を図る。
- ③ また、食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等のためのモデル事業

- 地方公共団体の食品ロス削減推進計画策定の努力義務化を受け、
 - ・地域の事業者・消費者と連携した先進的な食品ロス削減の取組・計画策定
 - ・市町村別の食品廃棄物等発生データ等の活用（EBPM）を推進するよう、推進計画の策定支援及びその実施支援の為のモデル事業を実施。

2. 食品ロス半減に向けた全国規模の普及啓発による行動変容の促進

- 食品ロス削減全国大会等の機会を活用した普及啓発。
- 学校現場等における3R促進・教育支援事業。

3. 法に基づく安全・安心な食品リサイクルの推進

- 再生利用事業者の少ないエリアへ地方公共団体と連携したFS事業の実施。
- 登録再生利用事業者と食品関連事業者のマッチングの場の提供。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先： 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ

食品ロスの削減等促進事業



普及啓発・行動変容の促進



すぐたべくん



食ロスダイアリー



3010運動

改正動物愛護管理法を踏まえた動物の愛護及び適正な飼養管理に係る総合的な施策の展開、愛玩動物看護師法の制定に伴う愛玩動物看護師の資格制度の整備等、必要な施策を推進し、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- ① 改正動物愛護管理法が成立したことを踏まえ、改正事項等への対応に必要な調査・検討等を実施するとともに、犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い必要となる情報登録システムを構築するほか、犬猫の殺処分数の削減に向け都道府県等が実施する動物収容・譲渡対策施設の整備補助等を行い、人と動物の共生する社会の実現を図る。
- ② 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

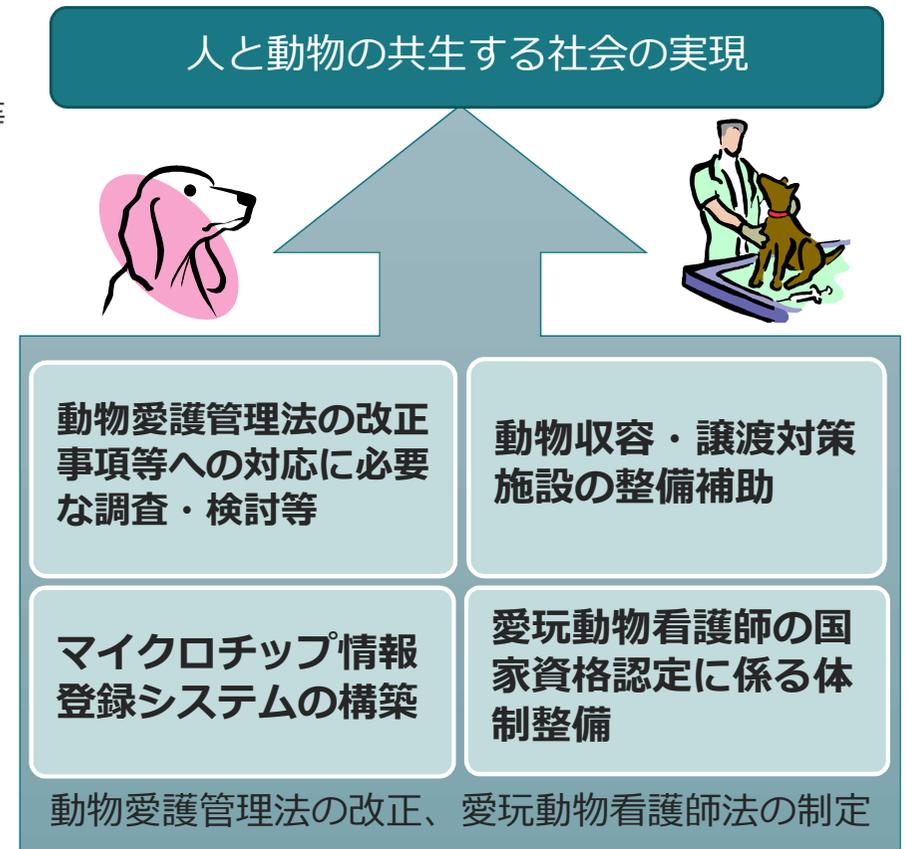
2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正を踏まえた必要な調査・検討等の実施
総合的な普及啓発、周知、各種基準・ガイドライン等の策定・見直し、改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討、ペット関連産業実態調査等
- 動物収容・譲渡対策施設の整備補助
都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業等に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- マイクロチップ情報登録システムの構築
販売される犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報の登録等を円滑に行う電子情報システムを構築する。
- 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備
国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業（補助率：1／2以内）
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
- 補助対象 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ いわゆるレベル3建材を除去する際の石綿の飛散防止、事前調査の信頼性の確保等の石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

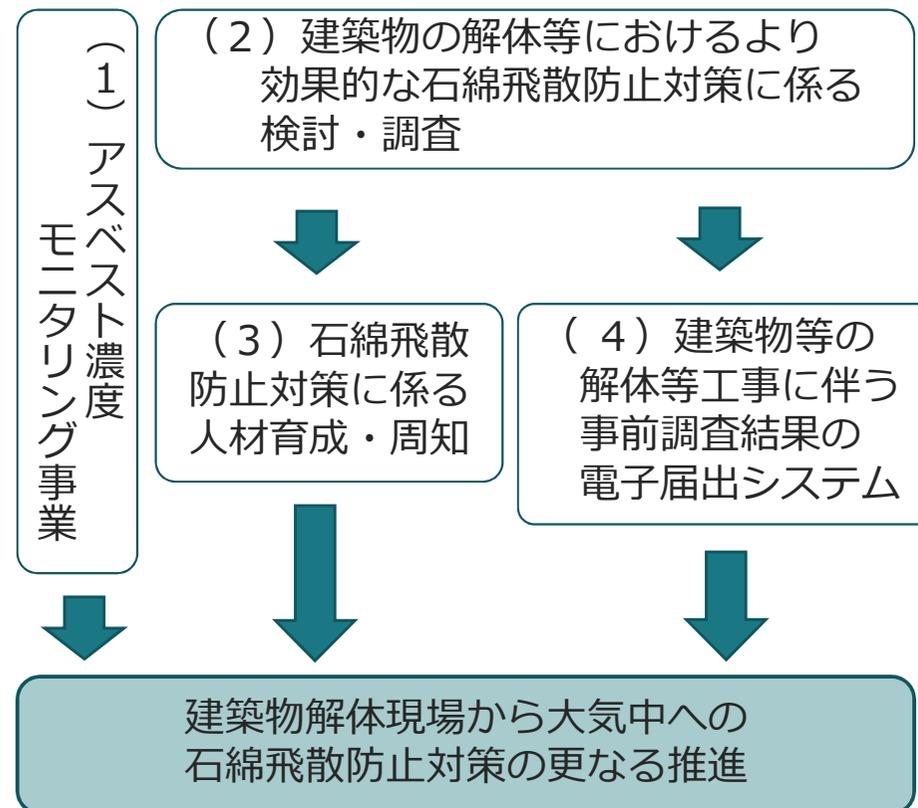
大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

- (1) アスベスト濃度モニタリング事業 (27百万円)
建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。
- (2) 建築物の解体等におけるより効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査 (95百万円)
 - ア 石綿飛散防止対策推進モデル事業
 - イ 石綿飛散防止に係るマニュアル等の改訂
- (3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知 (23百万円)
 - ア 事業者（工事受注者等）、都道府県等を対象とした説明会、講習会の開催
 - イ 建築物石綿含有調査者の育成
 - ウ 国民、事業者（建築物の所有者等）への幅広い周知
- (4) 事前調査結果の電子届出等システムの整備 (77百万円)
事前調査結果の届出等に係る電子申請システムを整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時の廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

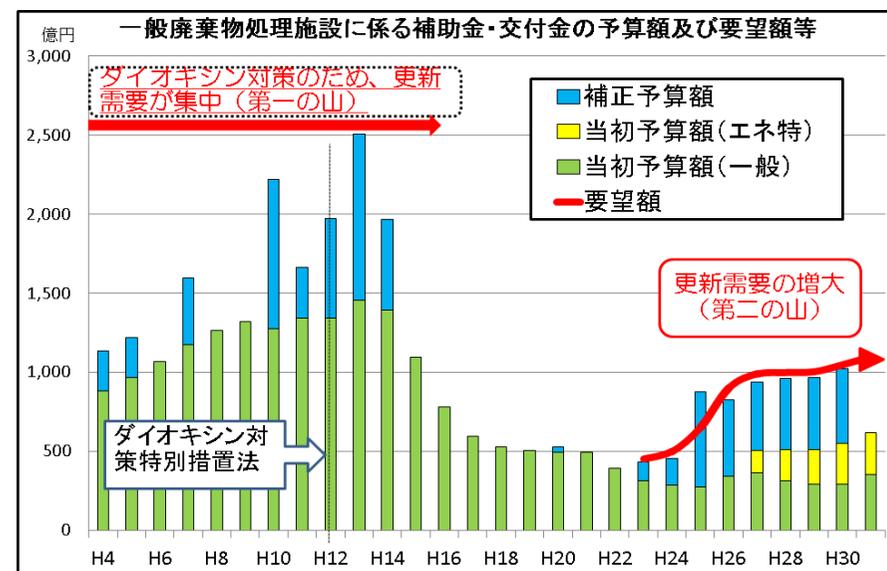
市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2））
- 交付対象 市区町村等、民間事業者
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



老朽化して休止した
廃棄物処理施設

WBGT（暑さ指数）の認知度向上・活用促進、発信体制の強化、暑熱対策の推進を実施します。

1. 事業目的

- ①WBGT（暑さ指数）の認知度向上・行動変容に繋がる情報発信のあり方の検討
- ②産学官連携によるWBGT（暑さ指数）・暑熱対策のビッグデータ活用促進【新規】
- ③暑熱対策分野の適応策推進
- ④熱中症予防情報の発信体制の強化

2. 事業内容

近年、気候変動やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴い人への暑熱ストレスが増大しており、暑熱回避行動の促進、熱中症予防情報の提供が重要性を増している。

- ①WBGT（湿球黒球温度：「暑さ指数」）を活用した暑熱回避行動の促進のため、WBGTが熱中症の危険度を示す指標であることが理解されるよう、情報発信方法の見直し、報道との連携等により認知度の向上を図る。また、熱中症搬送者数データとの相関を分析・発信するなど、行動変容を促す情報発信のあり方を検討する。
- ②WBGT（暑さ指数）や暑熱対策の効果検証データ及び自治体や民間企業が保有するデータを活用し、産学官連携のラウンドテーブルを設置してWBGT（暑さ指数）及び熱中症対策技術等の活用促進を図る。【新規】
- ③政府の「気候変動適応計画」等の策定の参考となるよう知見の収集やとりまとめ、検証を行った暑熱対策の情報を発信。
- ④平成30年7月豪雨等を踏まえ、災害時でもWBGT（暑さ指数）や熱中症の予防方法、対処方法等の情報を提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化を行う。また、面的なWBGT（暑さ指数）の情報提供について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 平成18年度～

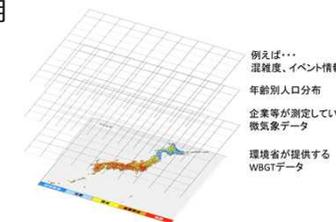
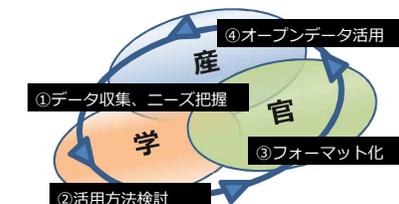
4. 事業イメージ

①WBGT（暑さ指数）の認知度向上



WBGT (暑さ指数)	
(赤) 危険	: 31°C～
(橙) 嚴重警戒	: 28～31°C
(黄) 警戒	: 25～28°C
(水) 注意	: 21～25°C
(青) ほぼ安全	: ～21°C

②産学官連携によるビッグデータ活用



③暑熱対策の推進



④熱中症予防情報サイト



子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和2年度要求額 6,721百万円 (5,905百万円)】

うち、国立環境研究所運営費交付金6,557百万円 (5,757百万円)

化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ① 子どもの健康に与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者(妊婦)の母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票等による追跡調査を行う。
- ② 本調査を実施することにより、環境リスク評価、化学物質の規制強化などリスク管理を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。また、事業成果を情報発信し、エコチル調査の結果への関心を高める。

2. 事業内容

追跡調査を継続するとともに、令和2年度は、子どもの成長過程における化学物質曝露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた450万検体にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析する(国立環境研究所運営費交付金)。

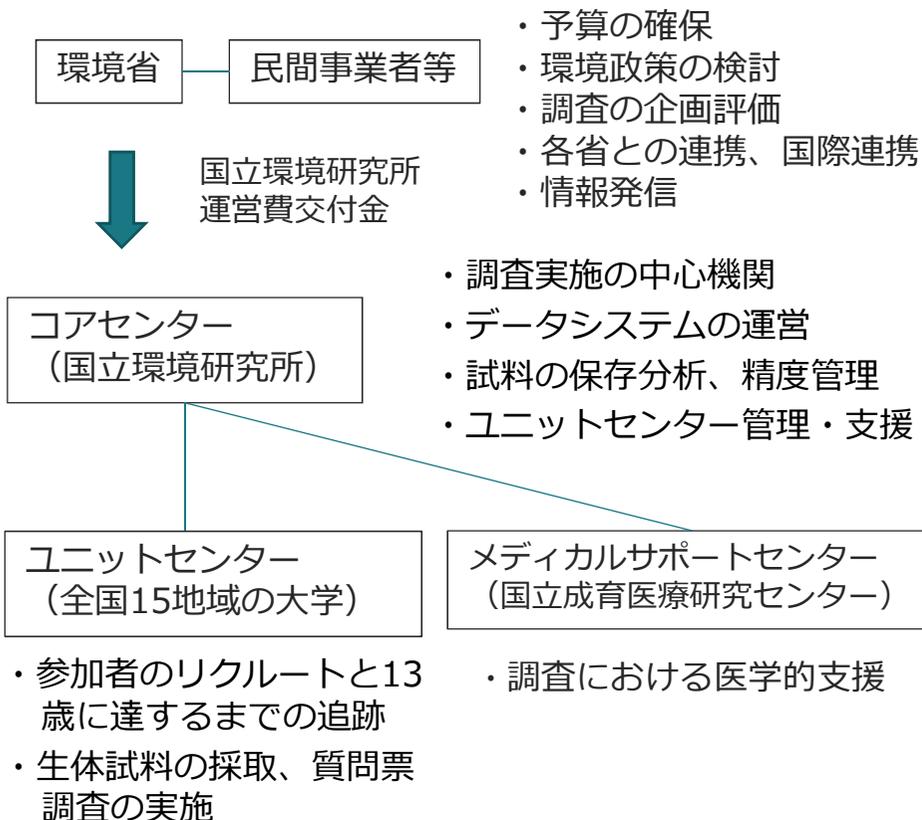
本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者との連携・コミュニケーションを図るとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。また、調査成果を正しく伝えるための取組を行う(請負事業)。



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業：民間事業者・団体
交付金：研究機関
- 実施期間 平成22年度～令和14年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

I. リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・横断的リサイクルの効率化に向けて取り組むべき素材の調査
- ・紙おむつリサイクルの普及方策の検討

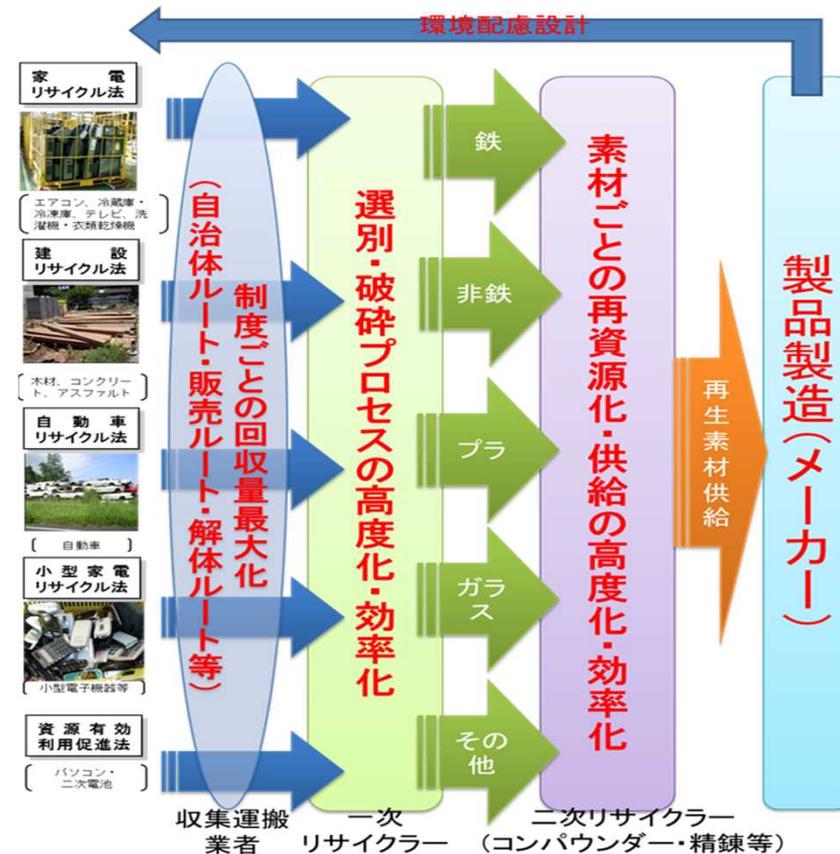
II. 各種リサイクル制度の特性を活かした取組

- ・家電／小電等回収率向上に向けた自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓
- ・違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラに係る実態調査等
- ・自動車3Rの推進・質の向上／次世代自動車・素材多様化への対応等
- ・太陽光発電設備のリサイクルシステム構築に向けた対応

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ



拡大する気候変動影響に対する各主体の適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑤ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。

- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業（新規）
- ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
- ・適応策のPDCA手法確立調査事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ

○気候変動適応における広域アクションプラン策定事業（新規）



- ・全国7地域の広域協議会及び分科会活動を実施。
- ・地方公共団体の区域を超えた気候変動影響に対し、構成員が連携して適応策を検討。
- ・地域の重要課題については、各分野の施策間のトレードオフ等を回避し、コベネフィットを考慮した幅広い視点で適応策を検討し、アクションプランを策定。

熱中症対策を推進します。

1. 事業目的

- ① 熱中症対策の推進に向けた知見の収集や、現在の課題・今後の対応について評価・検討を行う。
- ② 効果的な熱中症対策をとりまとめ、普及啓発資料の作成・配付やイベント等を通じて周知を図る。

2. 事業内容

熱中症は死に至る可能性のある非常に重篤な病態であるが、適切に対処することで予防することができることから、熱中症予防策の普及啓発はますます重要となっている。そのために、本事業においては以下の事業を実施する。

- ・熱中症に係る啓発資料作成事業
- ・熱中症対策に係る指導者養成事業
- ・熱中症予防強化月間における熱中症予防事業
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業
- ・熱中症予防対策ガイダンス策定事業
- ・夏季の自然災害の被災者・支援者における熱中症対策事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

イメージ1：熱中症に関する普及啓発資料の例

- ・熱中症環境保健マニュアル2018
- ・夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2019
- ・外国人向け熱中症対策リーフレット



イメージ2：熱中症対策の周知に向けたイベントの例

- ・熱中症予防対策シンポジウム
- ・熱中症予防強化月間



災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援する。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 2、2 / 3、3 / 4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 支援対象



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

- ・大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されている。平成30年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていく。

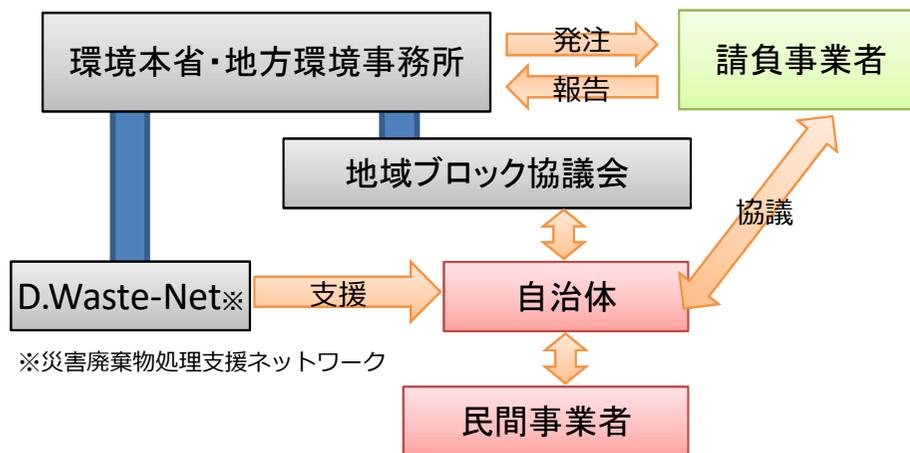
- ・大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築
 - (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
 - (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
 - (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
 - (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体（請負）
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

- ・大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



PRTR制度を活用し、化学物質管理を新たなステージへ進めます。

1. 事業目的

- ① 近年排出削減が微減にとどまる化学物質管理の状況を精緻に検証し、今日的取組の掘り起こしと横展開を行う。
- ② 頻発する大規模災害に対して、PRTR届出情報を活用した災害等への備え、災害等への対応能力の向上等を図る。
- ③ 物質選定のばく露指標の変更に伴い、PRTR届出情報の正確性を一層向上させる。

2. 事業内容

近年排出削減が微減にとどまる化学物質管理状況の検証が必要不可欠である。その上で、今日的取組の掘り起こしを行い、横展開につなげる。さらに、頻発する災害等に対して、地方公共団体等のPRTRデータの活用を推進する。

・化管法の自主管理のさらなる促進方策の検討

→排出削減が停滞している要因を精緻に分析する。

※分析結果を踏まえ、2021年度以降に自主管理としての今日的な排出削減事例の掘り起こし、優良な排出削減事例の横展開等について調査検討する。

・災害時等における化学物質対応に関する支援方策の検討

→先進的な地方公共団体の利活用方法を横展開するマニュアルを作成する。

→事業者の優良事例集を作成し、横展開する。

・PRTR届出情報の正確性の確保方策の検討

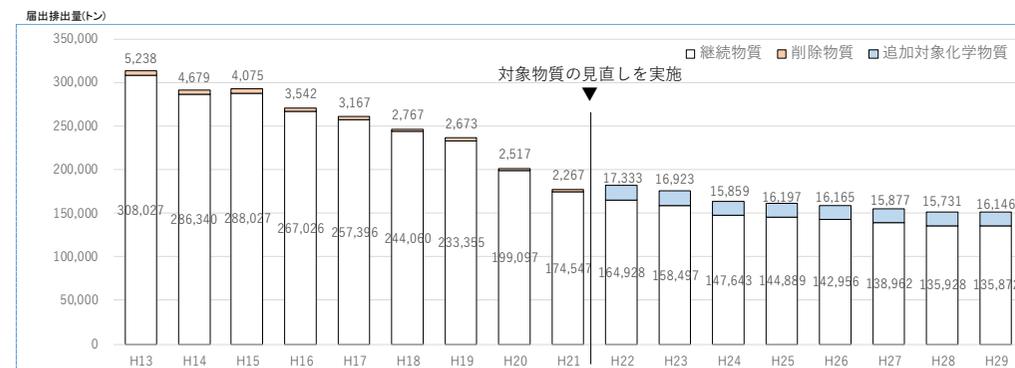
→届出経由事務を担う地方公共団体の協力を得ながら、過去の届出排出量等の修正事例について精緻な調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成11年～（継続）

4. 事業イメージ

- 届出排出量の推移：近年は届出排出量の削減量が減り、推移が横ばいになってきているため、今日的取組の掘り起こしが必須。これに向けた要因分析を実施。



- 平時からの地方公共団体との事業者のPRTRデータの情報共有、災害対応時等の地方公共団体によるPRTRデータの活用が有効。



⇒⇒地域循環共生圏の創造にも貢献

都道府県が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて捕獲数の大幅な増加を図ることとしています。

また、平成30年9月以降に拡大している豚コレラのウイルス拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化することとしています。

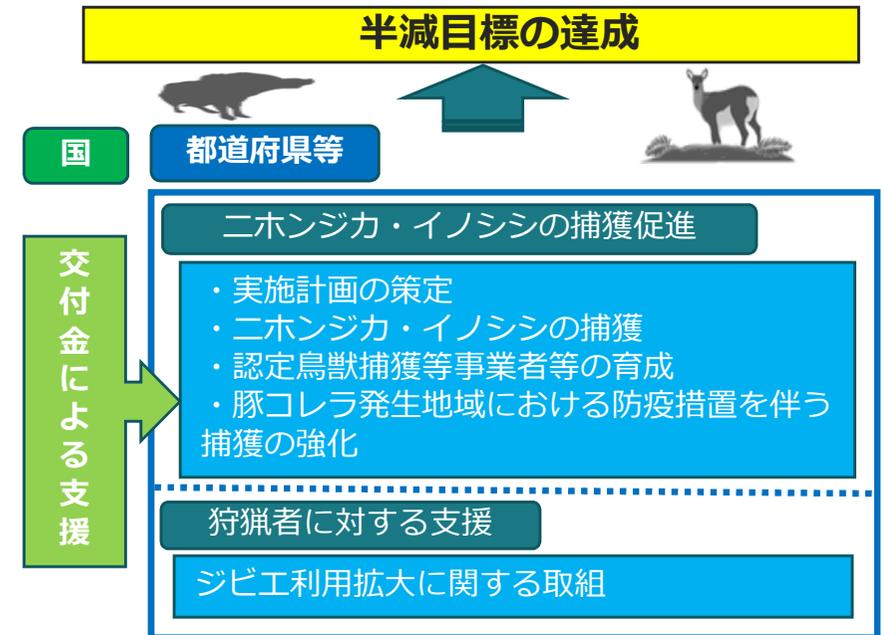
今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及び豚コレラウイルスの拡散防止に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ・指定管理鳥獣の捕獲等
- ・効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ・ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ・ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 補助対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 3	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進

鳥インフルエンザや豚コレラ等の野生鳥獣の感染症に関する対策を行い、国民の安心・安全の確保に寄与する。

1. 事業目的

- ① 高病原性鳥インフルエンザや豚コレラに関するモニタリング体制の整備、効率的なウイルス検出手法の検討、感染経路解明のための基礎的な知見の収集等により、危機管理体制が構築され、国民の安心・安全の確保に寄与する。
- ② アフリカ豚コレラ等の野生鳥獣が感染・伝播する感染症についても国内外の情報収集を行うとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応のあり方について検討を行い、危機管理能力を高める。

2. 事業内容

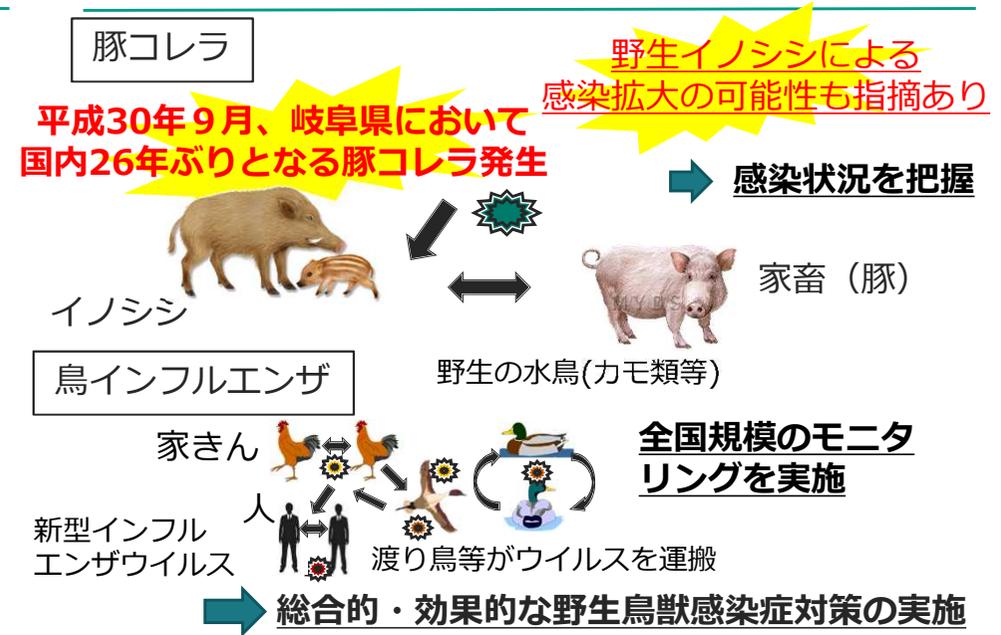
野生鳥獣感染症について広く適切に対応するため、以下の事業を実施する。

- ・ 鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性がある渡り鳥に送信機を装着し、人工衛星等による追跡・渡り経路の把握や飛来状況の収集を行う。
- ・ 渡り鳥等について鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリングを実施し、その情報を関係省庁や都道府県が活用することで感染症対策に役立てる。
- ・ 動物園における高病原性鳥インフルエンザへの対応方針について、周知するための講習会や技術研修会を開催する。
- ・ アフリカ豚コレラ等の国外の野生鳥獣感染症に関する情報を収集・整理するとともに、感染症対応のあり方について検討会等を開催する。
- ・ 平成30年9月以降野生イノシシ等で発生している豚コレラなどの感染症について、指定管理鳥獣捕獲等事業などで捕獲したイノシシの全国的なウイルス保有状況調査を実施し、野生獣類への感染状況を把握する。また、令和元年度に作成予定である防疫措置の手引きの内容について周知・研修を実施することにより、捕獲従事者の適切な防疫措置による捕獲を推進・強化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、非営利団体、研究機関
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	鳥類：調査、獣類：調査（全国的に展開）
R 3	鳥類、獣類：調査
R 4	鳥類、獣類：調査・見直し

侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討を行う。

1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に実施するため、調査・検討を実施し下記目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による生態系等の被害を防止する。
- ② 生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」を達成する。

2. 事業内容

- 特定外来生物等の選定及び調査
 - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
 - ・ 港湾等を含めたヒアリの継続的調査
 - ・ 大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
- 愛知目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討
 - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
 - ・ 未定着種の早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- 改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討
 - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法のとりまとめ及び適用

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

年度	事業概要
R 2年度 ～ R 3年度	・ 特定外来生物の追加指定の検討 ・ 継続的なモニタリング調査の実施 ・ 段階的な規制のあり方の検討 等
R 4 年度以降	・ 事業内容に係る点検・見直しを行い、 事業内容の改善等を図る

優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止する

1. 事業目的

外来生物法に基づき特定外来生物の防除事業を実施することで下記目的を達成する。

- ① 外来生物の生息・生息域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

2. 事業内容

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

- ① 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業
最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
平成29年に国内初確認されたヒアリ調査の実施等
- ② 特定外来生物防除直轄事業
世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除
(例：奄美大島におけるマングース防除等)
- ③ 広域分布外来生物対策強化促進事業
分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



- 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

中間貯蔵施設の整備等を行います。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点では、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難である。除染後の土壌等は各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消するため、福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設等について、引き続き地元の理解を得ながら、整備等を着実に実施するため全力を尽くしていくこととする。

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得
- ・ 中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等
- ・ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|-----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業、委託事業 |
| ■ 請負・委託先 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

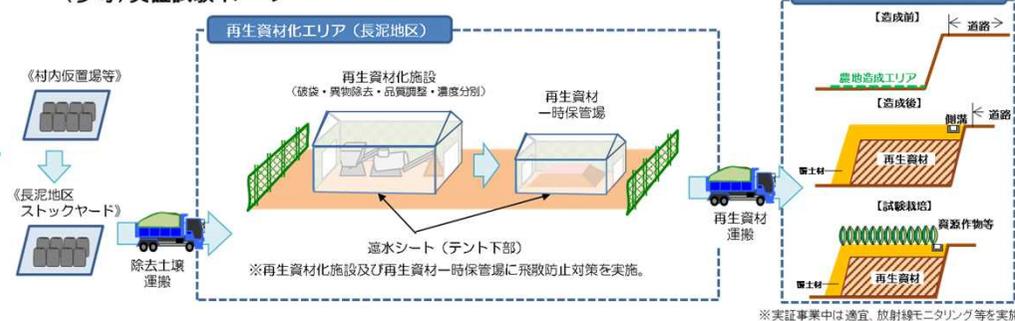


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

(参考) 実証試験イメージ



面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

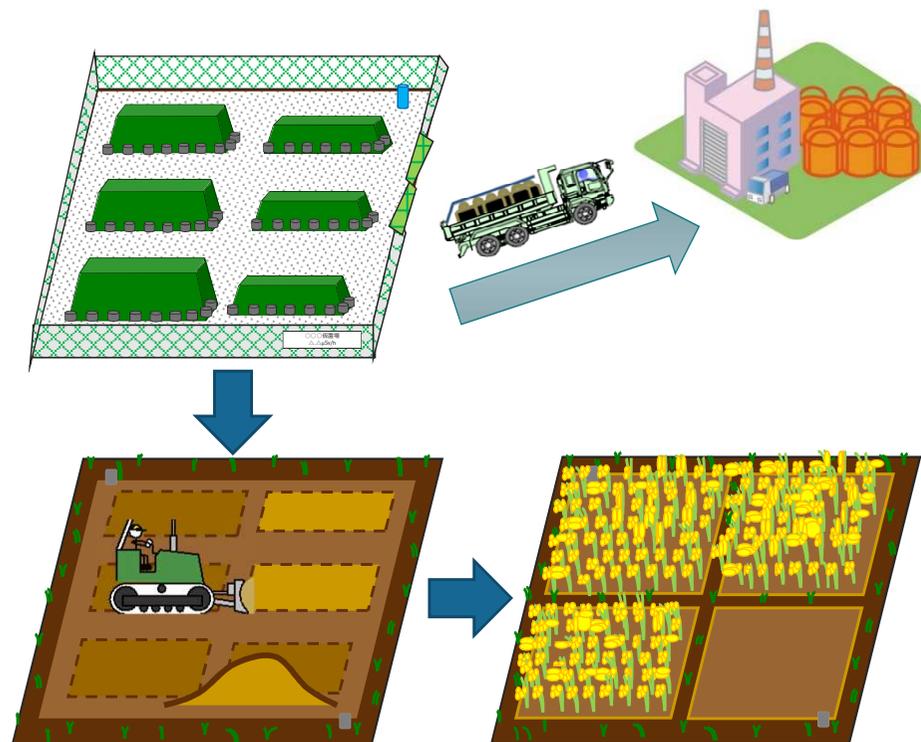
2. 事業内容

- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等
42,640百万円（68,081百万円）
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する
財政措置
11,394百万円（50,605百万円）
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に基づく必要な除染・廃棄物処理等の措置等を実施する。

2. 事業内容

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法に基づき、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **197億円**
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理及び埋立処分等を行う。
- 指定廃棄物等の処理 **246億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **564億円**
既存管理型処分場を活用し、県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物等の処理 **34億円**
農林業系廃棄物処理等に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **5億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理・埋立処分）
直接補助事業（農林業系廃棄物等・廃棄物処理施設モニタリング）
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

「まち・暮らし創生」に地域循環共生圏の観点をビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を支援します。

1. 事業目的

資源循環から「環境再生、産業創生、まち・暮らし創生」を図りながら徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革など、地域循環共生圏の観点をビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を大胆に実行する。

2. 事業内容

東日本大震災から8年が経過し、廃棄物等の処理を通じた環境再生はもとより、被災地域の更なる復興に向け、地域創生・活性化につながる産業の創生や、それを契機とするまちと暮らしの活力創出が求められる新たなステージを迎えつつある。

本事業は、特定復興再生拠点区域等のエリアを対象として「まち、暮らし創生」の視点に着目し、再エネの有効活用や脱炭素技術の導入推進、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢者対策等の事業実現性、課題の抽出等のFSを実施する。

環境再生はもとより、地域循環共生圏の視点にも着目したまちづくりを復興と併せて推進し、地方創生モデル及びイノベーション情報として国内外に発信（政府の「福島イノベーション・コースト構想」とも連携）。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 委託対象・事業イメージ

福島復興再生特別措置法に基づく特定復興再生拠点区域を持つ地方公共団体等を対象に、地域全体の「復興」と「脱炭素化」の両立に向けた取組を推進するための脱炭素技術導入によるCO2削減効果の評価や事業実現可能性（小規模実証を含む）の検証などにかかる費用。



- ① 「復興×脱炭素まちづくり」にかかるFS調査の支援。
モビリティ・住宅・農業等の
・ 様々な脱炭素技術を実現した場合の町全体のCO2削減効果の評価・検証
・ 脱炭素化（交通、電熱融通などのAI制御）をパッケージに「まち・暮らし」の実現可能性評価
- ② 廃棄物の適正処理及び廃棄物由来エネルギーを有効利用する事業に係る計画の策定を支援。

研究事業等を通じて、原子力被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会による理解増進活動等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺検査に係る検査者等の育成を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料等を作成・改訂し、正確な情報発信を行う。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の一部先行解除を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和2年度においては、上記4事業の着実な実施に加え、特に以下の2点を強化します。
 - ① 放射線の次世代への影響に関する正確な情報発信
 - ② ポータルサイトのスマホ版コンテンツの作成及び外国人向け情報発信

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|-----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業/請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成29年度～ |

4. 事業イメージ

- 【調査研究(公募)】
 - ① 放射線被ばくの線量評価等に関する研究
 - ② 放射線による健康影響の解明等に関する研究
 - ③ 放射線による健康不安対策の推進に関する研究
- 【リスクコミュニケーション事業】
 - ① 自治体職員等への研修等
 - ② 住民セミナー等を通じた住民の理解促進
 - ③ 相談員支援センターによる支援
- 【甲状腺検査の充実等】
 - ① 甲状腺検査に係る人材育成
 - ② 甲状腺検査実施機関の質的・量的な拡充支援



国立公園等の優れた自然風景地等の保護及び利用の推進と、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ②国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ③「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備
- ④施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園施設等の整備事業
- ・ 自然公園施設等の緊急対策【国土強靱化】事業
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業
- ・ 国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・ 国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
 - ①請負事業：■ 民間、③補助事業：■（地方自治体）
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：阿蘇くじゅう国立公園



国立公園の利用拠点におけるビジターセンターの整備。（阿蘇山上ビジターセンター）

事例2：西表石垣国立公園



サンゴ群集の再生に関する事業（着床器具を用いたサンゴの移植等）の実施。

事例3：長寿命化対策



対策前



対策後

施設の長寿命化計画に基づく対策（外壁補修）の実施

【令和2年度要求額 367百万円（58百万円・一部組替）】

G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組の推進や、科学的知見の強化により、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

1. 事業目的

- ①G20各国と合意した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を着実に実施しつつ、国連下での今後の取組に関する議論に積極的に関与・貢献することで、地球規模の海洋プラスチックごみ対策を我が国がリードする。
- ②対策の基盤となる海洋プラスチックごみの科学的知見（排出実態・分析・モニタリング等）を強化することにより、効果的な海洋プラスチックごみの削減対策を図る。

2. 事業内容

①海洋プラスチックごみ国際対策事業

G20日本開催で合意・了承された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づく各国の取組に関する情報共有・相互学習により、取組の効果的な実施を進めつつ、国連環境総会決議に基づく国際的な対策オプションについて、我が国から積極的な提案を行う。

②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの発生源、排出量、流出経路を把握し、効果的な海洋ごみ対策に役立つ世界共通・国内のインベントリ推計手法の検討・開発を行う。
- ・ マイクロプラスチックについて、安定した精度で幅広い主体が、海洋中の賦存の実態等を効率的に分析できる機器の開発を推進する。
- ・ マイクロプラスチックのモニタリング結果を、我が国が策定したガイドラインを用いて整理し、2次元マップ等を作成して可視化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～
※事業の一部は平成26年度～

4. 事業イメージ

国際的な取組・議論の主導

G20や国連環境総会での取組・議論でイニシアティブを発揮



排出実態等の把握

対策の基盤となる排出実態等を把握することにより効果的な対策を促進



地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進
海洋プラスチックごみに関する科学的知見整備
我が国イニシアティブ・プレゼンス強化

日本のリーダーシップで、効果的な化学物質管理の新たな国際枠組の実施促進を目指します。

1. 事業目的

- ・世界化学物質アウトLOOK第2版（GCO II）で把握されたギャップ（WSSD2020年目標未達成部分）を踏まえ、より意欲的な行動を促進。
- ・化学産業の急速な拡大が続いている現状を踏まえ、我が国のリーダーシップの発揮により、国際的な化学物質管理が進展することにより、我が国の国際的なプレゼンスと日本の化学産業の競争力の向上を図る。

2. 事業内容

「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の2020年以降の新たな枠組（ポストSAICM）が採択される予定。

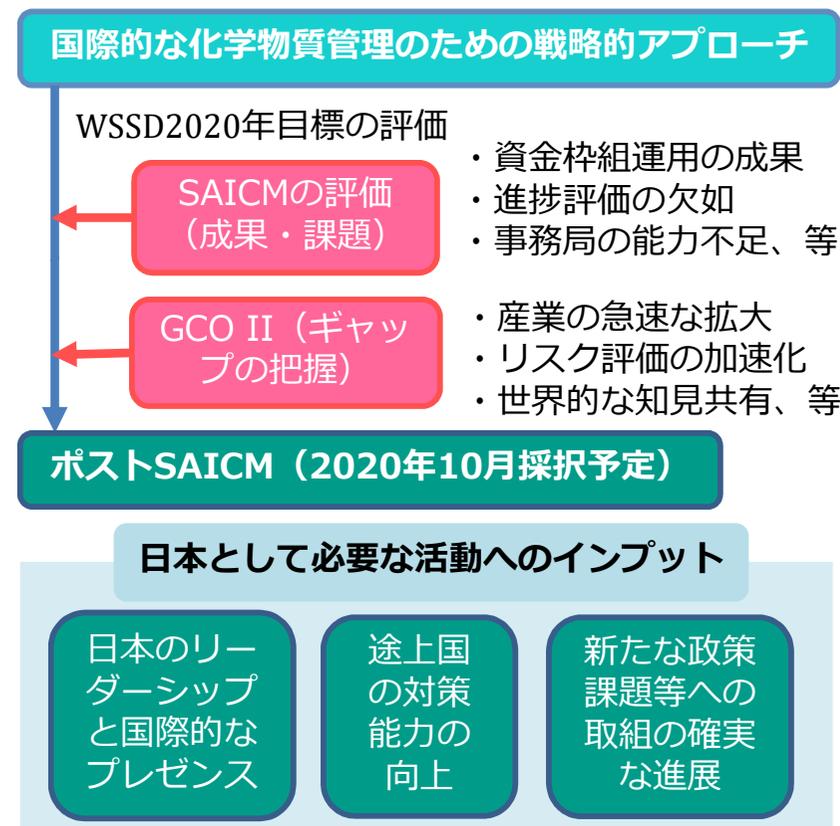
- ・ポストSAICMのスムーズな立ち上げと、実施促進のため、事務局の運営経費の一部を支援する。
→日本のリーダーシップの発揮により国際的なプレゼンスの向上を企図。
- ・我が国の主要な貿易相手国であるアジア太平洋地域において、日本の制度と親和性のある化学物質管理を促進するための活動を支援し効率よい調和を図る。
→途上国、とりわけアジア地域の化学物質対策能力が向上する。
- ・未規制のペルフルオロ化合物（PFAS）※の管理と安全な代替物質への移行等の課題について、グローバルな対応に、産業界の対応状況の適切な反映を企図。
→新たな政策課題等の重要施策が確実に進展する。

※PFASのうち、PFOS・PFOA等については我が国の一般環境中でも検出。POPs条約等で国際的な管理が強化される中、代替物質への転換努力が進められている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 任意拠出金
- 拠出先 国際機関
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ



SATOYAMAイニシアティブを推進します。

1. 事業目的

- ① 国内外の二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・保全を推進する。
- ② 生物多様性の保全を推進する。
- ③ SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)運営を支援することにより、SATOYAMAイニシアティブを推進する。

2. 事業内容

国内外の自然共生社会の実現のためには、政府、NGO、学術研究機関、企業、国際機関等により設立された、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用を進める取り組みである「SATOYAMAイニシアティブ」の推進が重要である。

このため、以下の事業を実施するための資金を国連大学に拠出する。

- ・国際パートナーシップの運営
- ・国内外の取組事例の収集・分析
- ・メンバー等の能力開発
- ・情報発信

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金の拠出
- 拠出先 国連大学
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

○国際パートナーシップの運営

定例会合・運営委員会等を開催し、運営方針を決定、成果を共有。メンバー数は240団体に増加。



○メンバー等の能力開発

SATOYAMA保全支援メカニズムや、地球環境ファミリティ(GEF)との連携事業等の実践的事業の実施を通じて、関係者の能力を向上。



わが国で採択された生物多様性の世界目標「愛知目標」の達成及びポスト2020目標の議論に貢献します。

1. 事業目的

- ① 生物多様性分野への民間資金等の更なる動員に向けた調査・検討、自然資本会計の評価に関する検討・推進
- ② 名古屋議定書国内措置の実施
- ③ 生物多様性条約関連会合への専門家派遣及び日中韓3カ国会議の日本開催による新たな枠組みに関する検討

2. 事業内容

2014年の生物多様性条約締約国会議(COP)で愛知目標の中間評価が行われ、現在の施策のみでは、目標達成が困難であり、様々な分野における「主流化」を始めとした追加的な対応が目標達成のためには必須とされた。

また、今後は生物多様性分野の新たな世界目標である「ポスト2020目標」の議論も本格化する。今後、以下の取組を実施し、目標最終年である2020年での愛知目標の達成及びポスト2020目標の議論に貢献する。

- ・ 生物多様性分野に民間資金等の資源を更に動員していくための調査・検討
- ・ 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施に向けた国内制度の構築・運用と、国際的な議論への貢献
- ・ 生物多様性保全に係る情報の公開状況に関する企業の動向や課題等の把握
- ・ ポスト2020目標全般に関する議論等、テーマ別会合への専門家の派遣、日中韓生物多様性政策対話の開催

3. 事業スキーム

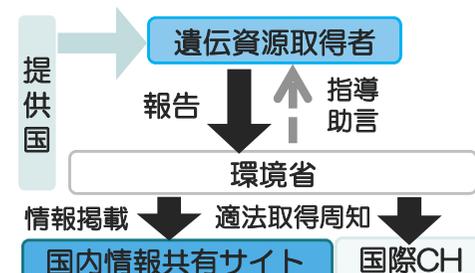
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体等
- 実施期間 平成23年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ

例1：生物多様性保全に関する認証制度の活用検討



例2：ABS指針概要（環境省）



例3：日中韓生物多様性政策対話等を通じた新枠組みに関する検討



過去に開催された会議の様子

年度	事業概要
R 2	①調査・分析結果の国際的な議論での活用、国内施策への反映 ②名古屋議定書の国内措置の実施 ③ポスト2020目標に向けた国際的な議論への貢献

我が国の高効率ノンフロン機器等の国際展開により、CO2に加えフロン・ブラックカーボン等の削減に貢献する。

1. 事業目的

- ① フロン・BC*1等の短寿命気候汚染物質(SLCP)に関する国際パートナーシップ(CCAC*2)のアジアでの活動を主導する。
- ② 我が国が持つ高効率ノンフロン機器等の優れた脱炭素技術・ライフサイクルマネジメントの国際展開をアジア各国の制度構築等の面から支援し、フロン・BC等のSLCPを国際的に削減、短期的な気候変動対策に貢献する。

*1：ブラックカーボン（Black Carbon）。非効率・不完全な燃焼で発生する。

*2：SLCP削減のための気候と大気浄化のコアリション（Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants）

2. 事業内容

(1) 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金
(138百万円) ※拠出額は125万ドル

(2) 高効率ノンフロン機器戦略的国際展開支援事業（52百万円）

・我が国が世界をリードし、世界共通の重要課題であるフロンのライフサイクル全体にわたる総合的な対策を促すために、

- ① フロン排出量や既存事業（国連開発計画(UNDP)・地球環境ファシリテティ(GEF)等での実施事業）等の現状分析、適切な目標設定等を行い、
- ② 排出抑制の仕組み、CCAC等の国際機関の効果的な活用、本邦企業に裨益あるビジネスモデル等を含む戦略・ロードマップを作成する。

・アジア地域を中心に国際社会に働きかけ、我が国の高効率ノンフロン機器、質の高いインフラ輸出につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金・委託事業
- 補助/委託先 民間団体等
- 実施期間 平成25年度～令和2年度

4. 事業イメージ

我が国の技術・経験を活かした、アジア地域における高効率ノンフロン機器の導入拡大によるエネルギー起源CO2削減
途上国でのルールメイキングによる本邦企業の国際展開支援



いぶき（GOSAT）シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等



【令和2年度要求額（一般分）585百万円（85百万円）（特会分）1,995百万円（1,890百万円）】

温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出量の特定と透明性向上を目指す。

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズにより世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持する
- ② グローバル・ストックテイクへの貢献を目指し、客観性の高い独立した排出量検証手法を実証し確立する
- ③ 各国が自らGOSATシリーズの観測データを用いてGHG排出量の比較評価を行えるよう、世界をリードして国際標準化を図るとともに各国への技術支援を行う

2. 事業内容

1. GOSATシリーズによる継続観測

- 世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)のミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)の継続運用と、これら衛星の経験を踏まえ、2028年の第2回グローバル・ストックテイクを見据えた3号機を宇宙基本計画に則り着実に開発する

2. 排出量検証に向けた技術高度化

- 衛星データ等を用いた濃度算出アルゴリズムの高度化を図るとともに、GHG排出量推計精度の評価を目的とした実証実験を実施する

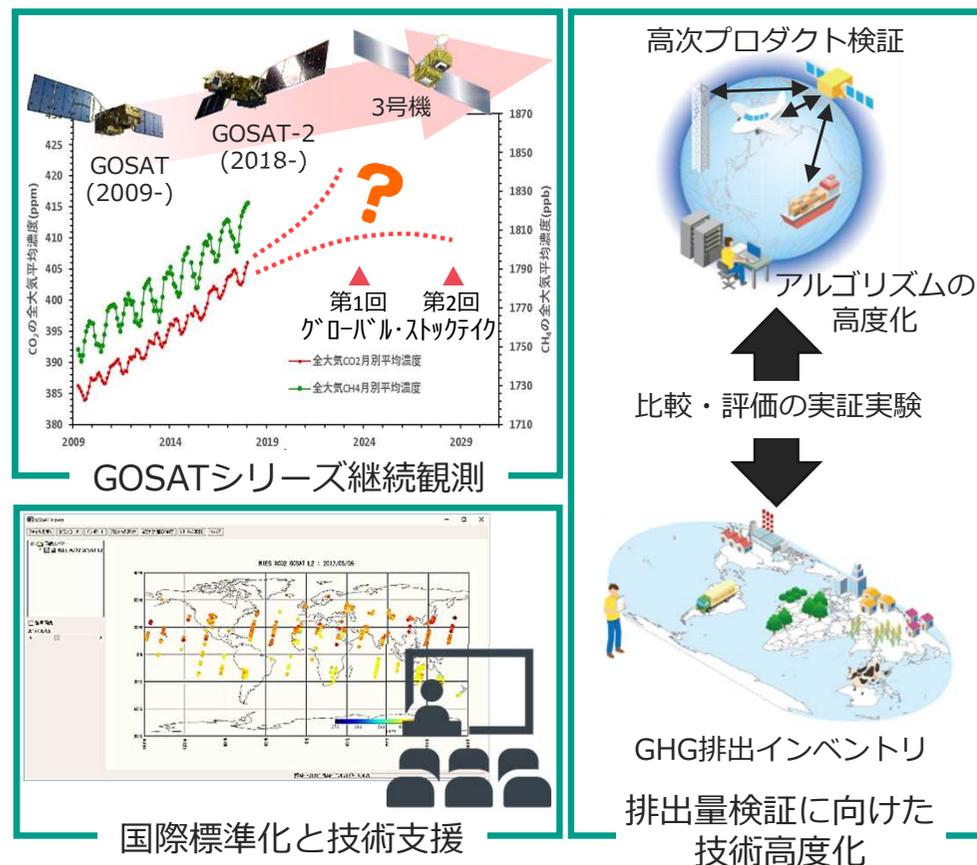
3. 国際標準化と技術支援による国際貢献

- 各国の宇宙機関との相互評価、地上観測データとの比較検証に基づき国際標準化を図るとともに、途上国への技術支援を実施する

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|-----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業、請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成26年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室 電話：03-5521-8247

沖合海底域の生物多様性及び生物資源を保全管理するべく、本州程度の広大な海洋保護区の実効的な管理を進めます。

1. 事業目的

- ① 新設される沖合海底自然環境保全地域の自然環境の状況を把握し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）の情報の確保を可能とする。
- ② 上記を通じ、「第3期海洋基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」及び愛知目標11を実現しつつ、我が国の沖合海底域の生物多様性及び生物資源（例：宝石サンゴ類等）を保全する。

2. 事業内容

海洋環境の保全が近年国際的な潮流となっており、我が国が主導して決定された生物多様性条約の「愛知目標」等において、沿岸域及び海域の10%を保全することとされているが、我が国の海洋保護区は8.3%に留まっている。

このため、海洋保護区（沖合海底自然環境保全地域）を設定するための自然環境保全法改正案について国会に提出し、2019年4月に成立したところ。同国会における附帯決議では、同地域の的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めることが盛り込まれた。

従って、2020年に沖合海底自然環境保全地域を指定する後も、その管理（調査・モニタリング、監視・検査等を含む）にかかる業務が必要であり、本事業では、画像撮影・解析や環境DNA等により、同地域内の海底で、どのような生物がどの程度生息しているかを調査・モニタリングをする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関、大学又は民間事業者・団体
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ

左記事業により、指定する沖合海底自然環境保全地域について、生物多様性の変動がどの程度あるのか、開発等により自然環境が劣化してしまっていないか、海洋保護区として保全効果が発揮できているか等を調査する。

現時点で、その対象範囲は小笠原方面の沖合域に、本州程度の広さ22.8万km²、水深は最大で1万m程度までに及ぶものと見込んでいる。この広大な保護区のうち、海山、熱水噴出域、海溝等の要所において、遠隔型無人潜水機ROVや長大ワイヤー等を有する「かいめい」等の既存の調査船や調査器具等を活用し航行して、画像撮影と堆積物・海水等の採取をし、その後解析を行う。

年度	事業概要
R 2	保護区指定、管理（愛知目標年）
R 3	保護区管理、新目標を踏まえた国内対応の検討
R 4以降	新規保護区の拡張、既存保護区の管理の継続等

アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金



【令和2年度要求額 94百万円（64百万円）】

国連機関を通じたアジア・アフリカ諸国への3R推進活動支援により、我が国循環産業の海外展開を促進します。

1. 事業目的

- ① アジア太平洋3R推進フォーラムやアジア太平洋3R白書を活用し、アジア太平洋地域における廃棄物管理・3Rを戦略的に推進する。
- ② 「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の活動を通じ、アフリカ各国における廃棄物管理の向上に貢献する。

2. 事業内容

(1) 「3R推進フォーラム」の開催経費

「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催し、アジア太平洋地域各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進する。

(2) アジア太平洋3R白書の策定経費

3R推進フォーラムの成果文書（ハノイ3R宣言等）に鑑み、アジア太平洋地域内の廃棄物や資源循環に関する情報・データ整備及び地域の課題、政策オプションの検討評価を行う白書を作成・出版する。

(3) アフリカにおける廃棄物管理の向上推進経費

アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの適切な指標を開発して進捗評価するとともに、福岡方式（我が国発の最終処分場の管理技術）の普及など、ACCPの現地での活動を通じて廃棄物管理の向上を図る。

3. 事業スキーム

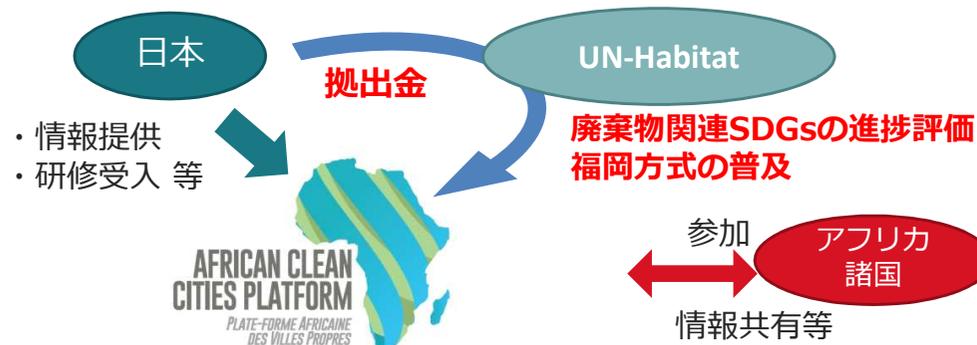
- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連機関（国連地域開発センター、国連人間居住計画等）
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

<アジア太平洋地域における戦略的な3Rの推進>



<アフリカにおける戦略的な3Rの推進>



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

地球レベルでの適切な水銀対策への貢献を目指します。

1. 事業目的

- ①水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく国内の関連施策の適切な運用を図る。
- ②水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、水俣条約の運用体制の整備支援とともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援（MOYAIイニシアティブ）を実施する。

2. 事業内容

・水銀汚染防止法施行経費

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告制度の着実な運用及び情報分析等を行う。また、水俣条約発効後5年以内に実施することとされている附属書の再検討等に係る議論に対応するために必要な検討を行う。

・水俣条約運用体制の整備支援

水銀対策先進国として、条約の技術ガイダンスや有効性評価枠組みの策定等に係る議論を主導する。また、条約の有効性評価にも資するモニタリングデータ等の収集・整備を進め、グローバルなモニタリング計画への技術インプットを行うとともに、アジア太平洋地域においてデータ共有のネットワーク化を進める。

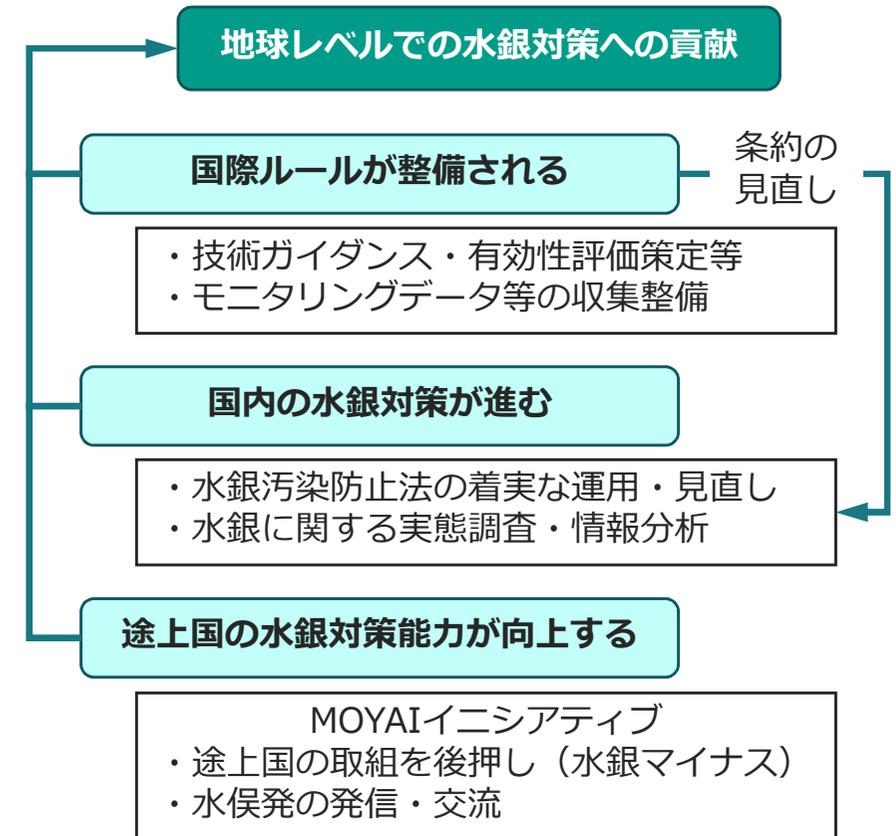
・我が国の水銀対策手法の国際展開

途上国における水銀対策ニーズの調査結果をふまえ、日本企業との情報交換会開催、海外関係機関への働きかけ、技術の普及につながる各国法制度整備に向けた支援等を行う。実施においては、米国等の関係国及び関係国際機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度要求額（一般分） 12百万円(12百万円)（特会分） 690百万円(690百万円)】

長期戦略やグローバル・ストックテイクを踏まえ、我が国の温暖化対策の取組強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- ① パリ協定・COP21決定に基づく「貢献」（NDC）について、2025年に新たなNDCを提出する。
- ② 地球温暖化対策計画について、2022年度に見直しを行う。

2. 事業内容

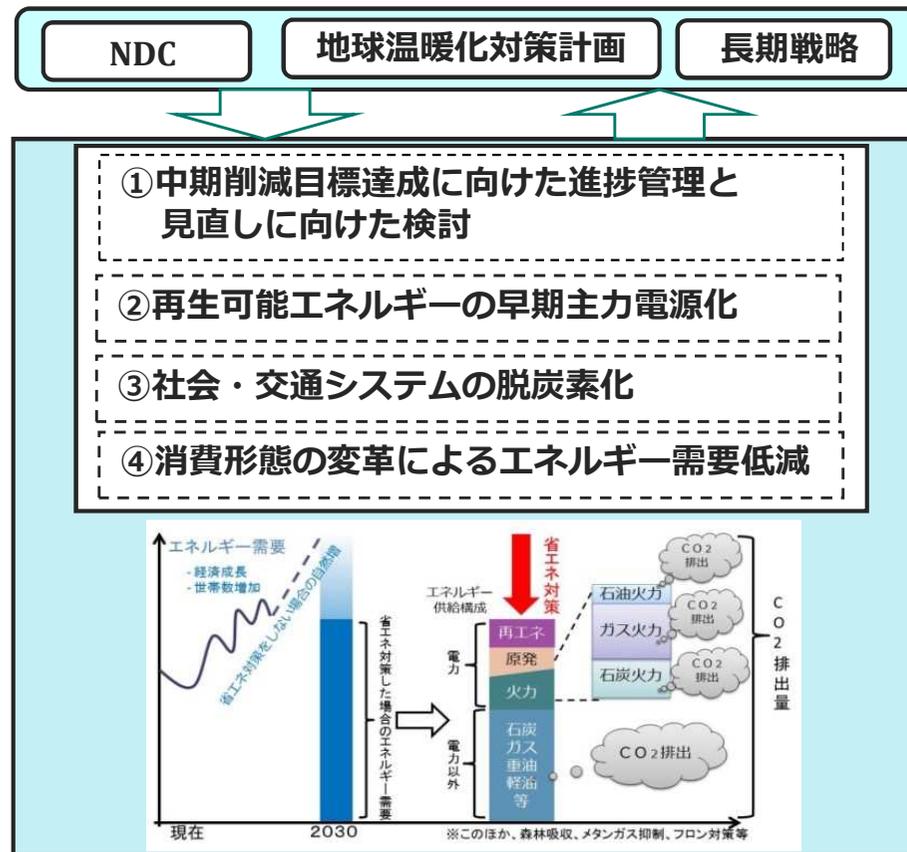
パリ協定に基づく長期戦略において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現することが掲げられた。また、2023年には、各国の取組を強化するため、「グローバル・ストックテイク」が行われる。これらを踏まえ、2025年に新たなNDC(温室効果ガス削減目標)を策定・提出する必要がある、それに向けた対策・施策を検討する。

- ・削減目標達成・前進のための対策・施策検討
- ・再エネ導入拡大によるCO₂削減効果検討
- ・社会・交通システムの脱炭素化実現方策検討
- ・消費形態の変革によるエネルギー需要低減対策・施策検討
(シェアリングエコノミーなど)

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和6年度

4. 事業イメージ



カーボンプライシングを導入する場合に、効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう調査・分析を実施します。

1. 事業目的

- ① 中央環境審議会に設置されたカーボンプライシングの活用に関する小委員会において、「新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められている。
- ② カーボンプライシングを導入する場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう、上記小委員会の議論の動向等に応じて、制度案の検討の資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。

2. 事業内容

●平成31年6月に中央環境審議会地球環境部会の下に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、「新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められているところ。加えて、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）において、カーボンプライシングについて「国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。」とされた。

●上記の背景を踏まえ、カーボンプライシング施策等を導入することとなった場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるようにするため、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、上記小委員会の議論の動向や国内外の先行事例の状況、2030年度のCO2削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じて、カーボンプライシングの制度案の検討に資するように、最新の情報と研究機関等の研究結果等に基づき、期待される政策効果と影響について実証的に調査・分析を行うとともに、その結果を国民各界各層に分かりやすい形で取りまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 事業イメージ





【令和2年度要求額 6,500百万円（6,500百万円）】

CO2排出削減技術の早期の社会実装を目指した開発・実証を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年度までの温室効果ガス26%削減、2050年までの80%削減、及び地域循環共生圏の構築に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、必要なCO2排出削減技術の開発が十分に進まない状況。
- ② このため、将来の地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

- 将来的な地球温暖化対策の強化につながるCO2削減効果の優れた技術について開発・実証を行い、早期に社会実装することで、社会全体のCO2排出量を大幅に削減。
- 2050年目標からバックキャストして特に政策上重要な技術課題を設定し、優先テーマとして採択。初年度は委託事業で開始し、オープンイノベーションにより異分野の企業等が連携することで複数の要素技術を同時並行で開発する体制を構築し、後年度に補助事業に移行する等して確実な事業化を達成する。
- 上記の優先テーマ以外にも、建築物、再生可能エネルギー、循環資源、社会システムなどの分野について、事業化見込みが高く地球温暖化対策の強化につながる課題の採択・補助等を行う。
- 採択後の事業監督や中間審査を通じて、事業化・普及の確度を高める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業(1/2)・委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成25年度～令和4年度

4. 活用事例・事業イメージ



低コストな蓄電デバイス搭載定置式双方向充電システムおよび小型双方向車載充電器を、開発・実証し、EV等の普及促進を行うとともに、車載バッテリー活用による分散型エネルギーシステムの構築を促進。

社会実装例



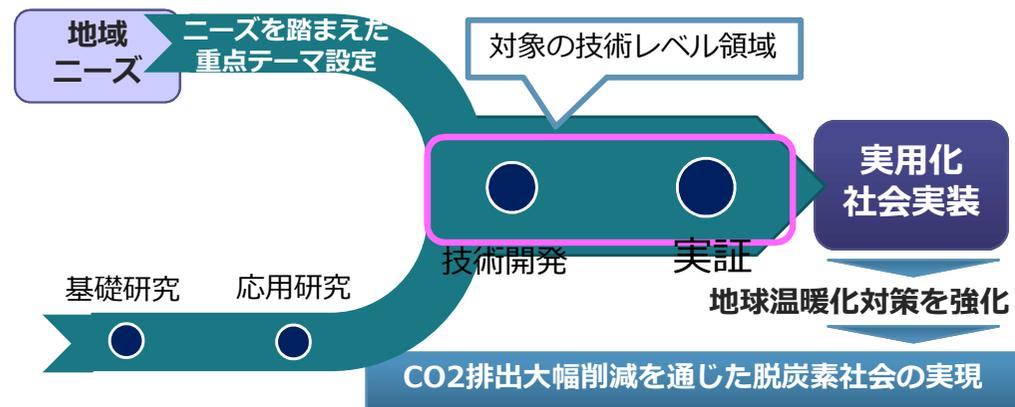
マイクロ水力発電



EVバッテリー



ZEB



新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和2年度要求額 9,250百万円（3,350百万円）】

新築集合住宅・既存住宅等における省エネ・省CO2化の新築・リフォームに支援します。

1. 事業目的

- ① 新築集合住宅におけるZEH-Mの普及拡大
- ② 既存住宅における断熱リフォームの普及拡大
- ③ 低炭素化に資する素材や再エネ熱活用を促進することによる住宅における省CO2化促進
- ④ 2030年の家庭部門からのCO2排出量約4割削減（2013年比）に貢献

2. 事業内容

- ①集合住宅（6～20層）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（定率（1/2））
- ②集合住宅（5層以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（定額（50万円/戸）。蓄電池を設置する際は別途定額補助）
- ③ZEH、ZEH-M（5層以下）の要件を満たす新築住宅に低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）、CNF（セルロースナノファイバー）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する際に別途設備毎に定額補助を行う。
- ④既存戸建住宅の一部に高性能建材を導入する際に必要な経費の一部を補助する。（定率（1/3）、上限120万円/戸）
既存戸建住宅に高性能建材を導入し、一次エネルギー消費量を25%以上削減する住宅へ改修する際に必要な経費の一部を補助する。（上限500万円/戸）
- ⑤既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。（定率（1/3（ただし上限15万円/戸）））

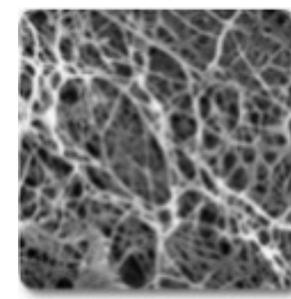
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例



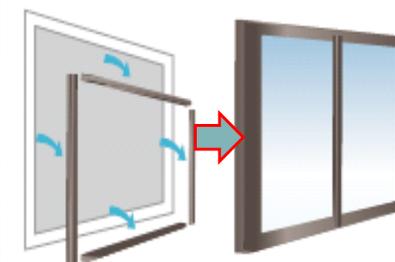
②ZEH-Mへの支援



③CNF（セルロースナノファイバー）
※木材等をナノ単位まで細分化して得られる素材で、鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度があり、次世代素材として期待されている。



④戸建住宅における高性能建材導入支援事業



⑤集合住宅における高性能建材導入支援事業

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355 FAX：03-3580-1382

我が国の森林等の吸収減による吸収・排出量の適切な把握を目指す。

1. 事業目的

- ① 2030年目標の達成等のため、パリ協定下での吸収源に係る実施規則が我が国にとって適切なものとなるよう対応。
- ② 温室効果ガスインベントリにおける、我が国の吸収量を適切に把握。
- ③ 多様な吸収源のポテンシャルを検討。

2. 事業内容

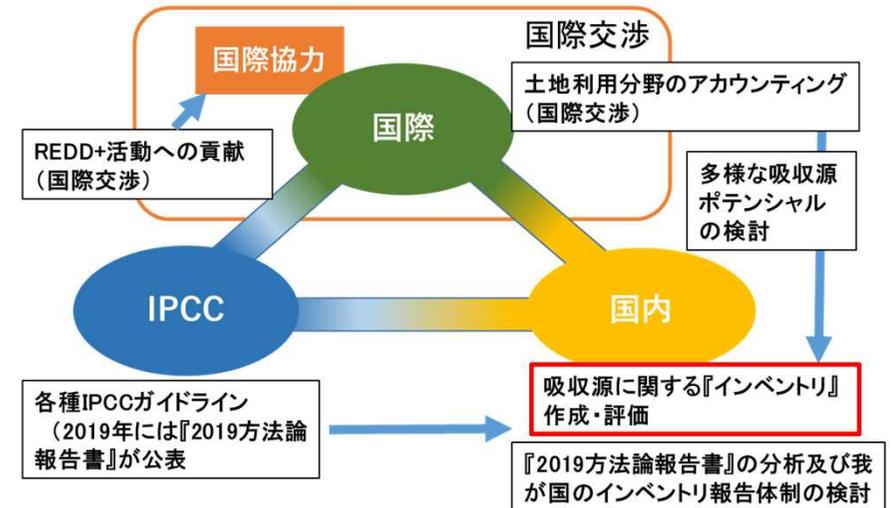
パリ協定の実施に向け、現在、吸収源分野も含むパリ協定の実施細則に関する検討が行われている。また、我が国の吸収量を正確に把握すべく、継続してインベントリの作成・改善を行うことが必要である。

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
 - (1) パリ協定における土地利用分野のアカウントティング（計上）の指針に関する国際交渉への対応
 - (2) REDD+（途上国の森林減少・劣化の回避による排出の削減）の実施に関する政策的・技術的課題の検討および交渉
2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等
 - (1) 吸収源分野のインベントリ作成・評価、算定方法の改善
 - (2) 隔年報告書及び国別報告書の作成と審査への対応
 - (3) 2019年方法論報告書の分析と我が国における対応の検討
 - (4) 湿地ガイドライン・京都議定書補足ガイドラインの分析と我が国における対応の検討
 - (5) 多様な吸収源についての国内外のポテンシャル評価・技術的課題の整理（バイオ炭及びブルーカーボンの検討含む）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

4. 事業イメージ



吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等



日本及び世界のフロン類の排出を抑制し、オゾン層保護及び地球温暖化を防止します。

1. 事業目的

- ①フロン排出抑制法の円滑な施行や今後の新たな制度構築等により、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献する。
- ②オゾン層保護法に基づきオゾン層の状況等の監視を継続することで、世界全体のオゾン層の保護等に貢献する。
- ③フロンに関する我が国の優れた技術・制度を国際展開し、我が国のプレゼンスの確立・経済成長に資するとともに、世界全体でのフロン排出抑制・温室効果ガス削減に大きく寄与する。

2. 事業内容

特定フロンからの冷媒転換等に伴い、代替フロンの排出量は近年増大の一途をたどっている。フロン排出抑制法の着実な施行と附則に基づく5年後見直しによる制度構築の検討を通じて上流から下流までの対策により排出抑制を図る。

モントリオール議定書や国内担保法であるオゾン層保護法に基づく義務である、フロン濃度の測定及びオゾン層の状況等の監視・評価を実施する。

フロンの排出が増大している途上国への支援等を通じて、世界全体での代替フロン等の排出抑制と我が国の優れた制度・技術の国際展開を目指す。

具体的には以下の事業を行う。

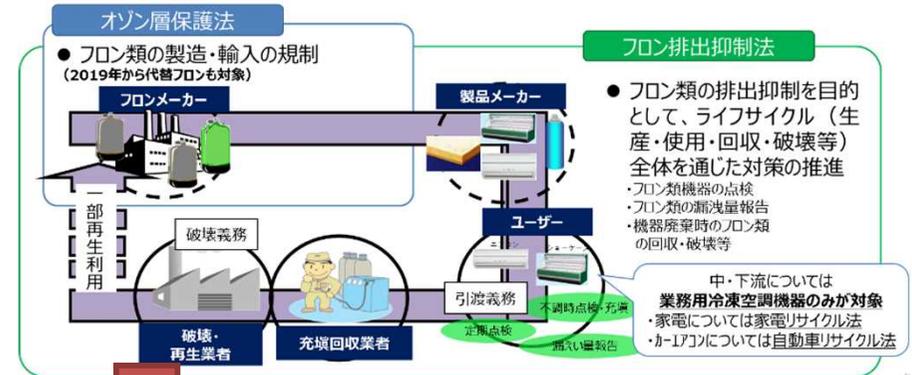
- ①脱フロン社会構築推進費
- ②途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援費
- ③オゾン層及びフロン類等状況評価検討費
- ④フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①直接執行・委託・請負 ②委託 ③委託 ④請負
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間
 - ①平成23年度～ ②令和2年度～令和6年度（予定）
 - ③平成24年度～ ④平成26年度～令和6年度（予定）

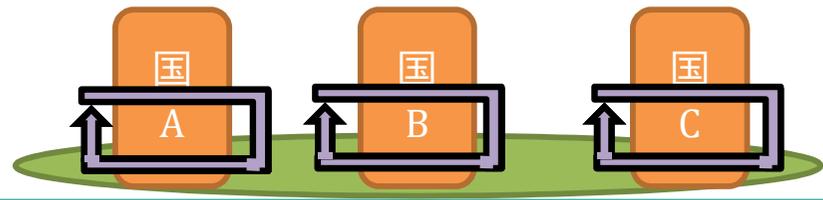
4. 事業イメージ

国内におけるフロン対策の全体像
オゾン層保護法及びフロン排出抑制法を通じ、フロン類の上流から下流までライフサイクル全体での対策を講ずる



日本の制度・技術を国際展開！

途上国の戦略的フロン排出抑制支援



二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

1. 事業目的

温室効果ガスの排出削減に関する知見・経験・ノウハウを活用して、途上国における代替フロン等の回収・破壊を実施するとともに、JCMを通じてクレジットを獲得します。また、JCMを適切に実施するための方法論策定等を実施します。

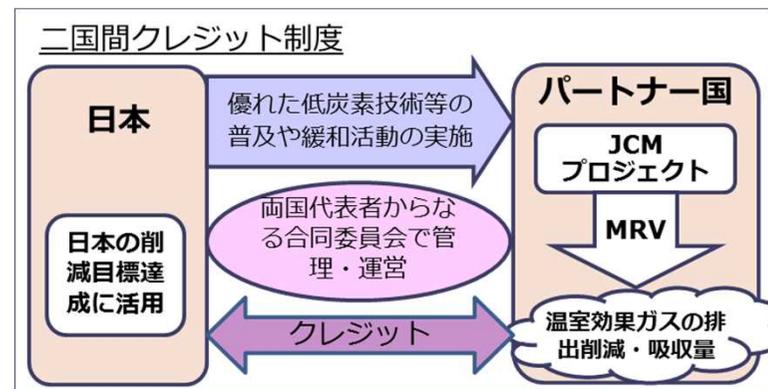
2. 事業内容

- MRV実施促進（委託）
 - REDD+（途上国の森林減少・劣化の回避による排出の削減）及び代替フロン等削減のプロジェクトに係る方法論・計画書・モニタリングレポートの策定、妥当性確認及び検証等のMRV(測定・報告・検証)手続きを適切に実施する。
- 情報収集・普及（委託）
 - 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を、Webサイト「炭素市場エクスプレス」において広く発信する。
 - 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置する。
- 代替フロン等の回収・破壊（フロンJCM）（補助）【拡充】
 - 途上国で大気中に放出されている代替フロン等（エネ起CO2以外の温室効果ガス）を、JCMを通じて回収・破壊することで、温室効果ガス排出量を削減する。途上国で回収・破壊スキームを構築し、我が国の脱フロン技術や製品が入りやすい環境をつくる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)(2)委託事業、(3)直接補助事業（定額）
- 委託先・ 民間事業者・団体
- 補助対象
- 実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



専焼型破壊設備
(フロンJCM/ベトナムに導入予定)



帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（復興庁関連事業）



環境省

【令和2年度要求額 418百万円（418百万円）】

帰還困難区域内の鳥獣被害を軽減・防止し、避難されている住民の方々の円滑な帰還の促進を目指します。

1. 事業目的

- ① 帰還準備や帰還後の生活及び地域経済再建に支障となる帰還困難区域等における野生鳥獣の生息動向を把握する。
- ② 帰還困難区域内においてイノシシ等野生鳥獣の捕獲を行い、避難されている方々の円滑な帰還の促進を寄与する。
- ③ 福島県や避難12市町村が進める避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施する。

2. 事業内容

帰還困難区域内等において、狩猟や被害防止目的の捕獲を行うことができない状況などから、野生鳥獣の人里への出没が増加しています。

このため、帰還困難区域内の野生鳥獣をそのまま放置すれば、帰還準備や帰還後の生活及び地域経済の再建に大きな支障が生じることから、イノシシ、アライグマ、ハクビシン等野生鳥獣の捕獲等の対策を行います。

○鳥獣の生息状況調査：カメラトラップ調査、GPSを用いた行動圏調査など

○イノシシ等の捕獲

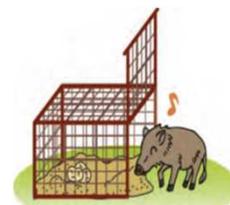
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ	204頭	381頭	286頭	588頭	758頭	949頭
アライグマ	—	—	—	188頭	568頭	849頭
ハクビシン	—	—	—	46頭	92頭	128頭

○捕獲個体の処理：中間処理(軟化処理)、最終処分(焼却処理)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ



捕獲対策



捕獲個体の軟化処理



焼却処理

避難指示区域の概念図(2019年4月10日時点)



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

廃棄物処理工程一連で廃棄物エネルギー利活用・脱炭素化を促進する廃棄物処理システムを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域の特性に応じた最適な一連の廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策を検証・提案してガイダンスを策定する。また、市区町村が地域のエネルギーセンター化を進めていく上で効率的な情報収集の仕組みを構築する。
- ② 市町村の一般廃棄物収集運搬業務において、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬ルート効率化・最適化モデル事業を実施し、その成果を市町村へ水平展開し、脱炭素化の取組を進める。

2. 事業内容

- 2015年のパリ協定を受けて、2030年度の温室効果ガス排出量を26%削減するため、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省CO2対策が喫緊の課題となっている。そこで廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO2対策を促進するため、各種検討調査を行いガイダンスを策定する。また、今後、廃棄物処理施設の更新時期を迎える市区町村等に対し地域エネルギーセンター化の気運を醸成するための取組を行い、脱炭素化・地域経済の活性化を進める。
- 国内全体の労働力人口が減少し、担い手不足等が課題となっている中、IoT・AI等を活用した収集作業ルート効率化・ごみ集積所の最適化システムの構築を行い、脱炭素化や担い手不足の解消を図るモデル事業を実施する。
 - ①廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進事業
(技術評価・ガイダンス策定・プッシュ型周知事業) (260百万円)
 - ②先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム脱炭素化支援事業
(収集運搬ルート等の最適化・効率化モデル事業) (100百万円)

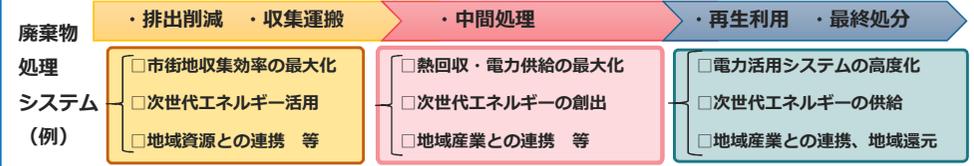
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体
- 実施期間 平成30年度～令和3年度

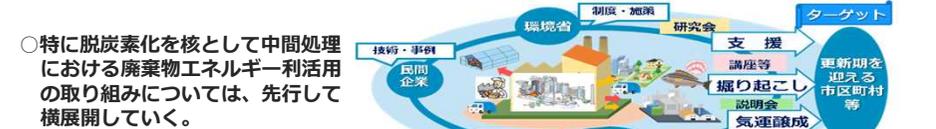
4. 事業イメージ

廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進

- 廃棄物処理の各段階での脱炭素化技術のリストアップ及び実装可能性の調査（技術評価）、廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策の検証・提案及びその実現可能性調査
- 中間処理に関する処理システム、廃棄物エネルギー利活用に関する取組を先行して横展開



各メニューを組み合わせ、地域特性に応じた廃棄物処理システム脱炭素ガイドランスを作成



AI・IoTを活用した収集運搬ルート等の最適化・効率化



地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を促進するための検討を行います。

1. 事業目的

- ① 次期施設整備事業の中で廃棄物処理施設を核とした地域振興策、防災拠点としての活用等を計画している事例の調査・分析を行う。
- ② 地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進するためのガイダンスを作成、周知し、これを活用した施設整備を促進する。

2. 事業内容

平成30年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画（計画期間：2018年度～2022年度）においては、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備が重要であることが謳われている。

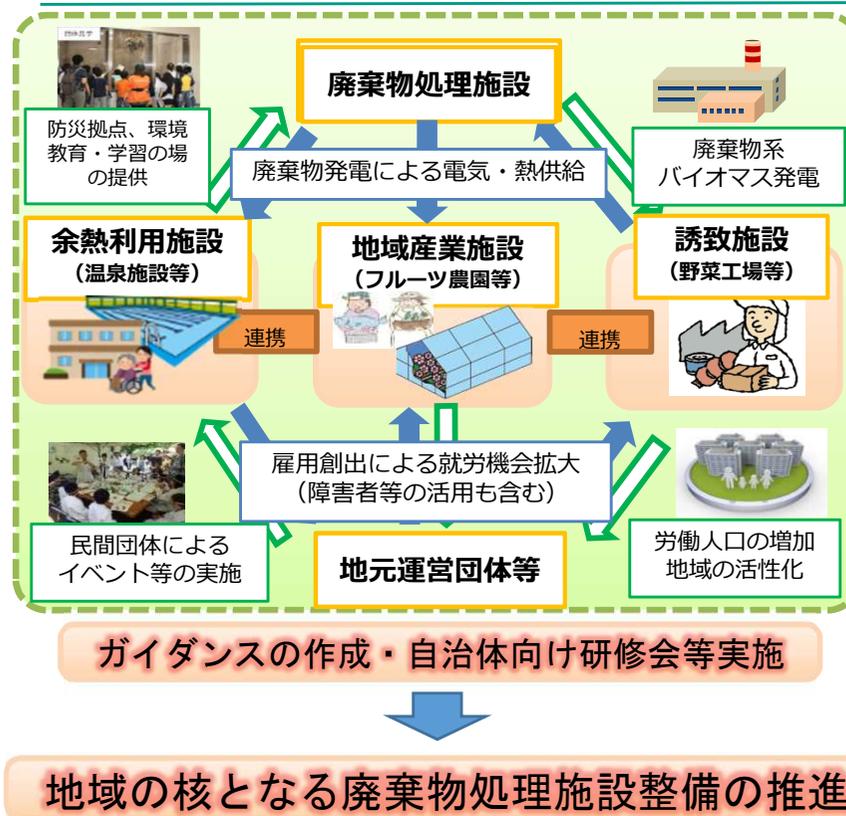
近年では、廃棄物処理施設から発生する熱を高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場としての機能を具備する廃棄物処理施設もあり、このような特徴も活かしながら、地域社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能をいっそう高め、地域に多面的な価値をもたらす施設整備を推進することが重要である。

- ・ 廃棄物処理施設を核とした地域振興策、防災拠点としての活用等を計画している事例の調査分析
- ・ 地域に多面的な価値をもたらす施設整備が進まない事例の調査分析
- ・ 関係者(地方公共団体、民間事業者等)との連携体制のあり方の調査・検討
- ・ ガイダンス作成、自治体職員向け説明会等の開催による周知

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ



自治体でのごみ収集袋等へのバイオマスプラスチック導入に向けた取組を技術的に支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体の可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック導入に向けた方策を確立する。
- ② 廃棄物処理の効率向上の観点等から、ごみ処理方法ごとに適したバイオマスプラスチック製ごみ袋の導入を促進する。
- ③ 導入に向けたガイドラインを作成し、地方公共団体へ周知することで、バイオマスプラスチックの使用量増につなげる。

2. 事業内容

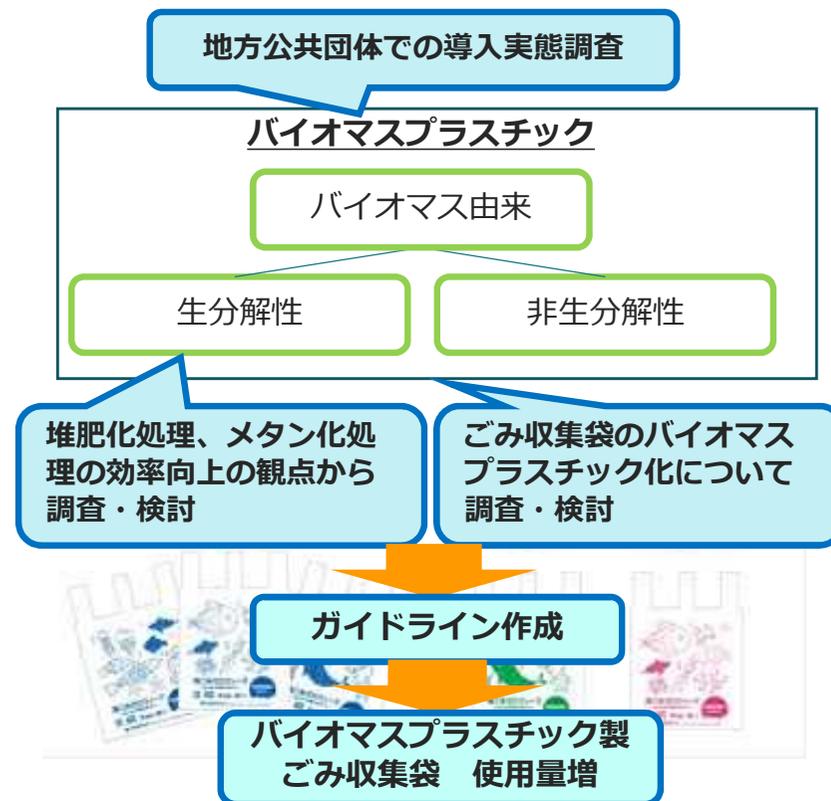
現在、気候変動等の観点から、石油由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」においても、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの使用や、生分解性プラスチックの分解機能の発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）整理等を掲げている。本事業では、バイオマスプラスチック導入に向けた取組のうち、地方公共団体での導入を技術的に支援し、自治体でのごみ収集袋等へのバイオマスプラスチック導入促進を目指す。

- ・生分解性ごみ袋、バイオPE指定袋を導入している地方公共団体での実態調査
- ・バイオマスプラスチック製ごみ収集袋を導入するにあたっての課題と解決策の調査・分析
- ・ごみ処理方法に適したバイオマスプラスチック製ごみ袋の調査及び効果まとめ
- ・導入に向けたガイドラインの作成、地方公共団体への周知

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和3年度（予定）

4. 事業イメージ



リチウムイオン電池等処理困難廃棄物が適正に処理できる体制を構築します。

1. 事業目的

- ① リチウムイオン電池が含まれる廃棄物の発生量の把握。
- ② リチウムイオン電池等処理困難物による事故の発生状況、発生要因の把握。
- ③ リチウムイオン電池等を適正に処理するための対応策の検討。

2. 事業内容

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加し、リチウムイオン電池そのものや、リチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、機材そのものへの被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されている。

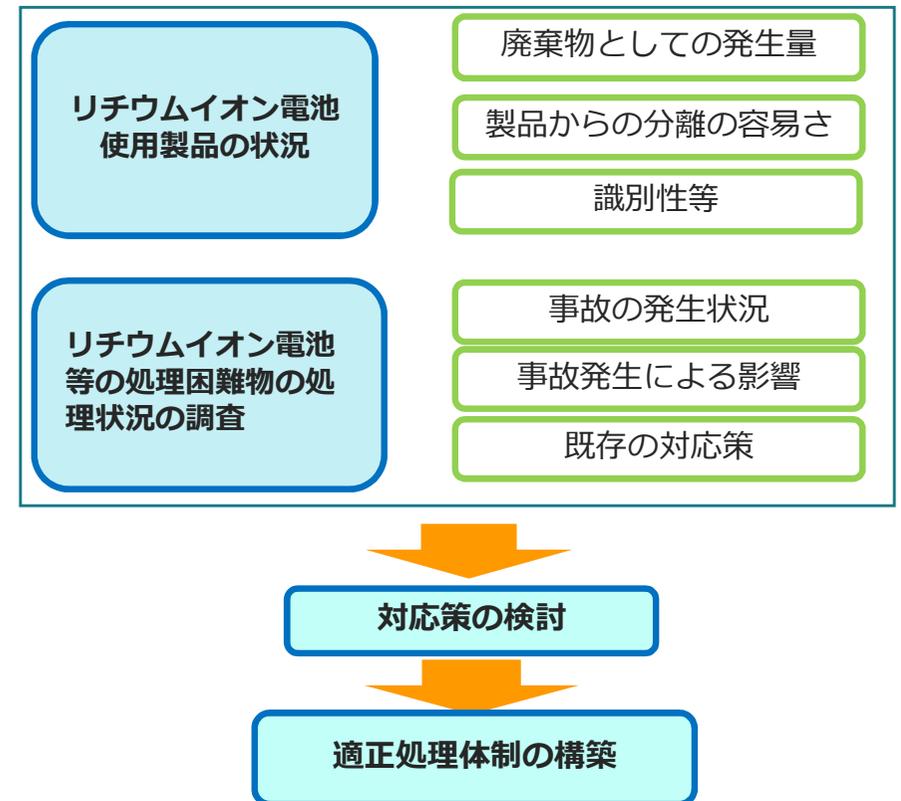
リチウムイオン電池等処理困難廃棄物による事故の発生要因について調査・分析を行い、対応策について検討する。

- ・リチウムイオン電池が製品に使用されている状況の調査
- ・リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の処理状況の実態調査
- ・リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の処理対応策の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



自治体における高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築を技術的に支援します。

1. 事業目的

- ① 高齢化社会に対応した収集運搬等の処理システムについて、調査分析を行う。
- ② モデル自治体において実際に制度設計及び高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施する。
- ③ ガイドラインを作成し、市町村等に広く周知する。

2. 事業内容

我が国の高齢化率は現在26.7%に達している。今後、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2060年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じている。

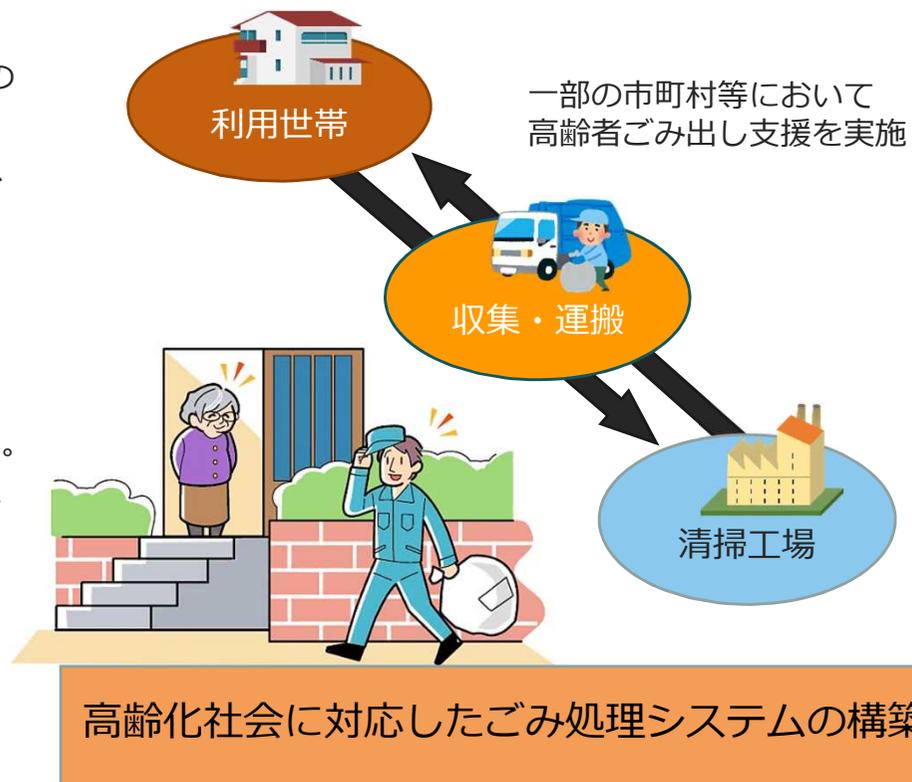
既に、一部市町村等においては高齢者ごみ出し支援が開始されている。

- ・ 高齢化社会に対応した収集運搬等の処理システムについて、事例の抽出、課題の抽出、特徴の分析等を行う。
- ・ 実際に制度設計及び高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施する。
- ・ 自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～令和2年度（予定）

4. 事業イメージ



浄化槽リノベーションを推進することで、持続可能な浄化槽整備を進めます。

1. 事業目的

浄化槽台帳システムを構築し、浄化槽整備や維持管理の向上を図るとともに、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する

2. 事業内容

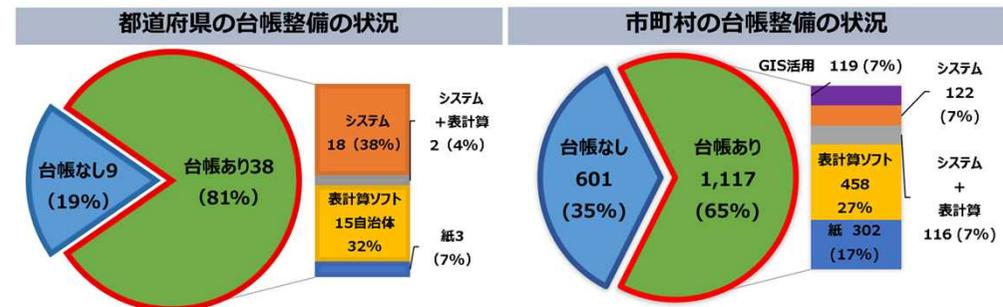
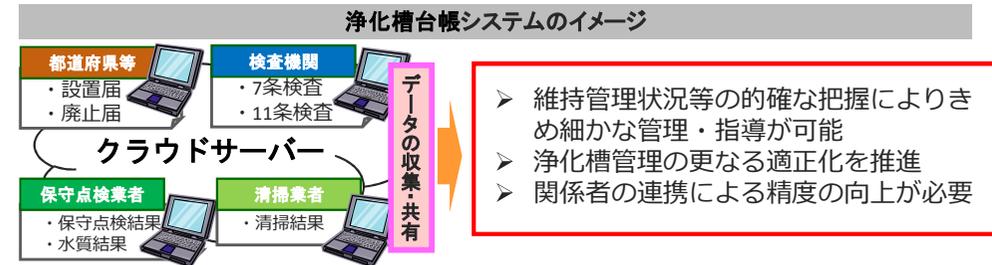
令和元年に浄化槽法が改正され、行政による浄化槽の設置情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する維持管理情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、浄化槽台帳については、全都道府県の約20%（9県）、全市町村の約35%（約600市町村）において未整備であり、浄化槽台帳の整備を促進することが喫緊の課題となっている。

本事業においては、浄化槽台帳システムの要件定義、基本設計、詳細設計、プロトタイプ作成、試験運用、システム作成を行う。作成した浄化槽台帳システムについては、環境省ホームページにて公開し、地方公共団体に無料で配布する。また台帳システムに集約されるビッグデータの分析による浄化槽整備、管理の向上について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間業者・団体
- 実施期間 令和2年～令和4年（予定）

4. 事業イメージ



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%

- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ① 令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略、「プラスチック資源循環戦略」を策定。
- ② 本戦略のマイルストーンを達成するために必要となる施策に関する調査検討や関係主体の取組を促進するための措置を講ずる。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外実態調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・使い捨てプラスチック等のリデュース促進事業
 - ・多様な主体による未利用プラスチック資源等の回収・リサイクル事業
- (3) プラスチック資源循環戦略普及啓発事業
- (4) プラスチック資源循環戦略に基づくレジ袋有料化に係る事業

2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出実態等調査

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ



脱炭素型の金属リサイクルシステムを構築するための技術実証を行います。

1. 事業目的

- ① 金属リサイクルシステムの脱炭素化
- ② 社会全体での資源生産性の向上、各種リサイクル法の政策効果向上
- ③ AI等の活用によるリサイクル業の人手不足緩和、地域循環共生圏への貢献、日本のリサイクル技術の競争力強化

2. 事業内容

- スマート社会の進展により、自動化製品やIoT機器、電動化製品の導入が増え、IoTセンサーやサーバー、複合機等の電子基板類、バッテリーなどの**非鉄金属・レアメタル含有製品**の排出が増加している。また、中国による雑品スクラップの輸入規制の影響で、**国内での処理・リサイクル**の必要性が上昇している。
- 処理量が増加するリサイクル分野でも省CO2化が必要であり、革新的な新技術の導入により**破碎・選別**や**金属回収のエネルギー使用量を削減**し、さらに**原料輸送**や**素材製造のエネルギー投入量を削減**できる可能性がある。
- IoT機器などの非鉄金属（銅・アルミニウム等）含有製品を対象とし、**省エネ型リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価**を委託事業により実施し、脱炭素型金属リサイクルシステムの社会実装化を進める。
- 本事業を通じて、二酸化炭素排出量削減のみならず、資源生産性や各種リサイクル法の政策効果の向上とともに、**機械選別能力の向上**によるリサイクル業の人手不足緩和、素材産業拠点周辺や中継地でのリサイクルビジネスの活性化、国内装置産業の育成を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学、研究機関
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



電子基板

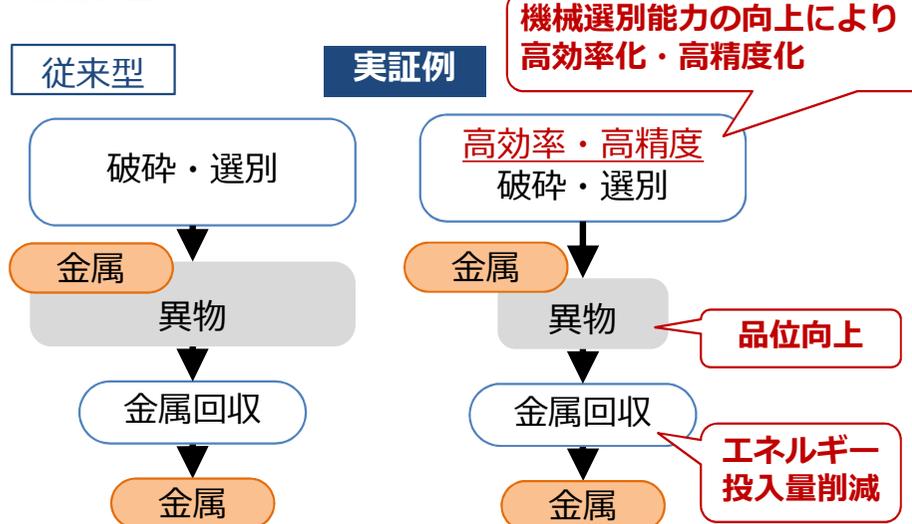


バッテリー



センサー

処理フロー



PCB廃棄物の適正な処理の推進に向けた各種取組を行います。

1. 事業目的

- ① 地方自治体による調査の加速化や保管事業者等への広報等を行い、PCB廃棄物の適正処理を推進します。
- ② 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・更新等を行い、地元の安全・安心を確保します。また処理事業終了後は、PCB処理施設の速やかな原状回復を実施します。

2. 事業内容

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 保管事業者等に対して早期処理を促すべく、あらゆる広報の活用及び周知の徹底を行う。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
- ④ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ⑤ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／出資金
- 請負先等 民間事業者／JESCO等
- 実施期間 平成13年度～令和8年度まで（予定）

4. 事業イメージ等

<PCB廃棄物の例>



変圧器



コンデンサー



安定器

<高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）>



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

実現可能性調査の実施支援や低炭素型廃棄物処理の水平展開を通じて、世界全体での温室効果ガス削減及び我が国循環産業の国際展開に貢献します。

1. 事業目的

- ① 実現可能性調査への支援を通じた循環産業の国際展開モデルの構築
- ② 循環産業の国際展開モデルの水平展開による温室効果ガスの削減

2. 事業内容

- 人口増加や経済成長に伴って廃棄物量が急速に拡大し、廃棄物管理インフラシステムの整備が進められているアジア太平洋地域や中東・アフリカ地域を始めとする諸外国において、優れた低炭素型技術をビルトインすることで、低炭素型廃棄物管理インフラシステムを実現し、二国間クレジット制度（JCM）等につなげるとともに、廃棄物管理の改善、我が国の循環産業の国際展開支援などを実現する。
- 我が国循環産業のうち、地球温暖化対策に資する廃棄物関連事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査や実証等の補助を行うとともに、その成果の事業化・水平展開を行うための調達支援機関を派遣する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2又は2/3）及び委託事業
- 委託先 民間事業者等 ■ 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成29年度～令和2年度

4. 事業イメージ



次期国際目標及び国家戦略の策定に向けた検討と、生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

- ① 生物多様性に関する世界目標である愛知目標の達成に向け、我が国の国家戦略の実施状況の点検と取組を加速する。
- ② ポスト2020目標への貢献及び次期生物多様性国家戦略策定に向けた検討を行う。
- ③ 社会の強靱性向上を目的とした生態系の活用を推進する。

2. 事業内容

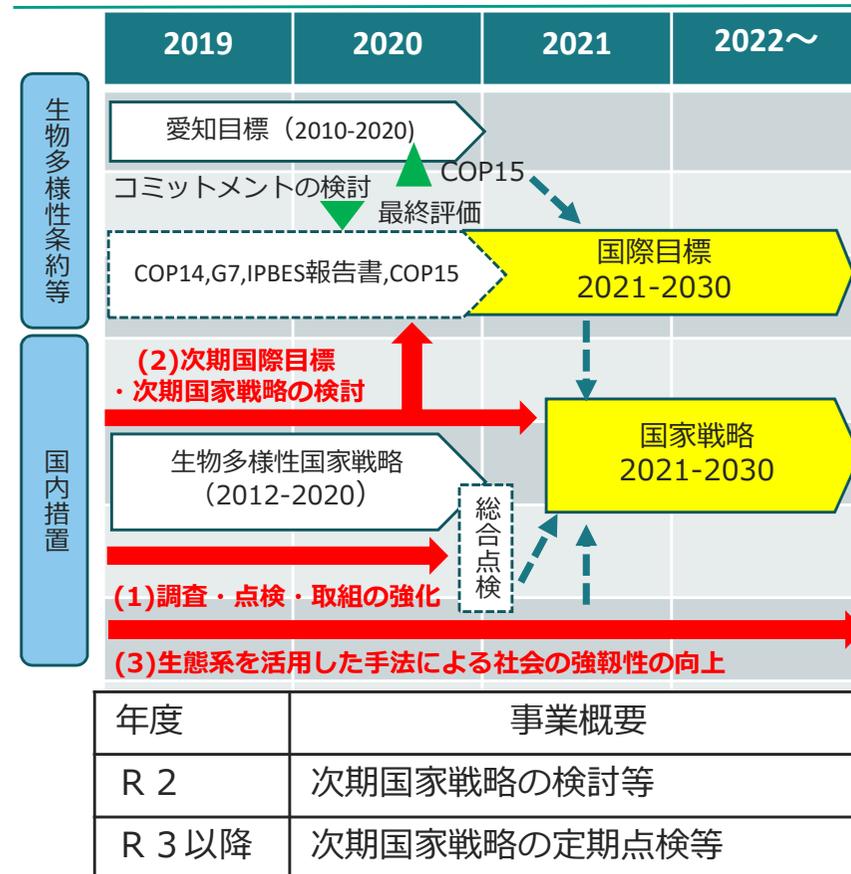
生物多様性に関する世界目標である愛知目標及び我が国の「生物多様性国家戦略2012-2020」が令和2年（2020年）に対象期間を終えることから、次期国際目標及び国家戦略の策定に向け、以下の事業を行う。

- ・ 生物多様性国家戦略実施状況の最終点検と取組の加速
- ・ COP14の閣僚宣言やG7環境大臣会合の憲章で行うこととされた、生物多様性に係る国際会議等での議論を踏まえた我が国のコミットメントを、COP15の開催前の国連総会(UNGA)ハイレベルセグメント（9月）において公表できるように取りまとめ
- ・ ポスト2020目標への貢献及び次期生物多様性国家戦略策定に向けた有識者研究会等の実施
- ・ 生態系を活用した気候変動への適応（EbA）の既往研究や優良事例等の情報収集及び生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の普及

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動の支援により、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進。
- ② 地域による自立的・効果的な取組の継続を促進、早期対策により被害等の拡大を抑制し将来の取組コストも低減。

2. 事業内容

・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。

・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。

1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動（交付率1/2、原則2年）

- ①特定外来生物対策
- ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築
- ④地域・民間の連携促進活動

2.動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）

3.国内希少種の保全活動（定額:上限250万円又は上限150万円、原則3年）

4.地域における特定外来生物の早期防除計画策定（定額:上限250万円、原則1年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（間接交付による。交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体一般、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 能勢の里山活力創造推進事業（H30～R1） （能勢の里山活力創造推進協議会）

生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定。また同計画に基づき、観光や農林業、住民等との連携による里山資源の保全と活用を推進。

事例2 明石・神戸アカミミガメ対策事業（H29～R1） （明石・神戸アカミミガメ対策協議会）

ハッチョウトンボ、イシガメ、オニバスなどの野生生物に悪影響を与えるアカミミガメの調査及び防除や市民向けの啓発活動の実施等。



事例3 フキゲルカミリの住み続ける草原の生息環境保全 （H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フキゲルカミリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



国際・国内希少野生動植物種の保全と適正な取引を推進します。

1. 事業目的

- ① 科学当局としてワシントン条約の適正な履行を進めるとともに、同条約で国際取引が規制されている象牙やべっ甲などの適正な国内取引を推進する
- ② 種の保存法で保護されている国内に生息する希少野生動植物種の違法取引と密輸を撲滅する

2. 事業内容

ワシントン条約の適正な履行及び希少野生動植物種の保全を進めるため、以下の事業を実施します。

- 希少生物の国際取引の適否の判断に必要な情報を体系的に収集します。
- 象牙等の希少野生動植物種の個体及びその器官・加工品を取り扱う事業者に対し、立入検査や指導を強化し、市場の適正な管理に注力します。
- 関係機関（省庁、自治体、事業者）の連携を強化し、国内希少野生動植物種の違法採取及び密輸対策について、効果的な対策を実施します。
- 種の保存法についてより広く国民が理解し、違法流通に巻き込まれることを未然に防止するため、普及広報を行います。
- 登録機関において、法に基づく届出がインターネット経由でも可能となるよう届出電子システムを運用し、国民の利便性を向上させます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体/非営利団体/研究機関
- 実施期間 昭和61年度～

4. 事業イメージ



Ⅲ.関係機関と連携した国内希少種の違法採取・密輸対策（令和2年度の施策概要）

～沖縄奄美地区をモデル地域として～



（1）関係機関団体との連携強化及び対策推進のための会議開催

- 1) 奄美群島地域（鹿児島県）、沖縄県地域（沖縄県）を包括的に対象とする会議開催
- 2) 各地域における現場レベルの会議開催
※8箇所想定（奄美大島、徳之島、やんばる、慶良間諸島、久米島、石垣島、西表島、与那国島）
- 3) 関係機関（行政機関・運輸機関・物流機関・警察機関）との監視・連絡体制の構築

（2）実効性ある違法採取及び密輸対策

- 1) 希少野生動植物の識別ツールの開発等
両生類・は虫類・昆虫・植物等 13種程度作成見込み
- 2) 空港等で差押さえた種判別困難生物の専門家による同定（100件）
- 3) 違法採取パトロールの強化
※1箇所あたり、2名一組、100日実施
※8箇所想定（奄美大島、徳之島、やんばる、慶良間諸島、久米島、石垣島、西表島、与那国島）



（3）普及啓発

- 1) チラシ・ポスターの作成
※3種類（奄美ver、沖縄本島ver、八重山ver）×各3言語（日・英、中）
×各2種類（ポスター、チラシ）
- 2) 空港や港湾での希少種持ち出し禁止キャンペーンの実施
計3空港（奄美空港、那覇空港、石垣空港）を想定



自然環境保全法の規定に基づき、全国的な観点からわが国の自然環境の現状や変化を把握します。

1. 事業目的

- ① 各種施策の基盤となる自然環境に関する情報を、全国悉皆的に収集・提供する。
- ② 国立公園や世界自然遺産の指定や、希少野生動植物種の選定等、守るべき自然環境の体系を視覚化する。
- ③ 鳥獣被害発生の予見・防止や環境アセスメントの迅速化等を通じ、地域の活性化に貢献する。

2. 事業内容

生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた取組には、自然環境に関する現状や改変状況に関する基礎的な情報が不可欠。

このため、多様な主体の参画も得ながら、また、新たな技術やこれまでに得られた調査成果も活用しながら、変化し続ける自然環境の状況を全国悉皆的に調査・解析し、全国的・地域的な課題の解決に貢献する。事業の概要以下のとおり。

- (1) 市民等による生物生息・生育状況調査
多様な主体による生物の生息・生育情報の収集・提供
- (2) 生物多様性の危機に関する現況把握・とりまとめ
基礎調査成果の解析、基礎調査のマスタープラン作成着手
- (3) 動物分布調査（哺乳類等）
哺乳類や鳥類の分布状況を把握

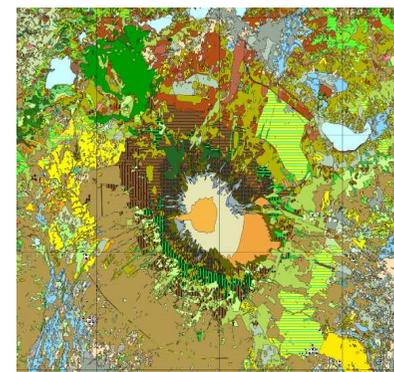
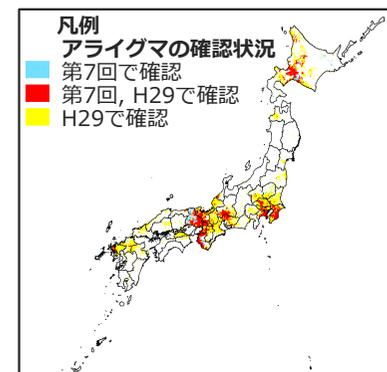
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ

情報の収集・提供

【調査成果の例】



アライグマの確認状況（左）、富士山周辺の植生図（右）

収集した全国の生物の生息・生育データを提供するのみならず、各種施策課題やニーズを踏まえ、各種ビッグデータも援用しつつ解析を行い、各種施策の推進を支援。

年度	事業概要
R2	基礎調査成果の解析、動物分布調査
R3	基礎調査のマスタープラン作成、動物分布調査とりまとめ
R4	マスタープランを踏まえた調査開始

温泉の保護、適正利用及び可燃性天然ガスによる災害防止とともに、「新・湯治」による温泉地活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 温泉法の適正な施行を通じて、大自然の恵みである温泉を将来の世代に引き継ぎ、温泉の適正利用、情報提供の推進を通じて利用者の安全・安心を確保するとともに、温泉採取施設等における可燃性天然ガスによる災害の防止を図る。
- ② 温泉の力や自然や文化等の地域が持つ地域資源の力を十分に発揮し、国民共有の資源である温泉を将来にわたって引き継いでいくため、温泉地の活性化を図る。

2. 事業内容

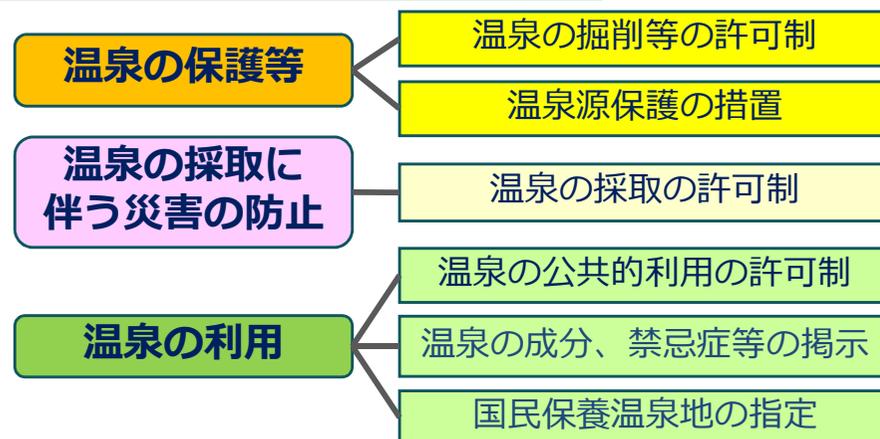
- (1) 温泉資源の保護に関する法施行状況等調査事業
都道府県が温泉掘削の許可等を行う上での基本的な指針である「温泉資源の保護に関するガイドライン」の見直しに向けて必要な情報の調査・検討等を行う。
- (2) 温泉の安全で適正な利用に関する法施行状況等調査事業
温泉付随可燃性天然ガスによる災害防止のための採取許可等制度の施行状況、硫化水素中毒事故等を踏まえた硫黄泉に関する利用実態調査等を行う。
- (3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業
現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方やその推進のために必要な考え方として有識者会議で提案された「新・湯治推進プラン」の内容を実現するために必要な事業を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. イメージ

温泉法の概要(昭和23年法律第125号)



※許可等制度は、都道府県の自治事務として運用



新しい取り組みによる温泉地活性化
可燃性天然ガスによる事故防止対策

(3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業（増額要求）

○「チーム 新・湯治」の運営等業務 12百万円（6百万円）

- ・現代のライフスタイルにあった温泉地での過ごし方である「新・湯治」の趣旨に賛同する自治体、団体、企業等を募り、「チーム 新・湯治」として官民連携のネットワークを構築し、ホームページやセミナー等の運営を通じて温泉地と企業等の相互理解・連携の推進を図り、温泉地の活性化を後押しする。また、温泉地で過ごすことの健康回復、ストレス改善効果等を把握する調査を全国で実施する（継続）。
- ・温泉地を活用した新しいスタイルの滞在方法として、都市部の企業がサテライトオフィス、テレワーク等に温泉地を活用する取り組みが注目されている。温泉地・企業それぞれにメリットがあるため、「チーム新・湯治」のネットワーク等を活用した全国の温泉地への普及促進に向けて、先進事例、温泉地活用方法、導入手法等の調査を行う（新規）。
- ・日本の温泉地全体の活性化を図るため、「新・湯治」の考えに沿った先進的な取り組みを認定する制度を導入するなど、「チーム新・湯治」のネットワークを最大限に活用して自立的に全国の温泉地への波及を促していくための仕組みの検討を行う（新規）。



指定登録機関において、犬猫の所有者情報の登録・変更等を担うシステム構築を行います。

1. 事業目的

犬猫のマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報を登録等を円滑に行うシステムを構築。

2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正（令和元年6月の公布から3年以内に施行）により、所有者明示等の観点から、販売される犬猫については、マイクロチップの装着義務化が予定されている。
- マイクロチップ装着後、所有者に係る個人情報を指定登録機関に登録する必要がある。

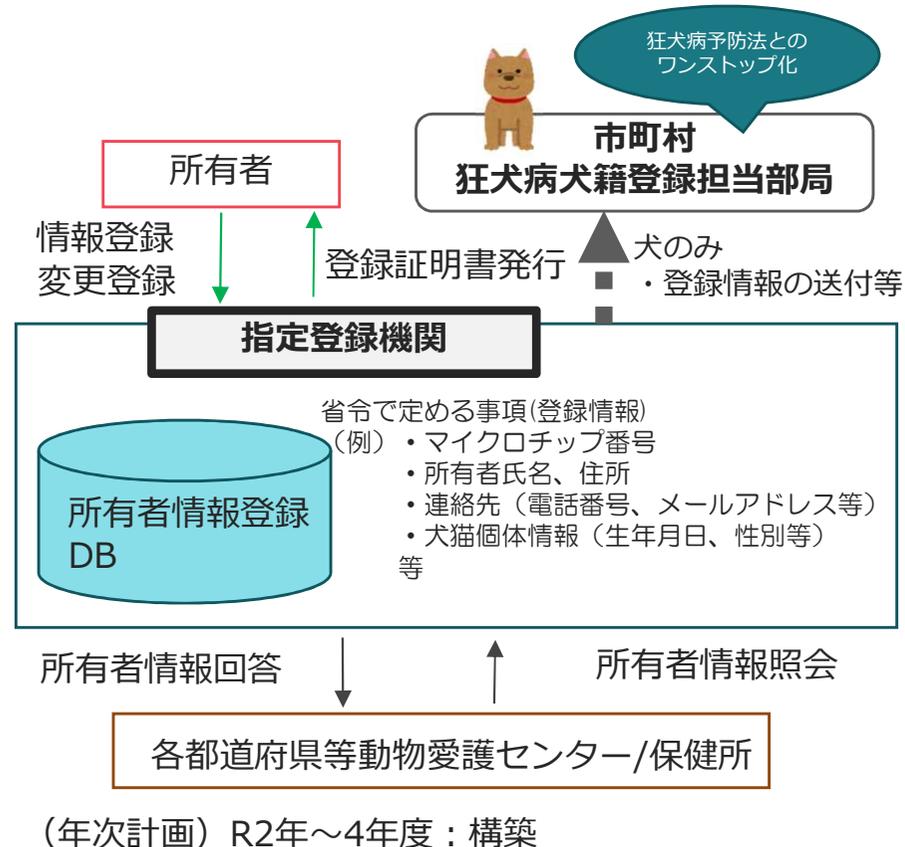
<本システムを利用して行う業務>

- 所有者情報の新規登録、変更登録
- 登録証明書の発行
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録制度とのワンストップ化
- 迷子になった犬猫の所有者情報の回答 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年～令和4年

4. システム構築イメージ



愛玩動物看護師の国家資格認定に係る整備を行います。

1. 事業目的

- ① 愛玩動物看護師法の制定（令和元年6月の公布から3年以内に施行）に伴い、実施が必要となる国家資格認定にかかる制度の構築を検討する。
- ② 農水省と共同で行う国家資格認定試験にかかる体制を整備し、実施に至るまでの問題を整理して試験の実施にかかる準備を行う。

2. 事業内容

愛玩動物看護師が国家資格となる事に伴い、

- ・ 国家資格認定試験実施にかかる検討
- ・ 国家資格認定試験の実施にかかる必要経費等調査
- ・ 国家資格認定試験を共同実施する農水省との連絡・調整
などが必要となる。

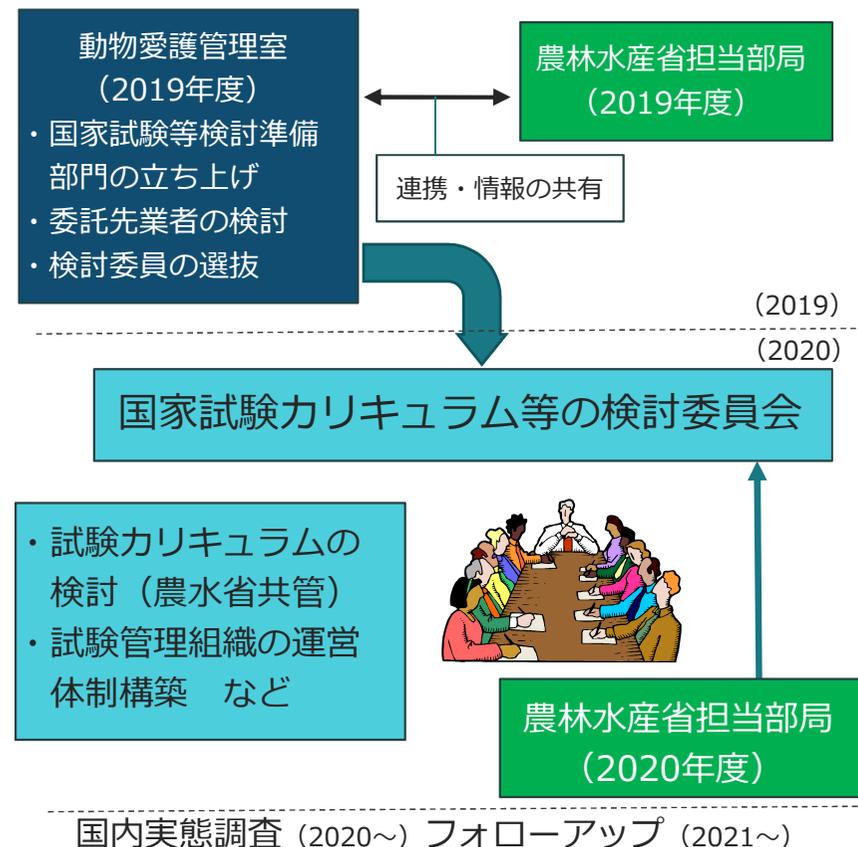
近年設置された国家資格試験の実施状況と必要経費等を調査し、愛玩動物看護師法による国家資格認定試験の実施準備の資料となる情報を収集する。

また、国家資格認定試験の獣医療にかかる部分を担当する農水省と、試験の実施にかかる調整を行い、法施行に向けて準備を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体または大学/研究機関
- 実施期間 令和2年度～

4. 国家試験カリキュラム等の検討委員会



人と動物の共生する社会の実現を図るため、改正動物愛護管理法を踏まえ動物の適正飼養の推進及び基盤強化を行います。

1. 事業目的

- ① 動物愛護と適正飼養に係る国民意識の向上、改正法の周知
- ② 改正法の改正事項や附則・附帯決議に係る措置についての調査・検討の推進
- ③ 犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等に向けた検討の推進
- ④ 適正飼養の推進（社会福祉施策と連携した多頭飼育問題対策、災害時のペット受入体制支援、マイクロチップ装着による所有明示措置の推進、ペット関連産業の実態把握）

2. 事業内容

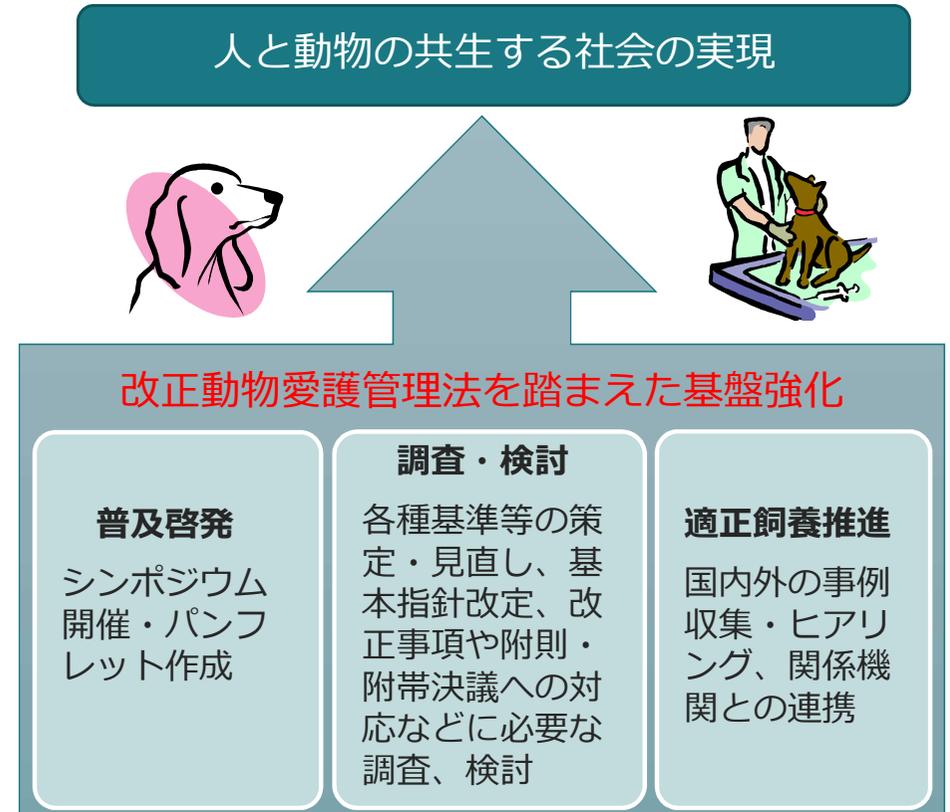
令和元年6月の改正動物愛護管理法の成立に伴い、各種基準等の見直しや関係機関への周知が必要。改正事項や附則・附帯決議において求められている措置への対応に必要な検討調査等、改正動物愛護管理法を踏まえた動物の適正飼養の推進と基盤強化のための事業を行う。

- ・ 改正動物愛護法に対応した総合的な普及啓発、周知
- ・ 各種基準・ガイドライン等の策定、見直し
- ・ 改正動物愛護管理法の改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討
- ・ 社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業
- ・ 災害時のペット受入体制強化推進事業
- ・ マイクロチップ義務化に向けた調査検討
- ・ ペット関連産業実態調査 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



大気環境基準の達成に向けて、自動車等由来排出ガスの総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

自動車交通量の多い一部の局地で、長期にわたりNO₂に係る環境基準が未達成。また、船舶や航空機は、自動車に比して排出ガス対策が不十分。このため、自動車、船舶、航空機等の移動発生源による大気汚染について、自動車NO_x・PM法やオフロード法等現行制度下での排出ガス対策を進めつつ、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進。併せて、CO₂の効率的な削減を図る。

2. 事業内容

(1) 自動車大気汚染対策等の推進

- ・ 総量削減計画の進行管理（地方委託）
- ・ 自動車走行実態調査
- ・ 局地汚染対策検討、基準確保状況評価
- ・ 次世代自動車普及促進方策等の調査等
- ・ NO_x・PM法見直し等に向けた将来推計等の実施

(2) オフロード特殊自動車排出ガス対策の推進

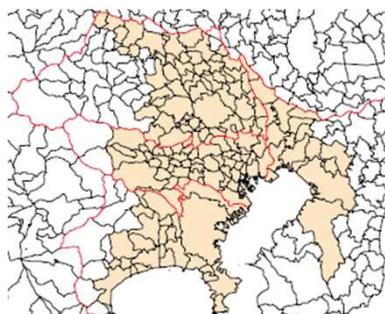
- ・ 2020年度法見直しに向けた課題検討及び技術講習会の実施
- ・ オフロード法情報管理システム(OIMS)保守
- ・ 特殊自動車のCO₂排出量削減調査・検討

(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査

- ・ 船舶排出ガスに関するシミュレーション手法の確立・高度化
- ・ 航空機排出ガスに関する実測調査、メカニズムの把握

3. 事業スキーム

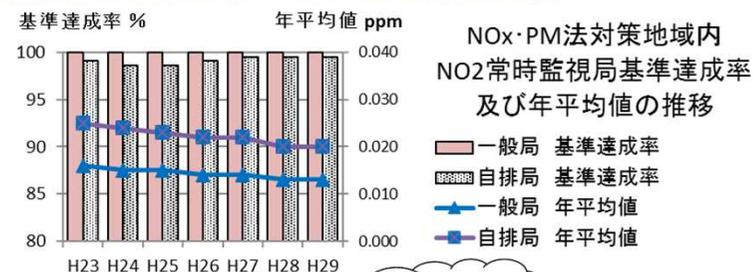
- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体、地方公共団体
- 実施期間 平成14年度～



NO_x・PM法対策地域
(関東地方)

4. 事業イメージ

(1) 自動車大気汚染・CO₂対策の推進



(2) オフロード特殊自動車排出ガス・CO₂対策の推進 (オフロード特殊自動車の例)



(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査



今後の自動車排出ガス・騒音規制のあり方について、検討を進めます。

1. 事業目的

- ① 大気汚染や騒音に係る環境基準達成に向け、実環境における排出ガス低減や騒音低減に資する効果的な対策を検討する。
- ② 中央環境審議会の答申に示された課題の検討を行い、自動車排出ガス及び騒音の許容限度等の改正を行う。

2. 事業内容

環境基準達成のため、規制値見直し、試験法の検討等が不可欠。このため、以下の調査を実施する。

- 車両騒音シミュレーション手法の開発及び追加騒音規定の見直しのための様々な走行条件における騒音レベルの調査
- 路上走行検査におけるNOxのCF値（台上試験の規制値に対する倍数）の強化及びPM粒子数のCF値の導入に向けた検討
- 温度補正を含む排出原単位及び総量算定方法の見直し
- 特殊自動車の排出ガス規制見直し検討のための排出原単位及び総量算定調査
- 大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上に向けた広報活動
- NOx後処理装置の使用過程での性能低下メカニズム解明のための調査検討
- PM粒子数規制の国内導入に向けた検討
- ブレーキ・タイヤ摩耗に由来するPM測定及び試験法の検討
- 燃料の重質化に伴う排出ガス量の評価

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体、研究機関等
- 実施期間 平成12年度～

4. 委託内容・事業イメージ

自動車排出ガス規制強化等推進事業の例

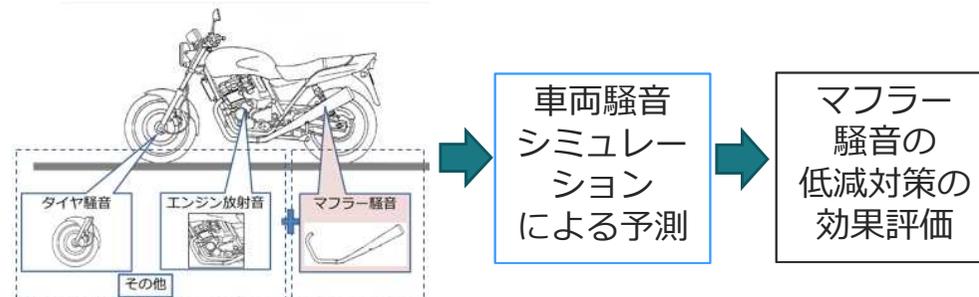
シャシダイナモ試験による排出ガス量測定



大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上のための広報活動



自動車単体騒音規制強化等推進事業の例



作業の効率化が図られるICTを活用した特殊自動車の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 建設業等の特殊自動車使用分野において、ICTの導入により作業の効率化、生産性の向上が図られており、手待ち作業や手戻りが削減されることで、省エネにも大きく貢献している。
- ② 現状では機器の価格が高く、機器のコストが回収できないために導入がなかなか進まない状況であることから、これらICT機器を搭載した特殊自動車の導入を補助するものである。

2. 事業内容

建設事業において省エネルギー環境を実現するためには、目的物の建設にあたって効率的な作業が不可欠。このため、建設業等の特殊自動車の使用分野において、作業の効率化が図られるICTを活用した特殊自動車の導入を支援する。具体的には、従来の標準的特殊自動車に比較して高額となるICT導入コストの一部を補助します。補助対象は以下の要件をすべて満足する車両とする。

- ・ ICTの導入による作業の効率化等により、省エネ効果の見込めること
- ・ 燃費基準が策定されている機種の場合、燃費基準を達成していること
- ・ 2014年排出ガス基準に適合していること

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度

4. 補助対象

ICTの導入による作業の効率化等により、省エネ効果の見込める特殊自動車



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 中央環境審議会から令和元年度に示される予定の豊かな海の確保に向けた「方策の在り方」を踏まえ、湾・灘ごとの実情に応じた地域における取組を促進するとともに、その効果を広く発信し全国の地域における豊かな海づくりを推進する
- ② 瀬戸内法の第19条の4に基づき、国が行うべき瀬戸内海の水質の状況やその他の環境の状況について調査を行う
- ③ 気候変動による影響評価を踏まえ閉鎖性海域における具体的な適応策等を検討する

2. 事業内容

平成27年の改正瀬戸内法の施行後5年の見直しについて、令和元年度末に中央環境審議会の答申がなされる予定であり、これに基づき、きめ細やかな水質の保全・管理、失われた藻場・干潟等の場の保全・再生等の湾・灘ごとの課題に対する地域の豊かな海づくりの取組を促進するとともに、引き続き、気候変動による影響への適応策の検討等の必要な調査・検討を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進（一部拡充）

- ・地域における海づくりの取組支援（取組効果の定量的評価のための調査等）（拡充）

令和元年度末になされる予定の答申に基づき、関係自治体からの要望を踏まえた、きれいで豊かな海づくりの取組を支援するために事業を拡充

- ・衛星画像による解析手法を用いた藻場・干潟の分布状況の把握等

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討

- ・湾・灘ごとの水環境に係る調査、「方策の在り方」の基本計画・府県計画への反映等

③気候変動による影響評価及び適応策の検討等

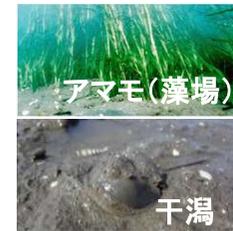
- ・シミュレーションモデルを用いた影響評価及び具体的な適応策の検討

3. 事業スキーム

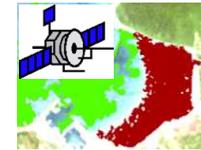
- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

①地域における豊かな海づくりの促進



分布状況の把握



藻場
干潟

地域における取組等の効果の定量評価等
地域の海づくりを促進



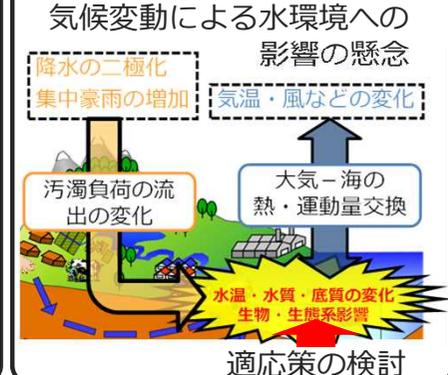
全国に横展開し、
豊かな海を実現

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討



生物多様性・生物生産性の確保

③気候変動による影響評価及び適応策の検討等



適応策の検討

土壌汚染対策法等の着実な実施を図るため、各種調査事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 改正土壌汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。
- ② 電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。

2. 事業内容

平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法の着実な実施を図るとともに、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。具体的には以下の調査事業等を実施する。

- ・効果的な情報の整備・発信による普及啓発、技術的能力の向上
- ・電子管理票の検討等の土壌汚染対策に関する課題の調査・検討
- ・自然由来等土壌の活用事例調査・課題検討、自然由来の判定方法の開発
- ・技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験・評価
- ・1,4-ジオキサンの調査方法の検討等
- ・生活環境の保全に係るリスク管理の検討
- ・その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

改正土壌汚染対策法の着実な施行

- ・効果的な情報を整備・発信
- ・自然由来等土壌の活用事例を調査し、課題等を検討
- ・自然由来等土壌の判定方法の開発を実施 など

都道府県等 指定調査機関

➡ 技術的能力の向上

土地所有者等

➡ リスク管理等についての知識の普及等

土壌汚染対策に関する課題の調査・検討

- ・汚染土壌の適正処理の更なる推進、透明性確保に向けた検討（電子管理票等）
- ・合理的な措置方法の選択の促進等の検討 など



生活環境の保全に係るリスク管理の検討

- ・生態系への影響等の評価手法の確立に向けた検討

※その他土壌汚染対策関係法令に係る調査・対策事業も実施

土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進

国際的水環境改善活動推進費（うちアジア水環境パートナーシップ事業（第Ⅳ期））



【令和2年度要求額 81百万円 うち68百万円（70百万円 うち57百万円）】

アジアの行政官の能力向上や水環境ガバナンスの仕組みの定着等により、アジア地域の水環境改善を推進します。

1. 事業目的

- ① 第3回世界水フォーラム（H15）で環境省が提唱したアジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）によって、東アジア13カ国の参加のもと、各国の水環境ガバナンスを強化し、水と衛生に関するSDG目標6の達成に貢献する。
- ② 第Ⅳ期では汚染源対策の強化、対策結果の評価、政策の見直しを行い、水環境ガバナンスの定着状況を評価する。

2. 事業内容

（1）アジア水環境パートナーシップ事業（第Ⅳ期）（継続）

- ・ 第Ⅰ期から第Ⅲ期の活動を踏まえ、第Ⅳ期は各国が自ら水環境ガバナンスの定着状況をチェックできるよう、評価プログラムを実施する。
- ・ 特定国の課題解決に向けたアクションプログラムとして、汚染源対策の強化から対策結果の評価、政策の見直し、目標設定等につながる支援を実施する。
- ・ ワークショップ等を通じて、各国の評価に関する議題や進捗状況・先進事例等の情報共有、意見交換等を実施する。

（2）世界水フォーラム及び関連会合での情報発信（新規）

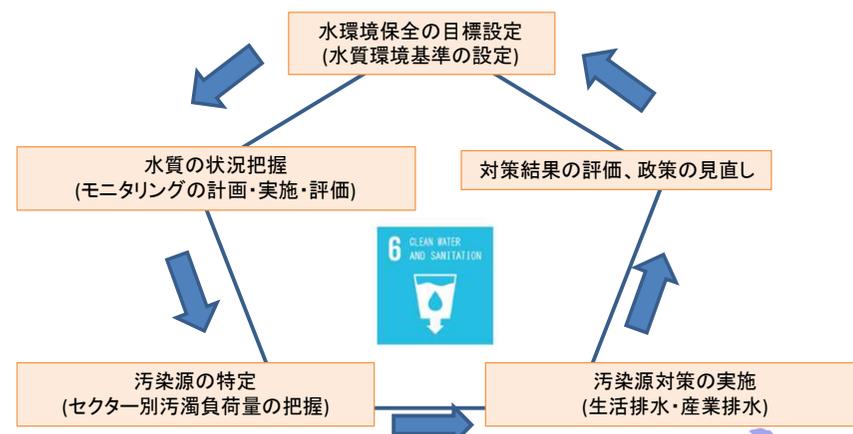
- ・ これまでに蓄積された情報をもとに課題解決に向けた分析を行い、その分析結果も含め、各国の水環境管理の状況や進展等を取りまとめ、**第4回アジア・太平洋水サミット**（熊本市、令和2年10月）や**第9回世界水フォーラム**（セネガル、令和3年3月）において情報発信する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

WEPAが目指すPDCAサイクルに基づく取組の実行



第14回WEPA年次会合（H31.2）



パートナー国 カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8312

中国の水環境改善を図るとともに、日本企業が持つ技術の水平展開を促進します。

1. 事業目的

- ① 平成27年3月に両国局長級で締結された意見書に基づき、畜産汚染物質排出総量削減分野に係る政策及び技術の交流を強化し、共同研究の実施等を通じて汚染物質排出量の削減及び水環境の改善に貢献する。
- ② 汚水処理技術や処理過程で発生したバイオマスの資源化技術など、日本企業が持つ技術の水平展開を促進する。

2. 事業内容

I期「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力（H20-22）」、II期「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業（H23-26）」にて実施したモデル事業を通して、中国国内における理解の促進や国内企業の中国展開につながるなど一定の成果を挙げてきているところである。

平成27年度より実施しているIII期「農村地域等における畜産排水処理技術協力」では、汚水処理技術や処理過程で発生したバイオマスの資源化技術など日本企業の展開も想定した技術提案を行うことで、日本企業のビジネス展開を支援してきた。

令和2年度は、中国側がモデル施設を本格稼働させるためのフォローアップを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

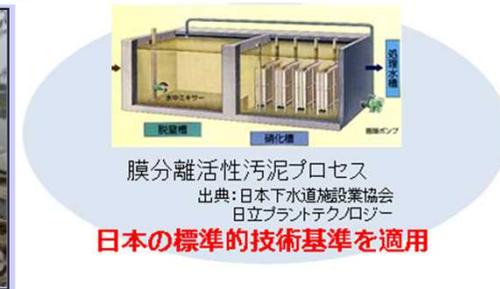


H20 農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力

- 中国6地域においてモデル事業による排水処理技術の実証事業を実施

H23 農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力

- 中国3地域においてアンモニア性窒素を除去する排水処理技術の実証事業を実施



- ・ 畜産排水由来のCOD排出総量は工業系の約3倍
- ・ 中国13次5ヶ年計画の汚染物質削減目標達成に向けた対応が求められている



H27 農村地域等における畜産排水処理技術協力

- 中国2地域においてモデル事業として畜産排水処理施設の技術支援を実施

フォローアップ

海洋環境の保全・保護を進めるための関連条約（ロンドン議定書、バラスト水管理条約、マルポール条約等）に対応するため、国内制度を適正に実施するとともに、国際的な動向を把握し、日本における今後の制度のあり方を検討する。

1. 事業目的

海洋環境関連条約に対応し、海洋環境の保全・保護を進める。

2. 事業内容

ロンドン議定書（船舶からの廃棄物の海洋投入処分の規制）、バラスト水管理条約（バラスト水の排出による生物の移入への対応）、マルポール条約（船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等による汚染の防止）等について、我が国は、海洋汚染等防止法によりこれを担保している。

これら海洋環境関連条約に対応するため、海洋汚染等防止法に基づく許可申請の審査等を適切に実施するとともに、国際的な動向についての情報収集、国内制度の今後のあり方について検討するための調査等を実施する。

また、ロンドン議定書に対応する海洋汚染等防止法の規定により、二酸化炭素の海底下廃棄（CCS）が可能となっており、海底下CCS事業の許可制度を適正に運用する。平成28年4月より、経済産業省が北海道苫小牧において海底下CCS事業を実施中（国内初の許可事例）であり、令和2年度も適正に対応していく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 昭和61年度～

4. 事業イメージ

海洋環境関連条約と海洋汚染等防止法	
(条約)	(海洋汚染等防止法における主な規制)
国際海事機関(IMO)で策定される海洋汚染防止等に関する国際条約	目的: 海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて国際条約の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する
ロンドン条約 (1972年採択、1975年発効、1980年締結) ロンドン条約96年議定書 (1996年採択、2006年発効、2007年締結)	①陸上発生廃棄物の排出の規制 ②油等及び廃棄物の海底下廃棄の規制 (海底下CCS事業の許可含む)
船舶バラスト水規制管理条約 (2004年採択、2014年締結、2017年9月8日に条約発効)	有害水バラストの排出の規制
マルポール73/78条約 (附属書Ⅱに1983年に締結、1987年発効、2007年改正)	①油の排出の規制 ②有害液体物質等の排出の規制等 ③船内発生廃棄物の排出の規制 ④大気汚染物質の排出の規制

すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います。

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という）」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和2年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）
水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進
 - ・リハビリテーション事業の推進
 - ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）
2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進
 - ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
 - ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）
3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進
 - ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
 - ・水俣環境アカデミアの活動支援

石綿読影の体制整備に向けた調査及び、有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法を検討します。

1. 事業目的

- ① **石綿読影の精度に係る調査**：既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。
- ② **有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査**：石綿のばく露が推定される集団に対する健康管理の在り方について検討するため、追加的な検査を行うことで疾患の早期発見につながるか調査し、知見の収集を行う。

2. 事業内容

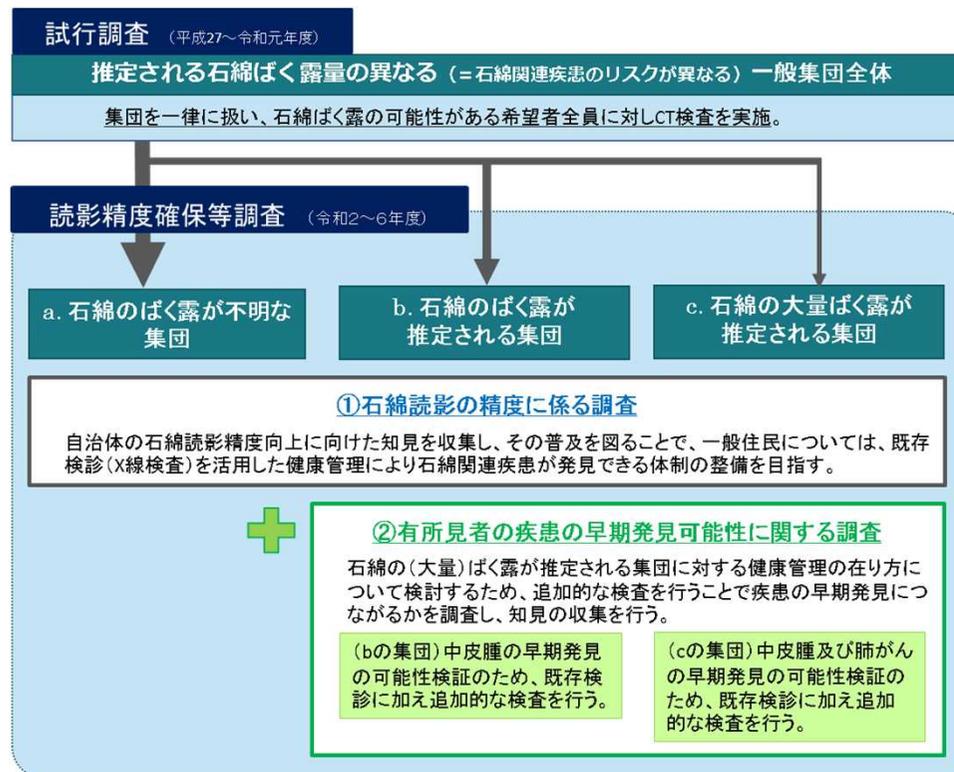
平成30年度に行った石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」）において、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。これを踏まえ本調査では、自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集し、取りまとめる。

また、中間とりまとめでは、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか、現時点で知見が十分ではなく、追加的な検証が必要とされた。そのため、これらの集団を対象に、既存検診に加えて追加的な検査を行い、疾患の早期発見の可能性を検証することで、効果的かつ効率的な健康管理の在り方を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 委託・請負事業 / ② 請負事業
- 委託先・請負先 ① 地方公共団体・民間事業者 / ② 民間事業者
- 実施期間 ①・② 令和2年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ



公共施設（庁舎等）への省エネ設備の導入を通して地方公共団体の率先的取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく庁内のカーボン・マネジメント体制を強化する。
- ② 公共施設（庁舎等）に省エネ設備を導入し、PDCA体制を通じて公共施設からの温室効果ガス排出を削減する。
- ③ 本事業を通じ、地域循環共生圏づくりの核となる地方公共団体が地域の脱炭素化を推進するための基盤を強化する。

2. 事業内容

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

支援の対象とする事業は、より優良な事例を創出して水平展開に資するため、CO2削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

※ 本事業の成果は、域内外の公共施設や民間施設への水平展開や、CO2排出削減に向けた率先的取組を組織を挙げて実施するよう促す際に活用し、国の2030年度削減目標（2013年度比26.0%減（地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減））に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2、2 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（リース会社等）
- 実施期間 平成28年度～令和2年度

4. 事業イメージ

事務事業編の強化・拡充

- ・ 首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・ 省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

地方公共団体の参画・関与の下、地域の脱炭素化事業を展開する事業体づくりを支援します。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーの活用等による地域の脱炭素化を持続的に展開する事業体の自立的な普及を促す。
- ② 事業体の自立的な普及に向け、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促す。

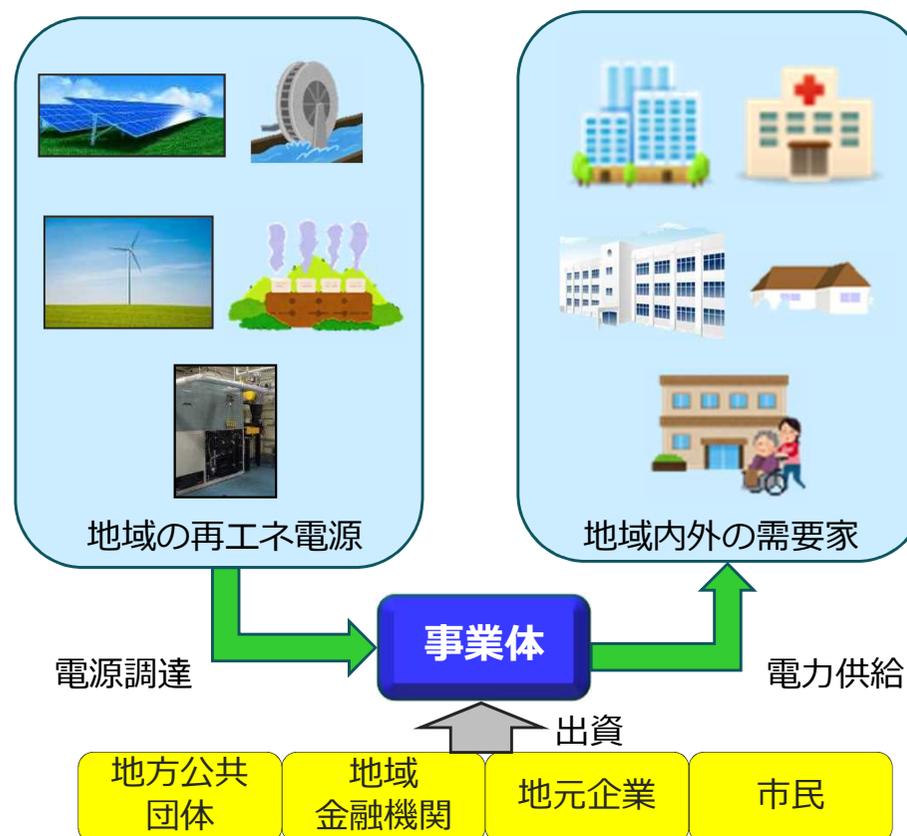
2. 事業内容

- 地域の再生可能エネルギーの活用は、地域の脱炭素化に資すると同時に、地域経済循環の拡大を促すため、地域循環共生圏の鍵となる。
- 特に、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域における面的な脱炭素化を推進する事業体には、脱炭素化や地域経済循環への効果に加え、多様な地域課題の解決に向けた事業への展開も期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かしつつ、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。
- このため、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2、2 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



エコアクション21（EA21）等の着手しやすい効果的な環境マネジメントシステム（EMS）の整備・普及促進を支援します。

1. 事業目的

- ① EA21ガイドライン等の整備・普及促進により、企業が環境経営の導入及び実践することを図る。
- ② バリューチェーン上でのEA21の普及に向けた課題の整理し、対策案を検討する。
- ③ EMSの国際的動向や事業者の環境配慮行動を調査し、新たな施策の検討等に活用する。

2. 事業内容

環境問題の解決には、経済の主体たる企業が、組織的かつ戦略的なPDCAサイクルを構築し、持続可能な環境経営を実践することが必要。多くの中小企業は、EMSの構築・運用ノウハウを有しておらず、環境経営の導入が進んでいない結果、環境取組が一過性に終わり、環境改善が進まないという課題に直面している

- 中小企業への環境経営の普及促進事業
 - ・ EA21ガイドライン2017年版、業種別ガイドラインの普及のための全国セミナーやシンポジウムを行う。
 - ・ 2017年版ガイドラインの理念及びそれに整合的なSDG等の理解が深い審査員を増やすための取組を促進する。
 - ・ 大企業等のバリューチェーンでのEA21の普及に向けた課題を整理する。
 - ・ EMSの国際的動向についての調査を行う。
- 環境経営促進のための動向調査を行う。
 - ・ 環境・社会課題の解決を成長に結びつけるビジネス促進ための調査等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

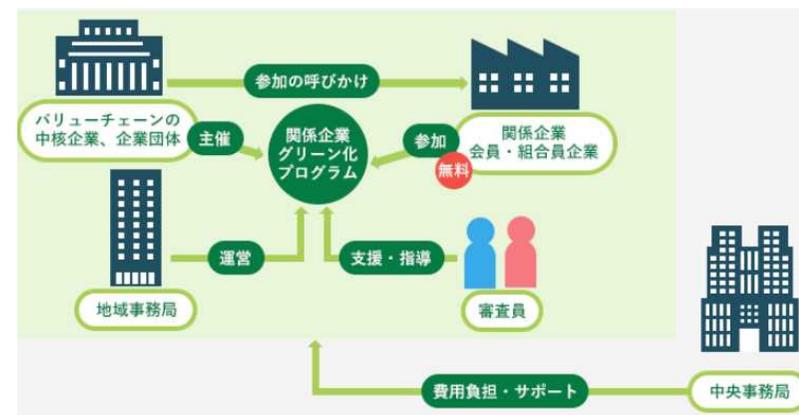
4. 事業イメージ

イメージ1：全国セミナー



EA21普及・促進のために、全国5ヶ所でのセミナーを実施

イメージ2：バリューチェーンでのEA21利用





【令和2年度要求額(一般分)32百万円(32百万円)、(特会分)860百万円(860百万円)】

地球温暖化推進法を確実に実施・運用するため、必要な調査を実施するとともに、運用・管理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 気候変動枠組条約及び地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定及び温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の提出を行うこと。
- ② 事業者が講ずべき排出抑制等対策に関して、必要な指針（排出抑制等指針）を公表すること。
- ③ 特定の排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け。（算定・報告・公表制度）

2. 事業内容

- (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業
 - ・インベントリの作成による国内対策推進の基礎情報の整備
- (2) 温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査事業
 - ・設備の選択及び使用方法に関する排出抑制等のための対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者求められる取組等を示すことにより、事業者の排出抑制等の取組を促進する。
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業
 - ・2018年度実績の公表・分析を行い、事業者の温室効果ガス排出量把握と自主的削減に係る取組を促進する
- (4) バリューチェーン排出の算定基盤の整備事業
 - ・排出量原単位データベース、排出量算定のガイドラン整備などを実施し、バリューチェーン全体で川上・川下を巻き込んだ削減の取組を促進する。

3. 事業スキーム

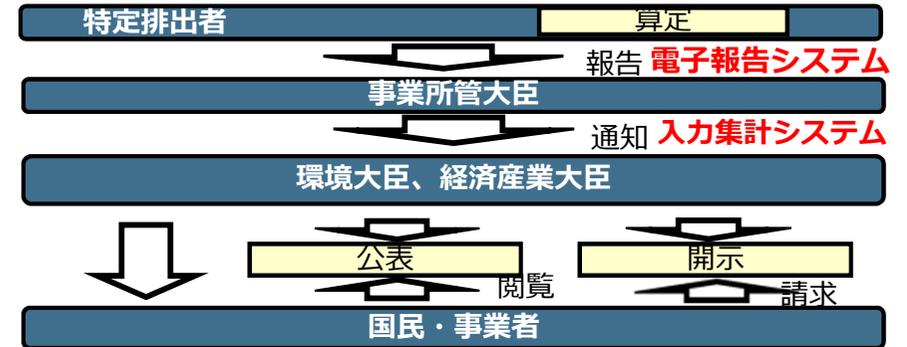
- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託先・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

<温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業>



<温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業>



我が国の税制全体のグリーン化を推進するために、環境関連税制について分析・調査を行います。

1. 事業目的

炭素税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

2. 事業内容

- 脱炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税などの環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられています。
 - これらの環境関連税制等については、第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされており、以下の事業を実施します。
- ①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施
 - ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
 - ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成14年度～令和3年度

4. 事業イメージ

①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施

- 諸外国における炭素税の制度概要やその効果等に関する調査の実施
 - 炭素税による環境効果や経済への影響等の分析
- #### ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO₂、NOX等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施
 - 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 第五次環境基本計画に基づいた、税制全体のグリーン化の推進に向けた検討
- 環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施



我が国全体の税制全体のグリーン化を推進

【令和2年度要求額 18,256百万円の内数（16,659百万円の内数）】

「地域循環共生」の学理の構築により、地域の「知の連携」と「人材育成」の研究教育拠点を形成します。

1. 事業目的

- (1) 地域循環共生圏の形成に係る知識と経験を集積する研究教育の拠点（環境イノベーションのナレッジステーション）を整備し、地域ニーズを解析して「循環共生の未来ビジョン」を描く理論とモデルを開発できる体制を形成。循環共生の技術政策の複合的なソリューションの計画評価手法を確立する研究基盤を構築します。
- (2) 地域循環共生圏の推進に向けた研究と教育を通じて、地域と科学を橋渡しする専門家を生み出す研究教育体制を構築することにより、「地域循環共生知」を地域間、産官学、国内で共有して発信する仕組みを形成します。

2. 事業内容

(1) 地域の循環・共生の未来診断モデル研究

- ・地域ニーズと環境特性の解析と、社会経済シナリオ等の予測に基づくエネルギー、交通、資源と水・大気系環境と生態系サービスと生活快適性への影響等を地域ごとに予測し、「科学知」として関係者間で共有する「地域循環共生アセスメントモデル」の研究開発の中核となる連携講座を構築します。

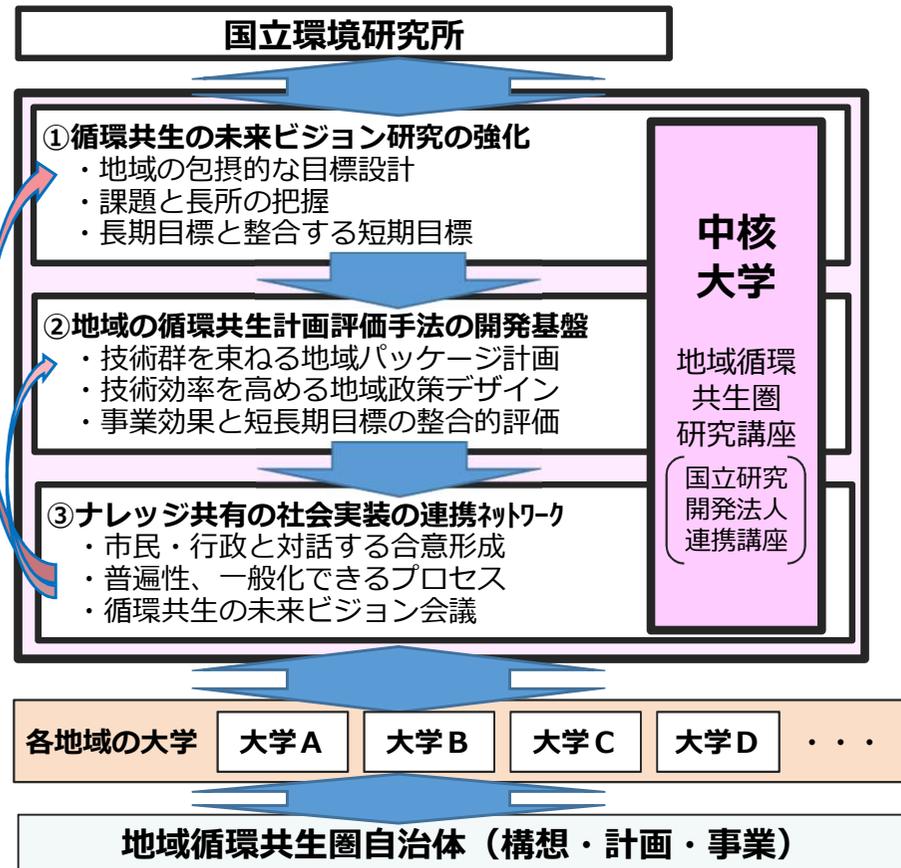
(2) 循環共生のソリューション設計と社会実装研究教育拠点

- ・地域循環共生の技術と政策の取り組み、ソリューションを体系的にデータベース化して、地域の大学と自治体との連携で、地域に適した持続可能な未来ビジョンと社会転換シナリオを描いて、社会実装プロセスの研究教育を推進する連携基盤を形成します。
- ・国環研と中核大学、大学コンソーシアムと地域の連携研究教育で、地域活力を生み出すとともに、実践に裏付けられる地域循環共生の専門人材を育成します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 補助対象 国立環境研究所
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ



【令和2年度要求額 18,256百万円の内数（16,659百万円の内数）】

温室効果ガス濃度の全球モニタリングなどに必要な「いぶき（GOSAT）シリーズ」のデータ処理を行っています。

1. 事業目的

- ① 「いぶき」（GOSAT）シリーズの観測データから温室効果ガスの濃度や吸収排出量等の高次プロダクトを定常的に作成する。
- ② 作成された「いぶき」（GOSAT）シリーズのプロダクトを長期的に保存するとともに、研究者や一般利用者に関連情報と合わせて提供する。

2. 事業内容

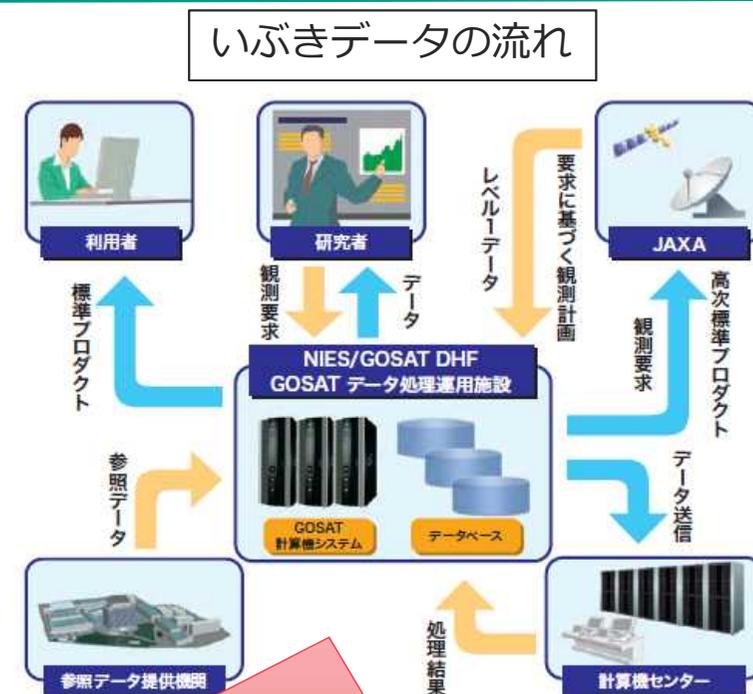
温室効果ガス観測技術衛星（いぶき、GOSAT）シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立環境研究所（NIES）の共同プロジェクトです。その1号機は平成21年1月に、2号機は平成30年10月に打ち上げられ、10年以上にわたり地球全体の温室効果ガスのモニタリングを行なっています。

本事業では「いぶき」シリーズのデータから温室効果ガスの濃度や吸収排出量などのプロダクトを定常的に作成し、研究者や一般利用者ホームページなどを通じて提供するための地上データ処理システムの開発とその運用を行います。特に令和2年度には2号機のデータによる温室効果ガスの吸収排出量プロダクトの公開や3号機用の地上データ処理システムの開発を開始する予定です。さらに1号機、2号機のデータを長期的に保存するシステムの開発と運用準備も進めます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 国立環境研究所
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



JAXAからの「いぶき」レベル1プロダクト等から、温室効果ガスの濃度や吸収排出量などを算出し、高次プロダクトとして公開しています。

環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

1. 事業目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。令和2年度においては「統合イノベーション戦略2019（令和元年6月閣議決定）」等を踏まえ、地域循環共生圏とSociety5.0の実現に向けた研究開発に重点化する。

4. 研究開発成果の例



民間航空機を活用した大気観測プロジェクト（CONTRAIL Project）
「世界をリードする圧倒的なデータ蓄積を実現」

（国立環境研究所、気象研究所、(株)ジャムコ、(株)日本航空、JAL財団）



アスベスト迅速検出装置の開発
「解体現場での即時のアスベスト検出を実現」

（広島大学、(有)シリコンバイオ、(株)オプトサイエンス）

3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的資金制度による交付（環境再生保全機構が配分）
- 委託・補助事業 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成22年度～



※（独）環境再生保全機構

持続可能な社会構築に向け、学校や地域での環境教育の実践者の資質向上やESD活動の連携を支援します。

1. 事業目的

- ①環境教育等促進法等に基づき、法に定める事務を着実に実施するとともに、学校、家庭、職場、地域等における環境教育を充実させることで、地域循環共生圏の基盤形成を行います。
- ②ESD推進のための全国的なネットワークを整備し、そのネットワークを活用することで地域・分野・世代を超えた連携による環境教育を推進します。

2. 事業内容

①学校教職員、家庭において環境学習を行うとする両親、また環境について学ぼうとする子ども達など幅広い層を対象とした普及啓発を実施するため、環境教育室ホームページの運営等を行います。

また、文部科学省等関係省庁等と連携して、地方公共団体等のニーズを踏まえた環境教育を推進するための研修や環境カウンセラー制度の運用等を行い、地域での環境教育を実践するリーダー的人材を育成します。

②様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制を整備し運営します。

また、地域でのネットワークのハブとして地方ESD活動支援センターを全国8箇所に整備し、ESD活動支援センターと協働・連携して、ESD推進ネットワークの構築に向けた取組を行います。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成26年度～令和5年度

4. 事業イメージ

持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てるため、地域資源を活用した体験活動による環境教育を推進



ESD推進ネットワークによる活動の支援





【令和2年度要求額 744百万円（744百万円）】

環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に資する情報提供をします。

1. 事業目的

- ① 再生可能エネルギーの導入に必要となるポテンシャルの情報や、適切な環境配慮に必要となる環境の基礎情報を、広く国民一般にわかりやすい形でデータベースとして整備。
- ② 地方公共団体における再生可能エネルギーの計画的な導入の推進、再生可能エネルギー事業への参画を考えている事業者への支援、及び地域における理解の促進を図る。

2. 事業内容

環境に配慮した再エネの導入のために、事業者や地方公共団体等が、そのポテンシャルや環境に関する情報を正確に把握できるようにすることが必要不可欠。このため、再エネ導入支援ツール等を搭載した情報発信サイトの構築を行い、公表することで再生可能エネルギーの計画的な導入を図る。また、環境基礎情報を収集したデータベースを整備することで、環境影響に配慮した形での再生可能エネルギーの円滑な導入に資する。

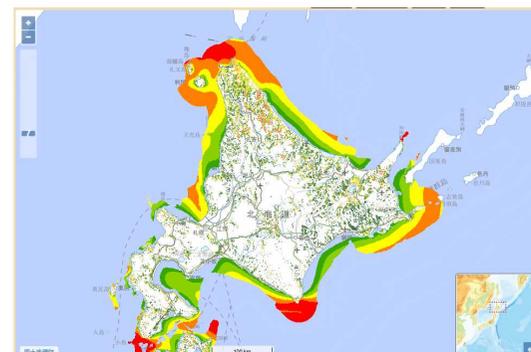
- (1) 再エネのポテンシャル等に関する情報発信サイトの構築
 - ・再生可能エネルギーのポテンシャル情報等の収集・整理
 - ・再エネ導入支援ツール等を掲載した情報発信サイトの構築・公表
- (2) 一般海域等における環境基礎情報の収集・データベースの整備
 - ・適切な環境配慮に必要となる基礎的な環境情報の収集・整理
 - ・一般的に利用可能となるようなデータベースとして整備・更新

3. 事業スキーム

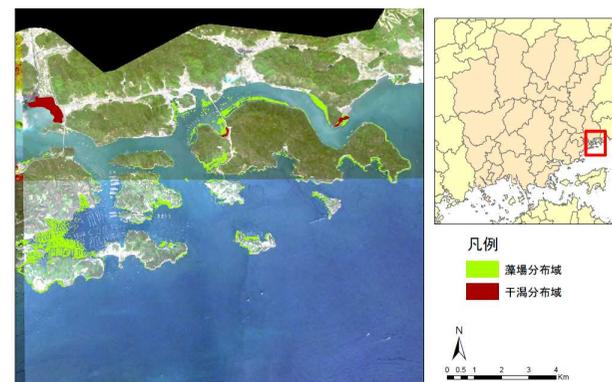
- 事業形態 委託事業
- 委託事業 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. イメージ

■ 風力の導入ポテンシャルマップ



■ 藻場・干潟分布図



風力発電事業の円滑な導入と環境保全の両立を目指します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然的条件・社会的条件を評価し、風力発電の導入を促進し得るエリアや、環境保全を優先することが考えられるエリア等の設定などを行うゾーニングマップを作成する。
- ② ゾーニングの実効性を確保し、環境影響評価制度等との連携を具体化するための仕組みを見据えた検討及びその実証を行う実証事業を行う。

2. 事業内容

低炭素社会の構築には、風力発電事業の円滑な導入と環境保全の両立が不可欠である。このため、委託事業により、地方公共団体主導において風力発電に係るゾーニング実証事業を実施し、事業成果等を踏まえてゾーニングの実効性の確保について検討する。

①実証事業におけるゾーニング実践

平成30年度に公募により採択した7地域において、ゾーニング結果を環境影響評価手続等の各種制度に活用するための実証事業を実施する。

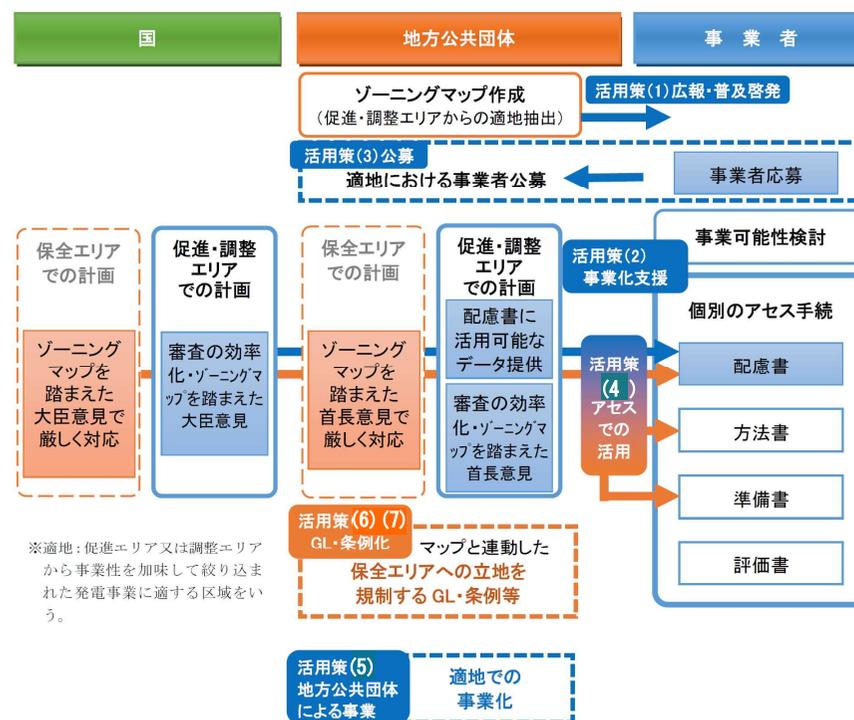
②ゾーニング成果の各種制度への活用による実効性の確保に係る検討

ゾーニングモデル事業（～平成30年度）の成果及び実証事業の状況を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めたゾーニングの実効性の確保に係る検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託事業 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ



ゾーニングマップ活用のイメージ